

資料 4 - 4 2

泊発電所 3 号炉審査資料	
資料番号	SA46H-9 r.1.0
提出年月日	令和5年5月10日

## 泊発電所 3 号炉

設置許可基準規則等への適合状況について  
(重大事故等対処設備)  
補足説明資料  
比較表

46条

令和 5 年 5 月  
北海道電力株式会社

枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第46条 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
------------	---------	------

補足資料のうちSA基準適合性一覧表および関連資料の相違箇所に対する考え方について

「SA基準適合性一覧表」およびその適合性を確認するための「関連資料」について、大飯との比較による相違箇所について類型化し考え方を整理し、整理した結果をそれぞれ「適合性一覧表の相違箇所について」及び「関連資料の相違箇所について」に示す。

**【適合性一覧表の相違箇所について】**

- 43条のSA設備要求事項に対する適合性について、大飯との適合性一覧表における記述の比較結果および相違に対する設計方針の相違有無については表-1の通り。
- 記述内容は相違しているが、類型化にて整理した結果を記載していること、適合するための設計を行う方針であることについて相違はない。
- 類型化の整理結果は相違するものの、類型化に従った適合方針について記載したため資料本文にて比較しているため、本資料(比較表)では相違箇所の識別のみとする。

**【関連資料の相違箇所について】**

- 43条の要求事項に対する設計方針を補足する関連資料について、大飯および女川との比較により相違する項目、関連資料および相違理由については表-2の通り。
- 適合性一覧にて示している関連資料において記載事項は異なるが、いずれかの資料にて適合状況の確認が可能な記述があることを確認している。
- よって、表-2の整理結果との紐付け記号をSA基準適合性一覧表の比較表に記載するのみのとする。

表-1

各設備の適合性における相違箇所に対する考え方 【 いずれも43条適合方針について大飯、女川との相違なし】		
記号	相違のある要求事項	相違に対する考え方
①	環境条件_環境影響	配置設計により設置環境として考慮すべき事項は相違するが、設置環境での環境影響を考慮した設計とする方針に相違なし
②	環境条件_海水通水	外部送水系(補給・除熱除く)は水源として海を用いるため海水影響を考慮する方針に相違なし 常設設備への接続系統は相違するが、海水通水の影響を考慮した設計とする方針に相違なし
③	操作性	操作対象とする設備により遠隔操作・現場操作(又は両方)が相違するが、遠隔操作および現場操作が可能とする方針に相違なし
④	切り替え性	本来用途と異なる目的にて使用するための操作を切り替え性とする(本来用途のための操作は操作性にて考慮)か、SA時の操作全般を切り替え性とするかの相違はあるが、いずれも操作可能とする方針に相違なし
⑤	悪影響防止_系統設計	系統操作について④にて操作性又は切り替え性としての適合方針の相違により、同一の操作であっても系統操作の類型化が異なる。悪影響を与えないための類型化分類相違するが、対象とする系統へ悪影響を与えないための方針に相違なし
⑥	設置場所	対象設備の相違により操作場所が相違するが対象設備の操作場所に応じた放射線防護を取る方針に相違なし
⑦	容量等	有効性評価等による必要容量は相違するが、必要容量を賅える容量とする方針に相違なし
⑧	共通要因故障防止_自然現象・外部人為事象	設置場所により考慮する共通要因及び同時故障を防止する対象設備が相違するが、想定する共通要因及び対象設備に対し多重性及び独立性又は多様性を有する設計とし、位置的分散を図る方針に相違なし
⑨	共通要因故障_サポート系	対象設備によりサポート系の要・不要は相違するが、異なる駆動源を有する設計とする方針に相違なし

表-2

記号	43条適合性確認項目	関連資料			大飯との相違理由
		【大飯】	【泊】	【女川】(参考)	
①	環境条件における健全性	配置図	配置図(保管場所図) 系統図 接続図	配置図(保管場所図) 系統図 接続図	泊では目的別に資料を構成していることにより、紐付けている関連資料は異なるが、適合性を補足する資料として相違なし
②	操作性	配置図	配置図 系統図 接続図	接続図 配置図	泊では目的別に資料を構成していることにより、紐付けている関連資料は異なるが、適合性を補足する資料として相違なし
③	試験・検査	構造図 試験検査説明資料 設備概要 ブロック図、他	試験・検査説明資料	試験及び検査	大飯では試験・検査説明資料に記載している個別資料の名称を記載しているものであり、資料自体の相違なし
④	切り替え性	系統図 配置図	系統図	系統図	大飯では配置図を関連資料とし、配置図においては操作の確実性について示されている 配置図における情報量は相違はなく、各設備の操作の確実性については操作性における確認事項であるため紐付ける必要はないと判断している
⑤	悪影響防止	系統図 配置図	系統図 配置図(保管場所図) 試験・検査説明資料	系統図 試験及び検査	泊では試験・検査説明資料を関連資料としている 試験・検査説明資料は、設備の構造上の観点にて周辺への悪影響がないことを補足するため紐付けているものである
⑥	設置場所	配置図	接続図 配置図	接続図 配置図	泊では目的別に資料を構成していることにより、紐付けている関連資料は異なるが、適合性を補足する資料として相違なし
⑦	容量(常設、可搬)	容量設定根拠	容量設定根拠	容量設定根拠	資料の内容については設計連携により相違しているが、適合性を補足する資料として相違なし
—	共用の禁止	—	—	—	(単号申請であり共用設備なし)
⑧	共通要因故障防止(常設)	配置図 系統図 設備概要	配置図 系統図 単線結線図 その他補足資料	配置図 系統図 単線結線図 その他補足資料	記載表現の相違、内容に相違なし 大飯では設備概要を関連資料としているが、当該要求事項において適合性を補足する資料として充足していることより紐付けていない なお設備概要における記載内容は相違なし
⑨	接続性	系統図	接続図	接続図	紐付けている資料は異なるが、当該要求事項に対する適合性の補足資料として記述内容に相違なし
⑩	異なる複数の接続箇所	配置図	接続図	接続図	
⑪	設置場所	配置図	接続図	接続図	
⑫	保管場所	配置図	保管場所図	保管場所図	紐付けている資料は異なるが、当該要求事項に対する適合性の補足資料として充足していることより紐付けていない なお設備概要における記載内容は相違なし
⑬	アクセスルート	補足説明資料共通4	アクセスルート	アクセスルート図	
⑭	共通要因故障防止(可搬)	配置図 系統図 設備概要	配置図 保管場所図 系統図 単線結線図 接続図	配置図 保管場所図 系統図 単線結線図 接続図	記載表現の相違、内容に相違なし 大飯では設備概要を関連資料としているが、当該要求事項において適合性を補足する資料として充足していることより紐付けていない なお設備概要における記載内容は相違なし

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第46条 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>46-1 SA設備基準適合性 一覧表</p>	<p>46-1 SA設備 基準適合性一覧表</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第46条 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備

大飯発電所3/4号炉

泊発電所3号炉

相違理由

項目	大飯発電所3/4号炉		相違理由
	設備	運用又は体制	
1	原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備	原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備	
2	原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備	原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備	
3	原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備	原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備	
4	原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備	原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備	
5	原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備	原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備	
6	原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備	原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備	
7	原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備	原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備	
8	原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備	原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備	

泊発電所3号炉 SA設備基準適合性 一覧表(常設)

項目	設備	運用又は体制	相違理由
1	原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備	原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備	
	原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備	原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備	
2	原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備	原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備	
	原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備	原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備	
3	原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備	原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備	
	原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備	原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備	
4	原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備	原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備	
	原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備	原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備	
5	原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備	原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備	
	原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備	原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備	
6	原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備	原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備	
	原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備	原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備	
7	原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備	原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備	
	原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備	原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備	
8	原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備	原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備	
	原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備	原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備	
9	原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備	原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備	
	原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備	原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第46条 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備

大飯発電所3/4号炉

泊発電所3号炉

相違理由

項目	大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
1	...	...	...
2	...	...	...
3	...	...	...
4	...	...	...
5	...	...	...
6	...	...	...
7	...	...	...
8	...	...	...

項目	泊発電所3号炉 SA設備基準適合性 一覧表(常設)	相違理由	
1	C/V以外の屋内-IS LOC時及びSGTR時で使用 (原子炉補助設備)	B a B c	1 [補足説明資料]48-2 配置図
2	対象外(海水を温水しない)	-	[補足説明資料]48-4 系統図
3	【1次系FAB】 中央制御室操作 (中央制御室の制御盤での操作が可能)	B	2
4	ポンプ (機能・性能及び備えの確認が可能) (分解が可能)	A	3 [補足説明資料]48-3 試験・検査 説明資料
5	【1次系FAB】 DB施設と同じ用途で使用又は代替せず使用 (DB施設と同じ系統構成で使用)	B b	4 [補足説明資料]48-4 系統図
6	【1次系のFAB】 DBと同系統構成 (設計基準対象施設として使用する場合は同じ系統構成)	A d	5 [補足説明資料]48-4 系統図
7	地震、洪水、火災、外部からの衝撃の影響を及ぼさない	-	-
8	対象外	-	-
9	中央制御室操作 (操作は中央制御室から可能)	B	6
10	【1次系FAB】 DB設置の容量等が十分 (DB施設と同仕様で設計)	A	7
11	(共用しない)	-	-
12	【1次系のFAB】 防止設備/共通要因の考慮対象設備あり/屋内 (SG2次面による炉心冷却と多様性) (タービン補助給水ポンプ、電熱補助給水ポンプ、主蒸気逃がし弁及び蒸気発生器と位差的分岐)	A a	8 [補足説明資料]48-2 配置図
13	対象外(サポートなし)	-	-



赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第46条 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備

大飯発電所3/4号炉

項目	1	2	3	4	5	6	7	8	9
1	設置	設置	設置	設置	設置	設置	設置	設置	設置
2	設置	設置	設置	設置	設置	設置	設置	設置	設置
3	設置	設置	設置	設置	設置	設置	設置	設置	設置
4	設置	設置	設置	設置	設置	設置	設置	設置	設置
5	設置	設置	設置	設置	設置	設置	設置	設置	設置
6	設置	設置	設置	設置	設置	設置	設置	設置	設置
7	設置	設置	設置	設置	設置	設置	設置	設置	設置
8	設置	設置	設置	設置	設置	設置	設置	設置	設置
9	設置	設置	設置	設置	設置	設置	設置	設置	設置



泊発電所3号炉

泊発電所3号炉 SA設備基準適合性 一覧表(常設)

項目	1	2	3	4	5	6	7	8	9
1	設置	設置	設置	設置	設置	設置	設置	設置	設置
2	設置	設置	設置	設置	設置	設置	設置	設置	設置
3	設置	設置	設置	設置	設置	設置	設置	設置	設置
4	設置	設置	設置	設置	設置	設置	設置	設置	設置
5	設置	設置	設置	設置	設置	設置	設置	設置	設置
6	設置	設置	設置	設置	設置	設置	設置	設置	設置
7	設置	設置	設置	設置	設置	設置	設置	設置	設置
8	設置	設置	設置	設置	設置	設置	設置	設置	設置
9	設置	設置	設置	設置	設置	設置	設置	設置	設置





赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第46条 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備

大飯発電所3/4号炉

項目	大飯発電所3号炉	大飯発電所4号炉
1	原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備	原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備
2	原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備	原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備
3	原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備	原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備
4	原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備	原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備
5	原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備	原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備
6	原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備	原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備
7	原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備	原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備
8	原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備	原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備



泊発電所3号炉

泊発電所3号炉 SA設備基準適合性 一覧表(常設)

項目	設備名称	規格	適合性	関連資料
1	原子炉格納容器	原子炉格納容器	A	[補足説明資料]48-2 配置図
	(有効に機能を選択する)		-	
2	海水又は淡水	海水又は淡水	II	[補足説明資料]48-4 系統図
	(海水注水を行った場合の影響を考慮)		-	
3	対象外	対象外	/	
	(操作不要)		-	
4	その他	その他	N	[補足説明資料]48-3 試験・検査説明資料
	(外観の確認が可能)		-	
5	【次系FAS】	【次系FAS】	B)	[補足説明資料]48-4 系統図
	(DB施設と同じ用途で使用又は代替せず使用)		-	
6	【次系FAS】	【次系FAS】	A d	[補足説明資料]48-4 系統図
	(DB施設と同じ用途で使用又は代替せず使用)		-	
7	対象外	対象外	/	
	(操作不要)		-	
8	【次系FAS】	【次系FAS】	A a	[補足説明資料]48-2 配置図
	(DB施設と同じ用途で使用又は代替せず使用)		-	
9	対象外	対象外	/	
	(サポートなし)		-	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第46条 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備

大飯発電所3/4号炉

項目	大飯発電所3号炉	大飯発電所4号炉
1	原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備	原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備
2	原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備	原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備
3	原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備	原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備
4	原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備	原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備
5	原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備	原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備
6	原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備	原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備
7	原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備	原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備
8	原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備	原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備



泊発電所3号炉

泊発電所3号炉 SA設備基準適合性 一覧表(常設)

項目	設備名称	適合性	関連資料
1	原子炉格納容器	A	[補足説明資料]46-2 配置図
	(有効に機能を発揮する)	-	-
2	海水又は淡水	II	[補足説明資料]46-4 系統図
	(海水注水を行った場合の影響を考慮)	-	-
3	対象外	/	-
	(操作不要)	-	-
4	その他	N	[補足説明資料]46-3 試験・検査説明資料
	(外観の確認が可能)	-	-
5	【1次系FAB】	B)	[補足説明資料]46-4 系統図
	DB補設と同じ用途で使用又は代替せず使用	-	-
6	【1次系FAB】	A d	[補足説明資料]46-4 系統図
	DBと同系統構成	-	-
7	対象外	/	-
	(操作不要)	-	-
8	【1次系のFRB】	A a	[補足説明資料]46-2 配置図
	防止設備/共通要因の考慮対象設備あり/国内	-	-
9	対象外(サポートなし)	/	-
		-	-

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第46条 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備

大飯発電所3/4号炉

泊発電所3号炉

相違理由

泊発電所3号炉 SA設備基準適合性 一覧表(常設)

第46条 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備		ほう酸注入タンク	類型化区分	関連資料
第1号	構造風圧・遠隔操作力/屋外の天候/計測値	① C/V以外の屋内-IS LOCAT時及びSGTR時と使用 《原子炉補助設備》 《有効に機能を発揮する》	B a B c	① [補足説明資料]48-2 配置図
	海水	② 対象外(海水を遮水しない)	✓	[補足説明資料]48-4 系統図
第2号	電磁誘	《機密が漏れない》	-	-
	隣接機からの影響	《周辺機器等からの影響による機能を失うおそれがない》	-	-
第3号	操作性	③ 対象外 《操作不要》	✓	② -
	試験・検証 《稼働性、系統構成/外部入力》	④ 確認 《機能・性能及び備えいの確認が可能》 《内部の確認が可能-マンホール設置》 《ほう酸濃度及び有効水量の確認が可能》	F	③ [補足説明資料]48-3 試験・検査説明資料
第4号	切り替え性	④ 【1次系FAB】 DB補設と同じ用途で使用又は切替せず使用 《DB補設と同じ系統構成で使用》	B b	④ [補足説明資料]48-4 系統図
	系統設計	⑤ 【1次系のFAB】 DBと同系統構成 《設計基準対象施設として使用する場合と同じ系統構成》	A d	⑤ [補足説明資料]48-4 系統図
第5号	配置設計	《地震、洪水、火災、外部からの衝撃の影響を及ぼさない》	-	-
	その他(実施例)	対象外	✓	-
第6号	設置場所	⑥ 対象外 《操作不要》	✓	⑥ -
	管線Aの容量	⑦ 対象外(流路)	✓	⑦ -
第7号	共用の禁止	《共用しない》	-	-
	環境条件、自然現象、外部入力 《地震、洪水、火災》	⑧ 【1次系のFAB】 防止設備/共通要因の考慮対象設備なし	✓	⑧ -
第8号	サポート系設備	⑨ 対象外(サポート系なし)	✓	-

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第46条 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備

大飯発電所3/4号炉		泊発電所3号炉		相違理由
項目	大飯発電所3/4号炉	項目	泊発電所3号炉	
1	圧力バウンダリを減圧するための設備	1	圧力バウンダリを減圧するための設備	
2	圧力バウンダリを減圧するための設備	2	圧力バウンダリを減圧するための設備	
3	圧力バウンダリを減圧するための設備	3	圧力バウンダリを減圧するための設備	
4	圧力バウンダリを減圧するための設備	4	圧力バウンダリを減圧するための設備	
5	圧力バウンダリを減圧するための設備	5	圧力バウンダリを減圧するための設備	
6	圧力バウンダリを減圧するための設備	6	圧力バウンダリを減圧するための設備	
7	圧力バウンダリを減圧するための設備	7	圧力バウンダリを減圧するための設備	
8	圧力バウンダリを減圧するための設備	8	圧力バウンダリを減圧するための設備	



泊発電所3号炉 SA設備基準適合性 一覧表(常設)		相違理由
項目	泊発電所3号炉 SA設備基準適合性 一覧表(常設)	
1	圧力バウンダリを減圧するための設備	
2	圧力バウンダリを減圧するための設備	
3	圧力バウンダリを減圧するための設備	
4	圧力バウンダリを減圧するための設備	
5	圧力バウンダリを減圧するための設備	
6	圧力バウンダリを減圧するための設備	
7	圧力バウンダリを減圧するための設備	
8	圧力バウンダリを減圧するための設備	
9	圧力バウンダリを減圧するための設備	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第46条 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備

大飯発電所3/4号炉		泊発電所3号炉		相違理由
項目	大飯発電所3/4号炉	項目	泊発電所3号炉	
1	原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備	1	原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備	
2	原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備	2	原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備	
3	原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備	3	原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備	
4	原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備	4	原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備	
5	原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備	5	原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備	
6	原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備	6	原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備	
7	原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備	7	原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備	
8	原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備	8	原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備	



泊発電所3号炉 SA設備基準適合性 一覧表(常設)		相違理由
項目	泊発電所3号炉 SA設備基準適合性 一覧表(常設)	
1	原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備	
2	原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備	
3	原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備	
4	原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備	
5	原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備	
6	原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備	
7	原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備	
8	原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備	
9	原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第46条 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備

大飯発電所3/4号炉	
項目	備考
1	...
2	...
3	...
4	...
5	...
6	...
7	...
8	...

泊発電所3号炉		相違理由
泊発電所3号炉 SA設備基準適合性 一覧表(常設)		
項目	備考	
1	C/V以外の屋内-IS LOC時及びSGTR時で使用（原子炉建屋）	[補足説明資料]48-2 配置図
2	海水又は淡水（海水と混水する可能性あり）	[補足説明資料]48-4 系統図
3	【S/G2次間による冷却】中央制御室操作（中央制御室の制御盤での操作が可能）	-
4	【S/G2次間による冷却】DB施設と同じ用途で使用又は切替せず使用（DB施設と同じ系統構成で使用）	[補足説明資料]48-3 試験、検査説明資料
5	【S/G2次間による冷却】DB施設と同じ用途で使用又は切替せず使用（DB施設と同じ系統構成で使用）	[補足説明資料]48-4 系統図
6	中央制御室操作（操作は中央制御室から可能）	-
7	【S/G2次間による冷却】DB設備の容量等が十分（DB設備と同仕様で設計）	-
8	【S/G2次間による冷却】防止設備/共通要因の考慮対象設備あり/屋内（加圧器逃がし弁を使用した1次冷却系統の規定に多様性）（加圧器逃がし弁と位置的分散）	[補足説明資料]48-2 配置図
9	対象（サポート系あり）異なる駆動源（DB設備としての電源に多様性を持った代替電源から給電）	[補足説明資料]48-8 単線接続図

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第46条 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備

大飯発電所3/4号炉		泊発電所3号炉		相違理由
項目	大飯	泊	相違	
1	原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備	原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備	同	
2	原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備	原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備	同	
3	原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備	原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備	同	
4	原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備	原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備	同	
5	原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備	原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備	同	
6	原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備	原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備	同	
7	原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備	原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備	同	
8	原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備	原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備	同	

泊発電所3号炉 SA設備基準適合性 一覧表(常設)		相違理由
項目	泊	相違
1	タービン動補助給水ポンプ	
2	タービン動補助給水ポンプ	
3	タービン動補助給水ポンプ	
4	タービン動補助給水ポンプ	
5	タービン動補助給水ポンプ	
6	タービン動補助給水ポンプ	
7	タービン動補助給水ポンプ	
8	タービン動補助給水ポンプ	
9	タービン動補助給水ポンプ	







赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第46条 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備

大飯発電所3/4号炉		泊発電所3号炉		相違理由
項目	大飯発電所3/4号炉	項目	泊発電所3号炉	
1	原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備	1	原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備	
2	原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備	2	原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備	
3	原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備	3	原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備	
4	原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備	4	原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備	
5	原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備	5	原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備	
6	原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備	6	原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備	
7	原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備	7	原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備	
8	原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備	8	原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備	

泊発電所3号炉 SA設備基準適合性 一覧表(常設)		相違理由
項目	泊発電所3号炉 SA設備基準適合性 一覧表(常設)	
1	原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備	
2	原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備	
3	原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備	
4	原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備	
5	原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備	
6	原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備	
7	原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備	
8	原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備	
9	原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第46条 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備

大飯発電所3/4号炉		泊発電所3号炉		相違理由
項目	大飯発電所3/4号炉	項目	泊発電所3号炉	
1	原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備	1	原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備	
2	原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備	2	原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備	
3	原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備	3	原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備	
4	原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備	4	原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備	
5	原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備	5	原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備	
6	原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備	6	原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備	
7	原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備	7	原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備	
8	原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備	8	原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備	

泊発電所3号炉 SA設備基準適合性 一覧表(常設)		相違理由
項目	泊発電所3号炉 SA設備基準適合性 一覧表(常設)	
1	原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備	
2	原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備	
3	原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備	
4	原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備	
5	原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備	
6	原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備	
7	原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備	
8	原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備	
9	原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第46条 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備

大飯発電所3/4号炉	
項目	内容
1	...
2	...
3	...
4	...
5	...
6	...
7	...
8	...

泊発電所3号炉

泊発電所3号炉 SA設備基準適合性 一覧表(常設)

項目	内容	適合性	関連資料
1	C/V以外の屋内-IS LOC時及びSGTR時で使用 (原子炉建屋)	B a B c	1 [補足説明資料]48-2 配置図
2	対象外(海水を温水しない)	/	[補足説明資料]48-4 系統図
3	【S/G2次側による冷却】 稼働操作 (弁操作：手動ハンドルを掛け入力により確実に操作) 中央制御室操作 (中央制御室の制御盤での操作が可能)	A B	2 [補足説明資料]48-2 配置図
4	【S/G2次側による冷却】 DB補設と同じ用途で使用又は切替せず使用 (DB補設と同じ系統構成で使用)	B b	4 [補足説明資料]48-4 系統図
5	【S/G2次側による冷却】 同と同等系統構成 (設計基準対象施設として使用する場合は同じ系統構成)	A d	5 [補足説明資料]48-4 系統図
6	対象外 (操作は設置場所でも可能) 中央制御室操作 (中央制御室の制御盤での操作が可能)	A B	6 [補足説明資料]48-2 配置図
7	対象外(関係無)	/	7 -
8	【S/G2次側による冷却(機械回復)】 防止設備/共通要因の考慮対象設備なし	/	8 -
9	対象(サポート系あり) 別の手段 (手動操作を可能とし、常設電源を用いた操作に多様性)	C	9 [補足説明資料]48-2 配置図

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第46条 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備

大飯発電所3/4号炉	
項目	内容
1	...
2	...
3	...
4	...
5	...
6	...
7	...
8	...
9	...

泊発電所3号炉		相違理由
泊発電所3号炉 SA設備基準適合性 一覧表(常設)		
1	C/V以外の屋内-IS-10CA時に使用 (原子炉格納罐設置) （有効に機能を発揮する）	① [補足説明資料]48-2 配置図
2	対象外(海水を過水しない) （機密が漏れわれない）	[補足説明資料]48-4 系統図
3	【IS-10CA】 現場操作 （非操作：遠隔操作機構を用いて確実に操作できる）	② [補足説明資料]48-2 配置図
4	弁 （閉閉確認が可能） （分岐が可能）	③ [補足説明資料]48-3 試験・検査説明資料
4	【IS-10CA】 DB施設と同じ用途で使用又は切替せず使用 （DB施設と同じ系統構成で使用）	④ [補足説明資料]48-4 系統図
5	【IS-10CA時】 弁等と系統構成 （非操作等によって、通常時の系統構成から重大事故等対応施設としての系統構成）	⑤ [補足説明資料]48-4 系統図
6	地震、洪水、火災、外部からの衝撃の影響を及ぼさない	-
6	対象外	-
6	現場操作 （設置場所と異なる区画から遠隔操作機構を用いて操作）	⑥ [補足説明資料]48-2 配置図
7	対象外（閉機能）	-
8	【IS-10CA時】 防止設備/共通要因の考慮対象設備なし	⑧
9	対象外(サポートなし)	-

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第46条 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備

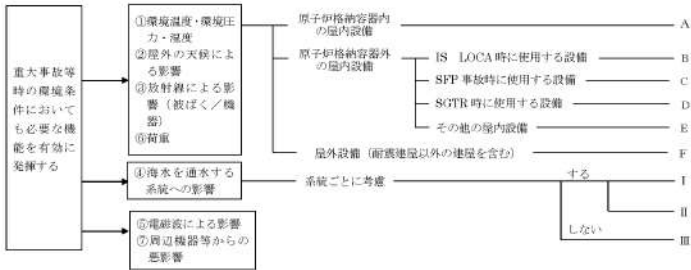
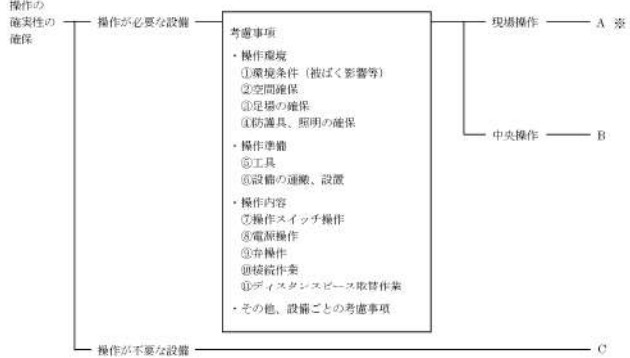
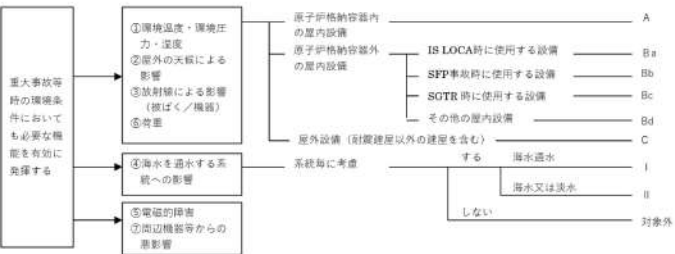

大飯発電所3/4号炉	
9	14
8	13
8	12
6	11
10	
9	
7	7
6	6
5	5
4	4
3	3
2	2
1	1

泊発電所3号炉		相違理由
泊発電所3号炉 SA設備基準適合性 一覧表(可視)		
第1号	加圧器逃がし弁操作作用可視型空素封スポンベ	相違理由
第2号	加圧器逃がし弁の機能回復	相違理由
第3号	可視型の容量	相違理由
第4号	可視型の接続性	相違理由
第5号	異なる種類の接続箇所の確保	相違理由
第6号	設置場所	相違理由
第7号	保留場所	相違理由
第8号	アクセスルート	相違理由
第9号	サポート新設	相違理由



赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

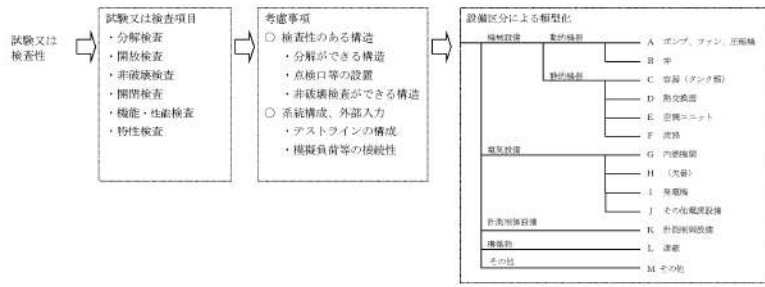

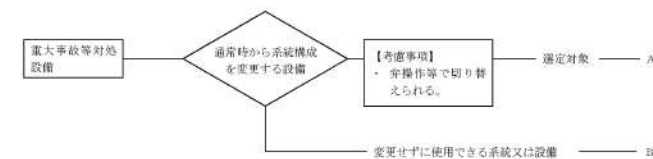
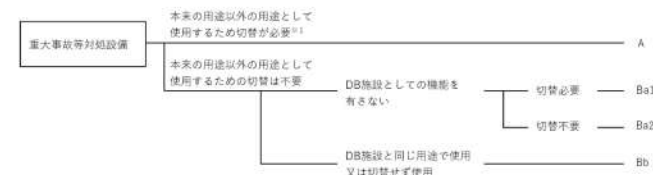
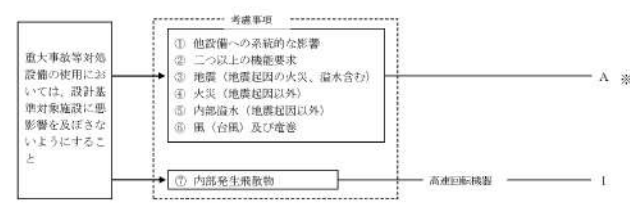
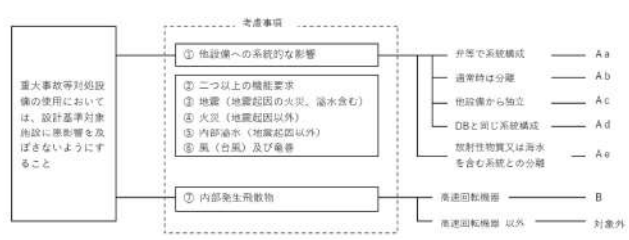
第46条 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>大飯3、4号炉 SA設備基準適合性一覧表の記号説明</p> <p>■設置許可基準規則 第43条 第1項 第1号 重大事故等時の環境条件における健全性について</p>  <p>④海水を透過する系統については、Ⅰ：通常時に海水を透過する系統、Ⅱ：淡水又は海水から選択できる系統、Ⅲ：海水を透過しない系統で分類する。</p> <p>■設置許可基準規則 第43条 第1項 第2号 操作の確実性について</p>  <p>※：設備ごとに対応の組み合わせが異なるため、その対応を設備ごとに記載する。              (例：A①、A②、A③等)</p>	<p>泊3号炉 SA設備基準適合性一覧表の記号説明</p> <p>■設置許可基準規則 第43条 第1項 第1号 重大事故等時の環境条件における健全性について</p>  <p>■設置許可基準規則 第43条 第1項 第2号 操作の確実性について</p> 	



赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第46条 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>■設置許可基準規則 第43条 第1項 第3号                      試験又は検査性について</p> 	<p>■設置許可基準規則 第43条 第1項 第3号                      試験又は検査性について</p> 	
<p>■設置許可基準規則 第43条 第1項 第4号                      切り替え性について</p> 	<p>■設置許可基準規則 第43条 第1項 第4号                      切り替え性について</p> 	
<p>■設置許可基準規則 第43条 第1項 第5号                      重大事故等対処設備の悪影響防止について</p>  <p>※：Aについては、Aと考慮事項の番号を記載する。(例：A①、A③等)</p>	<p>■設置許可基準規則 第43条 第1項 第5号                      重大事故等対処設備の悪影響防止について</p> 	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第46条 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備

大飯発電所3 / 4号炉

■設置許可基準規則 第43条 第1項 第6号  
設置場所について

■設置許可基準規則 第43条 第2項 第1号  
常設重大事故等対処設備の容量等について

■設置許可基準規則 第43条 第2項 第2号  
発電用原子炉施設での共用の禁止について

■設置許可基準規則 第43条 第2項 第3号  
常設重大事故防止設備の共通要因故障について

※：記号の記載については、考慮事項の番号+a又はbを記載する。（例：①a、①b、②a、②b）

泊発電所3号炉

■設置許可基準規則 第43条 第1項 第6号  
設置場所について

■設置許可基準規則 第43条 第2項 第1号  
常設重大事故等対処設備の容量等について

■設置許可基準規則 第43条 第2項 第2号  
発電用原子炉施設での共用の禁止について

区分	設計方針	関連資料	備考
-	2以上の発電用原子炉施設において共用しない設計とする。	-	-

■設置許可基準規則 第43条 第2項 第3号  
常設重大事故防止設備の共通要因故障について

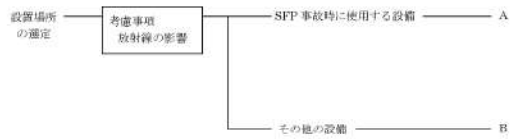
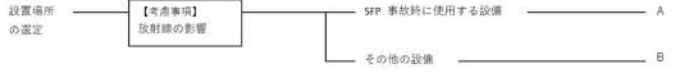

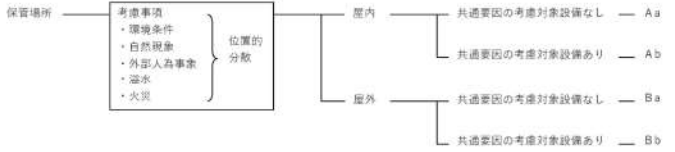
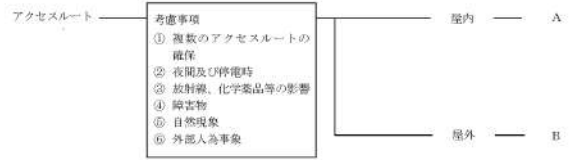


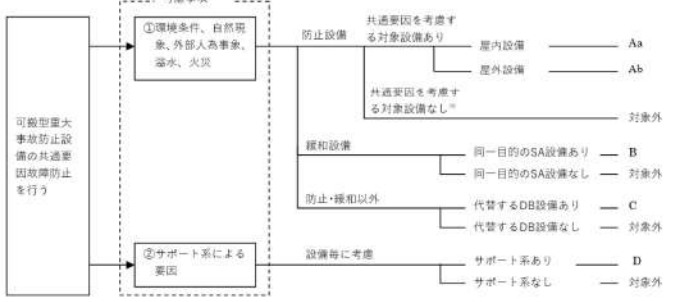
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第46条 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>■設置許可基準規則 第43条 第3項 第1号 可搬型重大事故等対処設備の容量等について</p> <div data-bbox="246 255 918 510"> <p>【考慮事項】</p> <p>① 原子炉補助建屋の外から水又は電力を供給する設備かどうか</p> <p>② 負荷に直接接続する可搬型直流電源設備、可搬型バッテリー、可搬型ポンプ等かどうか</p> </div> <div data-bbox="515 255 918 510"> <p>原子炉補助建屋の外から水又は電力を供給する可搬型設備 — A</p> <p>負荷に直接接続する可搬型直流電源設備、可搬型バッテリー、可搬型ポンプ等 — B</p> <p>①、②以外 — C</p> <p>予備容量の考え方へ</p> </div> <div data-bbox="246 558 918 798"> <p>【考慮事項】</p> <p>④ プラント定検中等当該可搬型重大事故等対処設備の機能を要求されない時期に保守点検を実施するかどうか</p> <p>⑤ 保守点検中でも使用可能（外観目視、給油・給薬、メガチェック、機能確認、一式取替（点検済みの設備との取替含む。）の際に、事前に取替品を準備してから保守点検するかどうか等）であるかどうか</p> </div> <div data-bbox="582 558 918 798"> <p>プラント定検中等当該可搬型重大事故等対処設備の機能を要求されない時期に保守点検を実施する設備 — a</p> <p>保守点検中でも使用可能（外観目視、給油・給薬、メガチェック、機能確認、一式取替（点検済みの設備との取替含む。）の際に、事前に取替品を準備してから保守点検するかどうか等）である設備 — b</p> <p>④、⑤以外 — c</p> </div>	<p>■設置許可基準規則 第43条 第3項 第1号 可搬型重大事故等対処設備の容量等について</p> <div data-bbox="1164 255 1836 430"> <p>【考慮事項】</p> <p>① 原子炉建屋又は原子炉補助建屋の外から水又は電力を供給する設備かどうか</p> <p>② 負荷に直接接続する可搬型バッテリー及び可搬型ポンプ等かどうか</p> </div> <div data-bbox="1456 255 1836 430"> <p>原子炉建屋又は原子炉補助建屋の外から水又は電力を供給する可搬型設備 — A</p> <p>負荷に直接接続する可搬型バッテリー及び可搬型ポンプ等 — B</p> <p>①、②以外 — C</p> <p>予備容量も含めて設計方針とする。</p> </div>	
<p>■設置許可基準規則 第43条 第3項 第2号 可搬型重大事故等対処設備の常設設備との接続性について</p> <div data-bbox="246 893 918 1133"> <p>【考慮事項】</p> <p>① 容易かつ確実な接続</p> <p>② 接続部の規格の統一</p> </div> <div data-bbox="560 893 918 1133"> <p>ケーブル</p> <p>コネクタ接続 — A</p> <p>より簡便な接続規格等による接続 — C</p> <p>配管</p> <p>ボルト締フランジ接続 — B</p> <p>より簡便な接続規格等による接続 — C</p> <p>その他の措置 — D</p> <p>接続なし — E</p> </div>	<p>■設置許可基準規則 第43条 第3項 第2号 可搬型重大事故等対処設備の常設設備との接続性について</p> <div data-bbox="1164 893 1836 1133"> <p>【考慮事項】</p> <p>① 容易かつ確実な接続</p> <p>② 接続部の規格の統一</p> </div> <div data-bbox="1456 893 1836 1133"> <p>ケーブル</p> <p>母線供給</p> <p>端子のボルト・ネジによる接続 — A</p> <p>通信・計装各設備電源 専用の接続方法による接続 — D</p> <p>水・空気配管</p> <p>大口径等</p> <p>ボルト締フランジ接続 — B</p> <p>小口径等</p> <p>より簡便な接続規格等による接続 — C</p> <p>油配管、計装付属配管 専用の接続方法による接続 — D</p> </div>	
<p>■設置許可基準規則 第43条 第3項 第3号 異なる複数の接続箇所の確保について</p> <div data-bbox="246 1212 918 1420"> <p>【考慮事項】</p> <p>・放射線による影響因子</p> <p>・漏水、火災</p> <p>・自然現象</p> <p>・外部人為事象</p> </div> <div data-bbox="515 1212 918 1420"> <p>水・電力</p> <p>屋内（壁面含む） — A</p> <p>屋内及び屋外 — B</p> <p>その他（空気） — C</p> <p>接続箇所なし — D</p> </div>		

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第46条 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>■設置許可基準規則 第43条 第3項 第4号 可搬型重大事故等対処設備の設置場所について</p> 	<p>■設置許可基準規則 第43条 第3項 第4号 可搬型重大事故等対処設備の設置場所について</p> 	
<p>■設置許可基準規則 第43条 第3項 第5号 保管場所について</p> 	<p>■設置許可基準規則 第43条 第3項 第5号 保管場所について</p> 	
<p>■設置許可基準規則 第43条 第3項 第6号 アクセスルートについて</p> 	<p>■設置許可基準規則 第43条 第3項 第6号 アクセスルートについて</p> 	
<p>■設置許可基準規則 第43条 第3項 第7号 重大事故防止設備のうちの可搬型のものの共通要因故障について</p>  <p>※：記号の記載については、考慮事項の番号+a又はbを記載する。(例：①a、①b、②a、②b)</p>	<p>■設置許可基準規則 第43条 第3項 第7号 重大事故防止設備のうちの可搬型のものの共通要因故障について</p> 	

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第46条 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>46-2 配置図 3号炉</p>	<p>46-2 配置図</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第46条 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="190 199 1019 1364" style="border: 2px solid black; height: 730px; width: 370px;"></div> <div data-bbox="190 1364 694 1396" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">                     枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。                 </div> <div data-bbox="952 1380 1019 1404" style="text-align: right;">                     46-2-2                 </div>	<div data-bbox="1164 279 1870 1268" style="text-align: center;"> </div>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所 3 / 4 号炉	泊発電所 3 号炉	相違理由
<div data-bbox="190 199 1008 1364" style="border: 2px solid black; width: 100%; height: 100%;"></div> <div data-bbox="190 1364 750 1396" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">                     枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。                 </div> <div data-bbox="952 1380 1019 1404" style="text-align: right;">                     46-2-3                 </div>		





赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第46条 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="185 199 1012 1364" style="border: 2px solid black; width: 100%; height: 100%;"></div> <div data-bbox="185 1364 694 1396" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">                     枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。                 </div> <div data-bbox="958 1380 1019 1404" style="text-align: right;">                     46-2-8                 </div>	<div data-bbox="1209 247 1915 1348" style="text-align: center;"> </div>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所 3 / 4 号炉	泊発電所 3 号炉	相違理由
<div data-bbox="179 199 1008 1356" style="border: 2px solid black; height: 725px; width: 370px;"></div> <div data-bbox="190 1364 728 1404" style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 5px;">                     枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。                 </div> <div data-bbox="952 1380 1019 1404" style="text-align: right; margin-top: 5px;">46-2-5</div>	<div data-bbox="1120 231 1881 1356" style="text-align: center;"> </div>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第46条 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="183 199 1012 1359" style="border: 2px solid black; height: 727px; width: 370px; margin: 10px auto;"></div> <div data-bbox="183 1364 696 1393" style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 5px;">                     枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。                 </div> <div data-bbox="958 1380 1019 1402" style="text-align: right; margin-top: 10px;">46-2-6</div>		

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第46条 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="185 199 1012 1364" style="border: 2px solid black; height: 730px; width: 392px;"></div> <div data-bbox="185 1364 694 1396" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">                     枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。                 </div> <div data-bbox="958 1380 1019 1404" style="text-align: right;">                     46-2-7                 </div>	<div data-bbox="1131 343 1870 1236" style="text-align: center;"> </div>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第46条 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="190 199 1019 1364" style="border: 2px solid black; width: 100%; height: 100%;"></div> <div data-bbox="190 1364 694 1396" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">                     枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。                 </div> <div data-bbox="952 1380 1019 1404" style="text-align: right;">                     46-2-9                 </div>	<div data-bbox="1198 215 1892 1204" style="text-align: center;"> </div>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第46条 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="190 199 1019 1364" style="border: 2px solid black; height: 730px; width: 370px; margin: 10px auto;"></div> <div data-bbox="190 1364 694 1396" style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 5px;">                     枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。                 </div> <div data-bbox="952 1380 1019 1404" style="text-align: right; margin-top: 10px;">46-2-10</div>		

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第46条 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="190 199 1019 1364" style="border: 2px solid black; height: 730px; width: 370px;"></div> <div data-bbox="190 1364 694 1396" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">                     枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。                 </div> <div data-bbox="952 1380 1019 1404" style="text-align: right;">                     46-2-11                 </div>	<div data-bbox="1209 287 1836 1220" style="text-align: center;"> </div>	

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第46条 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>46-4 試験・検査説明資料 3号炉</p>	<p>46-3 試験・検査説明資料</p>	



赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所 3 / 4 号炉				泊発電所 3 号炉				相違理由
機器又は系統名	実機名(機器名)	点検及び試験の項目	保全の要度又は保形式	機器名	保形式又は保度	機器名	保形式又は保度	
機器又は系統名	C 高気圧生沸器	圧熱管	高	高気圧生沸器管轄設備検査				
		3,382本	高					
		1次側	高	1次系部交換設備検査				
		2次側	高					
		1.副取品検査	高					
		2.副取品検査	高					
		3.副取品検査	高					
		マンホール	高					
		1.副取品検査	高					
		2.副取品検査	高					
機器又は系統名	D 高気圧生沸器	圧熱管	高	高気圧生沸器管轄設備検査				
		3,382本	高					
		1次側	高	1次系部交換設備検査				
		2次側	高					
		1.副取品検査	高					
		2.副取品検査	高					
		3.副取品検査	高					
		マンホール	高					
		1.副取品検査	高					
		2.副取品検査	高					
機器又は系統名	加圧器	1.運転・性能試験	高	加圧器安全弁調整検査				
		2.漏えい試験	高	加圧器安全弁漏えい検査				
		3.分解品検査	高	加圧器安全弁分解検査				
		1.運転・性能試験	高	加圧器漏えい弁調整検査				
		2.漏えい試験	高	加圧器漏えい弁漏えい検査				
		3.分解品検査	高	加圧器漏えい弁分解検査				
		1.副取品検査	高					
		2.副取品検査	高					
		3.副取品検査	高					
		4.分解品検査	高					
機器又は系統名	加圧器漏えい弁調整設備	1.副取品検査	高					
		2.副取品検査	高					
		3.副取品検査	高					
		1.副取品検査	高					
		2.副取品検査	高					
		3.副取品検査	高					
		1.副取品検査	高					
		2.副取品検査	高					
		3.副取品検査	高					
		4.分解品検査	高					
機器又は系統名	加圧器漏えい弁調整設備	1.副取品検査	高					
		2.副取品検査	高					
		3.副取品検査	高					
		1.副取品検査	高					
		2.副取品検査	高					
		3.副取品検査	高					
		1.副取品検査	高					
		2.副取品検査	高					
		3.副取品検査	高					
		4.分解品検査	高					

別紙1-15(1)

機器又は系統名	実機名(機器名)	点検及び試験の項目	保全の要度又は保形式	機器名	保形式又は保度	機器名	保形式又は保度
機器又は系統名	加圧器漏えい弁調整設備	1.副取品検査	高				
		2.副取品検査	高				
		3.副取品検査	高				
		1.副取品検査	高				
		2.副取品検査	高				
		3.副取品検査	高				
		1.副取品検査	高				
		2.副取品検査	高				
		3.副取品検査	高				
		4.分解品検査	高				
機器又は系統名	加圧器漏えい弁調整設備	1.副取品検査	高				
		2.副取品検査	高				
		3.副取品検査	高				
		1.副取品検査	高				
		2.副取品検査	高				
		3.副取品検査	高				
		1.副取品検査	高				
		2.副取品検査	高				
		3.副取品検査	高				
		4.分解品検査	高				

別紙1-6

試原-15

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第46条 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: center;">改 1</p> <p style="text-align: center;">関西電力株式会社 大飯発電所                      第3号機 第16保全サイクル                      定期事業者検査要領書</p> <p>施設名：原子炉冷却系統施設（蒸気タービンを除く。）                      検査名：加圧器逃がし弁機能検査                      要領書番号：O3-16-114</p>	<p style="text-align: center;">北海道電力株式会社 泊発電所                      3号機 第2保全サイクル                      定期事業者検査要領書</p> <p>設備名：原子炉冷却系統設備                      検査名：加圧器逃がし弁機能検査                      要領書番号：HT3-11</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第46条 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="210 233 1003 1326" style="border: 2px solid black; height: 685px; width: 354px; margin: 10px auto;"></div> <div data-bbox="365 1334 842 1362" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 10px auto;">                     枠囲みの範囲は機密に係る事項のため、公開できません。                 </div>	<div data-bbox="1146 284 1872 1310" style="border: 2px solid black; height: 643px; width: 324px; margin: 10px auto;"></div> <div data-bbox="1261 1331 1702 1353" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 10px auto;">                     枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。                 </div>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第46条 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: center;">改 1</p> <p style="text-align: center;">関西電力株式会社 大飯発電所                      第3号機 第16保全サイクル                      定期事業者検査要領書</p> <p>施設名：原子炉冷却系統施設（蒸気タービンを除く。）                      検査名：加圧器逃がし弁漏えい検査                      要領書番号：O3-16-115</p>	<p style="text-align: center;">北海道電力株式会社 泊発電所                      3号機 第2保全サイクル                      定期事業者検査要領書</p> <p>設備名：原子炉冷却系統設備                      検査名：加圧器逃がし弁漏えい検査                      要領書番号：HT3-12</p> <p style="text-align: right;">試原-17</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第46条 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="237 229 1008 1311" style="border: 2px solid black; height: 678px; width: 344px; margin: 10px auto;"></div> <div data-bbox="385 1326 848 1353" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 10px auto;">                     枠囲みの範囲は機密に係る事項のため、公開できません。                 </div>	<div data-bbox="1146 284 1872 1311" style="border: 2px solid black; height: 644px; width: 324px; margin: 10px auto;"></div> <div data-bbox="1261 1331 1702 1353" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 10px auto;">                     枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。                 </div>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第46条 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: center;">改 1</p> <p style="text-align: center;">関西電力株式会社 大飯発電所 第3号機 第16保全サイクル 定期事業者検査要領書</p> <p style="text-align: center;">施設名：原子炉冷却系統施設（蒸気タービンを除く。）                      検査名：加圧器逃がし弁分解検査                      要領書番号：O3-16-116</p>	<p style="text-align: center;">北海道電力株式会社 泊発電所 3号機 第2保全サイクル 定期事業者検査要領書</p> <p style="text-align: center;">設備名：原子炉冷却系統設備                      検査名：加圧器逃がし弁分解検査                      要領書番号：HT3-13</p> <p style="text-align: right;">試-原-19</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第46条 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="237 209 992 1316" style="border: 2px solid black; height: 694px; width: 337px; margin: 10px auto;"></div> <div data-bbox="360 1332 824 1358" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 10px auto;">枠囲みの範囲は機密に係る事項のため、公開できません。</div>	<div data-bbox="1144 277 1874 1310" style="border: 2px solid black; height: 647px; width: 326px; margin: 10px auto;"></div> <div data-bbox="1261 1324 1702 1345" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 10px auto;">枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</div>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所 3 / 4 号炉				泊発電所 3 号炉				相違理由
機器又は系統名	実施版(機器名)	系統及び接続の項目	保全の重要程度又は高度	検査名	検査方式又は高度	備考 (0) 中に記載する機器は別添付		
核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設 【燃料取扱用水設備】 その他の設備	核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設 【燃料取扱用水設備】 その他の設備	1. 燃料取扱用水ポンプ・電動機 2. 燃料取扱用水ポンプ・電動機 3. 燃料取扱用水ポンプ・電動機 4. 燃料取扱用水ポンプ・電動機 5. 燃料取扱用水ポンプ・電動機 6. 燃料取扱用水ポンプ・電動機 7. 燃料取扱用水ポンプ・電動機 8. 燃料取扱用水ポンプ・電動機 9. 燃料取扱用水ポンプ・電動機 10. 燃料取扱用水ポンプ・電動機	高 高 高 高 高 高 高 高 高 高	1. 燃料取扱用水ポンプ・電動機 2. 燃料取扱用水ポンプ・電動機 3. 燃料取扱用水ポンプ・電動機 4. 燃料取扱用水ポンプ・電動機 5. 燃料取扱用水ポンプ・電動機 6. 燃料取扱用水ポンプ・電動機 7. 燃料取扱用水ポンプ・電動機 8. 燃料取扱用水ポンプ・電動機 9. 燃料取扱用水ポンプ・電動機 10. 燃料取扱用水ポンプ・電動機	高 高 高 高 高 高 高 高 高 高	1. 燃料取扱用水ポンプ・電動機 2. 燃料取扱用水ポンプ・電動機 3. 燃料取扱用水ポンプ・電動機 4. 燃料取扱用水ポンプ・電動機 5. 燃料取扱用水ポンプ・電動機 6. 燃料取扱用水ポンプ・電動機 7. 燃料取扱用水ポンプ・電動機 8. 燃料取扱用水ポンプ・電動機 9. 燃料取扱用水ポンプ・電動機 10. 燃料取扱用水ポンプ・電動機	高 高 高 高 高 高 高 高 高 高	
原子炉冷却材系統施設 【一次冷却材の循環設備】	原子炉冷却材系統施設 【一次冷却材の循環設備】	1. 冷却材循環設備 2. 冷却材循環設備 3. 冷却材循環設備 4. 冷却材循環設備 5. 冷却材循環設備 6. 冷却材循環設備 7. 冷却材循環設備 8. 冷却材循環設備 9. 冷却材循環設備 10. 冷却材循環設備	高 高 高 高 高 高 高 高 高 高	1. 冷却材循環設備 2. 冷却材循環設備 3. 冷却材循環設備 4. 冷却材循環設備 5. 冷却材循環設備 6. 冷却材循環設備 7. 冷却材循環設備 8. 冷却材循環設備 9. 冷却材循環設備 10. 冷却材循環設備	高 高 高 高 高 高 高 高 高 高	1. 冷却材循環設備 2. 冷却材循環設備 3. 冷却材循環設備 4. 冷却材循環設備 5. 冷却材循環設備 6. 冷却材循環設備 7. 冷却材循環設備 8. 冷却材循環設備 9. 冷却材循環設備 10. 冷却材循環設備	高 高 高 高 高 高 高 高 高 高	
原子炉冷却材系統施設 【一次冷却材の循環設備】	原子炉冷却材系統施設 【一次冷却材の循環設備】	1. 冷却材循環設備 2. 冷却材循環設備 3. 冷却材循環設備 4. 冷却材循環設備 5. 冷却材循環設備 6. 冷却材循環設備 7. 冷却材循環設備 8. 冷却材循環設備 9. 冷却材循環設備 10. 冷却材循環設備	高 高 高 高 高 高 高 高 高 高	1. 冷却材循環設備 2. 冷却材循環設備 3. 冷却材循環設備 4. 冷却材循環設備 5. 冷却材循環設備 6. 冷却材循環設備 7. 冷却材循環設備 8. 冷却材循環設備 9. 冷却材循環設備 10. 冷却材循環設備	高 高 高 高 高 高 高 高 高 高	1. 冷却材循環設備 2. 冷却材循環設備 3. 冷却材循環設備 4. 冷却材循環設備 5. 冷却材循環設備 6. 冷却材循環設備 7. 冷却材循環設備 8. 冷却材循環設備 9. 冷却材循環設備 10. 冷却材循環設備	高 高 高 高 高 高 高 高 高 高	

別紙-1.31.70

機器又は系統名	実施版(機器名)	系統及び接続の項目	保全の重要程度又は高度	検査名	検査方式又は高度	備考 (0) 中に記載する機器は別添付		
原子炉冷却材系統施設 【一次冷却材の循環設備】	原子炉冷却材系統施設 【一次冷却材の循環設備】	1. 冷却材循環設備 2. 冷却材循環設備 3. 冷却材循環設備 4. 冷却材循環設備 5. 冷却材循環設備 6. 冷却材循環設備 7. 冷却材循環設備 8. 冷却材循環設備 9. 冷却材循環設備 10. 冷却材循環設備	高 高 高 高 高 高 高 高 高 高	1. 冷却材循環設備 2. 冷却材循環設備 3. 冷却材循環設備 4. 冷却材循環設備 5. 冷却材循環設備 6. 冷却材循環設備 7. 冷却材循環設備 8. 冷却材循環設備 9. 冷却材循環設備 10. 冷却材循環設備	高 高 高 高 高 高 高 高 高 高	1. 冷却材循環設備 2. 冷却材循環設備 3. 冷却材循環設備 4. 冷却材循環設備 5. 冷却材循環設備 6. 冷却材循環設備 7. 冷却材循環設備 8. 冷却材循環設備 9. 冷却材循環設備 10. 冷却材循環設備	高 高 高 高 高 高 高 高 高 高	

別紙-1-6

別紙-9



赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第46条 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備

大飯発電所3/4号炉					泊発電所3号炉					相違理由
機器又は系統名	実性能(機器名)	点検及び試験の項目	保全の重要性	保全方式又は頻度	検査名	備考 (○印は点検設備の注記)				
C 蒸気発生器	圧熱管 3,382本 13次側 22次側 マンホール マンホール 圧熱管 3,382本 13次側 22次側 マンホール 3側 RC-065 3W-RC-064 3W-RC-067 3PCV-452A 3PCV-452B 3PCV-452B 圧熱管 3,382本 13次側 22次側	1.非破壊試験	高	20M	蒸気発生器圧力管体検査	○				
		1.開閉点検	高	13M	1次系部交換器検査					
		1.開閉点検	高	13M						
		2.調整点検 (ガスケット・リング)	高	13M						
		1.調整点検 (ガスケット・リング)	高	13M						
		1.非破壊試験	高	20M	蒸気発生器圧力管体検査					
		1.開閉点検	高	13M	1次系部交換器検査					
		1.開閉点検	高	13M						
		2.調整点検 (ガスケット・リング)	高	13M						
		1.調整点検 (ガスケット・リング)	高	13M						
		1.開閉点検	高	13M						
		1.調整点検	高	13M						
		1.調整点検	高	13M						
		1.調整点検	高	13M						
		D 蒸気発生器	圧熱管 3,382本 13次側 22次側 マンホール 3側 RC-065 3W-RC-064 3W-RC-067 3PCV-452A 3PCV-452B 3PCV-452B 圧熱管 3,382本 13次側 22次側	1.非破壊試験	高		20M	蒸気発生器圧力管体検査		
1.開閉点検	高			13M	1次系部交換器検査					
1.開閉点検	高			13M						
2.調整点検 (ガスケット・リング)	高			13M						
1.調整点検 (ガスケット・リング)	高			13M						
1.非破壊試験	高			20M	蒸気発生器圧力管体検査					
1.開閉点検	高			13M	1次系部交換器検査					
1.開閉点検	高			13M						
2.調整点検 (ガスケット・リング)	高			13M						
1.調整点検 (ガスケット・リング)	高			13M						
1.開閉点検	高			13M						
1.調整点検	高			13M						
1.調整点検	高			13M						
1.調整点検	高			13M						

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第46条 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: center;">改 1</p> <p style="text-align: center;">関西電力株式会社 大飯発電所                      第3号機 第16保全サイクル                      定期事業者検査要領書</p> <p>施設名：原子炉冷却系統施設（蒸気タービンを除く。）                      検査名：蒸気発生器伝熱管体積検査                      要領書番号：O3-16-110</p>	<p style="text-align: center;">北海道電力株式会社 泊発電所                      3号機 第2保全サイクル                      定期事業者検査要領書</p> <p>設備名：原子炉冷却系統設備                      検査名：蒸気発生器伝熱管体積検査                      要領書番号：HT3-6</p> <p style="text-align: right;">試-原-30</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第46条 原子炉冷却材圧カバウンダリを減圧するための設備

大阪発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="174 185 1010 1362" style="border: 2px solid black; height: 738px; width: 373px;"></div> <div data-bbox="474 1369 931 1401" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 0 auto;">枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</div>	<div data-bbox="1144 280 1877 1315" style="border: 2px solid black; height: 648px; width: 327px;"></div> <div data-bbox="1258 1326 1704 1347" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 0 auto;">枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</div>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第46条 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div style="border: 2px solid black; height: 700px; width: 100%;"></div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 10px auto;">                     枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。                 </div>	<div style="border: 2px solid black; height: 600px; width: 100%;"></div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 10px auto;">                     枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。                 </div>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第46条 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: center;">改 1</p> <p style="text-align: center;">関西電力株式会社 大飯発電所                      第3号機 第16保全サイクル                      定期事業者検査要領書</p> <p>施設名：原子炉冷却系統施設（蒸気タービンを除く。）                      核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設                      原子炉格納施設                      検査名：1次系熱交換器検査(1/2) [原子炉編]                      要領書番号：O3-16-326</p>		

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第46条 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="174 188 1014 1366" style="border: 2px solid black; height: 738px; width: 375px; margin: 10px auto;"></div> <div data-bbox="483 1369 934 1398" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 10px auto;">                     枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。                 </div>		

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第46条 原子炉冷却材圧カバウンダリを減圧するための設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="174 188 1010 1366" style="border: 2px solid black; height: 738px; width: 373px;"></div> <div data-bbox="488 1369 931 1398" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin-left: auto;">                     枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。                 </div>	<div data-bbox="1146 280 1872 1315" style="border: 2px solid black; height: 648px; width: 324px;"></div> <div data-bbox="1258 1321 1702 1350" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin-left: auto;">                     枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。                 </div>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第46条 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="181 196 1010 1361" style="border: 2px solid black; height: 730px; width: 370px; margin: 10px auto;"></div> <div data-bbox="181 1361 687 1390" style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 5px;">枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</div>	<div data-bbox="1144 280 1877 1310" style="border: 2px solid black; height: 645px; width: 327px; margin: 10px auto;"></div> <div data-bbox="1256 1321 1704 1347" style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 5px;">枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</div>	



赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第46条 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="190 215 1003 1348" style="border: 2px solid black; height: 710px; width: 363px; margin: 10px auto;"></div> <div data-bbox="197 1353 674 1380" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content;">                     枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。                 </div>	<div data-bbox="1144 279 1877 1316" style="border: 2px solid black; height: 650px; width: 327px; margin: 10px auto;"></div> <div data-bbox="1258 1321 1704 1348" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content;">                     枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。                 </div>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第46条 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="188 201 1010 1366" style="border: 2px solid black; height: 730px; width: 367px;"></div> <div data-bbox="188 1366 692 1393" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">                     枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。                 </div>	<div data-bbox="1144 284 1872 1315" style="border: 2px solid black; height: 646px; width: 325px;"></div> <div data-bbox="1261 1326 1704 1345" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">                     枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。                 </div>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第46条 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="197 209 1016 1366" style="border: 2px solid black; height: 725px; width: 366px; margin: 10px;"></div> <div data-bbox="188 1369 696 1398" style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 5px;">                     枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。                 </div>	<div data-bbox="1146 280 1872 1315" style="border: 2px solid black; height: 648px; width: 324px; margin: 10px;"></div> <div data-bbox="1258 1326 1704 1345" style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 5px;">                     枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。                 </div>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉		泊発電所3号炉		相違理由		
機器又は系統名	突触紙(機器名)	点検及び試験の項目	保全の方式又は頻度	検査名		
原子炉冷却材系統図(一次冷却材の循環設備)その他の機器	原子炉冷却材系統図(一次冷却材の循環設備)その他の機器	1.分解点検 2.分解点検	高 高	13M~104M 13M~65M		
	主蒸気発生弁	1.機能・性能試験 1.漏れ試験	高 高	1F B	主蒸気発生弁機能検査 主蒸気発生弁漏れ検査	
原子炉冷却材系統図(主蒸気・主凝水設備)	主蒸気発生弁	1.漏れ試験 2.分解点検	高 高	26M		
	A, C系	3V-MS-526A	1.漏れ試験	高	B	主蒸気発生弁漏れ検査
		3V-MS-527A				
		3V-MS-528A				
		3V-MS-529A				
		3V-MS-526C				
		3V-MS-527C				
	4機	3PCV-3610	1.機能・性能試験(機器部を含む)	高	1F	主蒸気発生弁機能検査
		3PCV-3620	1.漏れ試験	高	B	主蒸気発生弁漏れ検査
		3PCV-3630	2.分解点検	高	13M	
		3PCV-3640	2.分解点検	高	52M	
		主蒸気発生弁機能設備	4機	1.分解点検	高	52M
2.分解点検(特性点検)				高	13M	
主蒸気発生弁	4機	1.機能・性能試験(機器部を含む)	高	1F	主蒸気発生弁機能検査	
		1.分解点検	高	39M		
		2.分解点検	高	30M		
		2.分解点検	高	39M		
		2.分解点検	高	39M		
		2.分解点検(特性点検)	高	30M		

別紙-1 (3/30)

機器又は系統名	突触紙(機器名)	点検及び試験の項目	保全の方式又は頻度	検査名		
原子炉冷却材系統図(主蒸気・主凝水設備)	主蒸気発生弁	1.機能・性能試験(機器部を含む)	高	1F	主蒸気発生弁機能検査	
	A, C系	3V-MS-526A	1.漏れ試験	高	B	主蒸気発生弁漏れ検査
		3V-MS-527A				
		3V-MS-528A				
		3V-MS-529A				
		3V-MS-526C				
		3V-MS-527C				
	4機	3PCV-3610	1.機能・性能試験(機器部を含む)	高	1F	主蒸気発生弁機能検査
		3PCV-3620	1.漏れ試験	高	B	主蒸気発生弁漏れ検査
		3PCV-3630	2.分解点検	高	13M	
		3PCV-3640	2.分解点検	高	52M	
		主蒸気発生弁機能設備	4機	1.分解点検	高	52M
2.分解点検(特性点検)				高	13M	
主蒸気発生弁	4機	1.機能・性能試験(機器部を含む)	高	1F	主蒸気発生弁機能検査	
		1.分解点検	高	39M		
		2.分解点検	高	30M		
		2.分解点検	高	39M		
		2.分解点検	高	39M		
		2.分解点検(特性点検)	高	30M		

別紙1-6

試原-43

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第46条 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: center;"><u>改 1</u></p> <p style="text-align: center;">関西電力株式会社 大飯発電所                      第3号機 第16保全サイクル                      定期事業者検査要領書</p> <p style="text-align: center;">施設名：原子炉冷却系統施設（蒸気タービンを除く。）                      検査名：主蒸気逃がし弁機能検査                      要領書番号：O3-16-120</p>	<p style="text-align: center;">北海道電力株式会社 泊発電所                      3号機 第2保全サイクル                      定期事業者検査要領書</p> <p style="text-align: center;">設備名：原子炉冷却系統設備                      検査名：主蒸気逃がし弁機能検査                      要領書番号：HT3-27</p> <p style="text-align: right;">試原-44</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第46条 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備

大阪発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="174 193 1010 1366" style="border: 2px solid black; height: 735px; width: 373px;"></div> <div data-bbox="483 1369 934 1398" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 0 auto;">枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</div>	<div data-bbox="1144 284 1872 1310" style="border: 2px solid black; height: 643px; width: 325px;"></div> <div data-bbox="1258 1326 1704 1347" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 0 auto;">枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</div>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第46条 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: center;">改 1</p> <p style="text-align: center;">関西電力株式会社 大飯発電所                      第3号機 第16保全サイクル                      定期事業者検査要領書</p> <p style="text-align: center;">施設名：原子炉冷却系統施設（蒸気タービンを除く。）                      検査名：主蒸気逃がし弁漏えい検査                      要領書番号：O3-16-121</p>	<p style="text-align: center;">北海道電力株式会社 泊発電所                      3号機 第2保全サイクル                      定期事業者検査要領書</p> <p style="text-align: center;">設備名：原子炉冷却系統設備                      検査名：主蒸気逃がし弁漏えい検査                      要領書番号：HT3-28</p> <p style="text-align: right;">試-原-46</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第46条 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備

大阪発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="174 188 1010 1366" style="border: 2px solid black; height: 738px; width: 373px;"></div> <div data-bbox="483 1369 934 1398" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 0 auto;">枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</div>	<div data-bbox="1146 280 1872 1310" style="border: 2px solid black; height: 645px; width: 324px;"></div> <div data-bbox="1258 1326 1704 1347" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 0 auto;">枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</div>	



赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第46条 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備

大阪発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="174 188 1016 1362" style="border: 2px solid black; height: 736px; width: 376px;"></div> <div data-bbox="483 1369 931 1398" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 0 auto;">枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</div>	<div data-bbox="1146 277 1872 1311" style="border: 2px solid black; height: 648px; width: 324px;"></div> <div data-bbox="1258 1327 1706 1350" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 0 auto;">枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</div>	



赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第46条 原子炉冷却材圧カバウンダリを減圧するための設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="174 193 1010 1366" style="border: 2px solid black; height: 735px; width: 373px;"></div> <div data-bbox="488 1369 936 1398" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 0 auto;">                     枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。                 </div>	<div data-bbox="1144 277 1872 1315" style="border: 2px solid black; height: 650px; width: 325px;"></div> <div data-bbox="1261 1331 1704 1359" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 0 auto;">                     枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。                 </div>	

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第46条 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<div data-bbox="1144 284 1872 1310" style="border: 2px solid black; width: 100%; height: 100%;"></div> <div data-bbox="1261 1331 1704 1353" style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">                     枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。                 </div>	



赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第46条 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: center;">改 1</p> <p style="text-align: center;">関西電力株式会社 大飯発電所                      第3号機 第16保全サイクル                      定期事業者検査要領書</p> <p>施設名：原子炉冷却系統施設（蒸気タービンを除く。）                      検査名：補助給水系機能検査（1/2）                      要領書番号：O3-16-130</p>	<p style="text-align: center;">北海道電力株式会社 泊発電所                      3号機 第2保全サイクル                      定期事業者検査要領書</p> <p>設備名：原子炉冷却系統設備                      検査名：補助給水系機能検査                      要領書番号：HT3-23</p> <p style="text-align: right;">試-原-60</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第46条 原子炉冷却材圧カバウンダリを減圧するための設備

大阪発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="174 193 1010 1366" style="border: 2px solid black; height: 735px; width: 373px;"></div> <div data-bbox="483 1369 934 1398" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 0 auto;">枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</div>	<div data-bbox="1144 277 1872 1310" style="border: 2px solid black; height: 647px; width: 325px;"></div> <div data-bbox="1258 1326 1704 1345" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 0 auto;">枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</div>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第46条 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: center;">改 1</p> <p style="text-align: center;">関西電力株式会社 大飯発電所                      第3号機 第16保全サイクル                      定期事業者検査要領書</p> <p style="text-align: center;">施設名：原子炉冷却系統施設（蒸気タービンを除く。）                      検査名：補助給水系ポンプ分解検査                      要領書番号：O3-16-131</p>		



赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第46条 原子炉冷却材圧カバウンダリを減圧するための設備

大阪発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="174 188 1010 1366" style="border: 2px solid black; height: 738px; width: 373px;"></div> <div data-bbox="483 1369 931 1398" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 0 auto;">枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</div>	<div data-bbox="1144 280 1872 1310" style="border: 2px solid black; height: 645px; width: 325px;"></div> <div data-bbox="1256 1321 1704 1350" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 0 auto;">枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</div>	

第46条 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3 / 4号炉			泊発電所3号炉			相違理由
機器又は系統名	突触機(機器名)	名称及び試験の項目	保安方式又は測定高度	検査名	備考(適用する設備試験法)	
高系タービン(蒸気タービン)は閉鎖する(蒸気タービン及び炉内設置機は炉内給水設備設置し給水設備設置)	日昇7高圧給水関係機	1.開断点検 2.非感線試験 3.漏えい試験 1.開断点検 2.非感線試験 3.漏えい試験	高 高 高 高 高	2次系蒸気設備検査 2次系蒸気設備検査 2次系蒸気設備検査		
高系タービン(蒸気タービン)は閉鎖する(蒸気タービン及び炉内設置機は炉内給水設備設置し給水設備設置)	グラッド蒸気減圧器	1.開断点検 2.非感線試験 3.漏えい試験	高 高 高	高系タービン附属設備検査 補助給水系統高圧設備検査		
高系タービン(蒸気タービン)は閉鎖する(蒸気タービン及び炉内設置機は炉内給水設備設置し給水設備設置)	給水、空水素 補助給水系統	1.機能・性能試験(ポンプ、重ろ装置等) 1.機能・性能試験(ポンプ、重ろ装置等、自動操、弁、弁電動機等含む)	電 電		(機動診断 3M)	
高系タービン(蒸気タービン)は閉鎖する(蒸気タービン及び炉内設置機は炉内給水設備設置し給水設備設置)	A電動補助給水ポンプ/電動機	1.分解点検(ポンプ) 2.分解点検(電動機) 3.調整点検(油清油入替他) 4.調整点検(潤滑油入替他)	高 高 高 高	補助給水系統ポンプ分解検査 補助給水系統ポンプ分解検査	(機動診断 3M)	
高系タービン(蒸気タービン)は閉鎖する(蒸気タービン及び炉内設置機は炉内給水設備設置し給水設備設置)	日電動補助給水ポンプ/電動機	1.分解点検(ポンプ) 2.分解点検(電動機) 3.調整点検(油清油入替他) 4.調整点検(潤滑油入替他)	高 高 高 高	補助給水系統ポンプ分解検査 補助給水系統ポンプ分解検査	(機動診断 3M)	
高系タービン(蒸気タービン)は閉鎖する(蒸気タービン及び炉内設置機は炉内給水設備設置し給水設備設置)	タービン駆動補助給水ポンプ/タービン	1.機能・性能試験(タービン) 2.分解点検	電 高	2次系ポンプ機能検査 補助給水系統ポンプ分解検査	(機動診断 3M)	
高系タービン(蒸気タービン)は閉鎖する(蒸気タービン及び炉内設置機は炉内給水設備設置し給水設備設置)	Aタービン駆動補助給水ポンプ/タービン	1.調整点検(ストレーナ清掃) 2.分解点検(タービン) 3.分解点検(ポンプ) 3.分解点検(タービン)	高 高 高 高	2次系ポンプ機能検査 補助給水系統ポンプ分解検査		
高系タービン(蒸気タービン)は閉鎖する(蒸気タービン及び炉内設置機は炉内給水設備設置し給水設備設置)	給水、空水素 補助給水系統	1.機能・性能試験(ポンプ、重ろ装置等) 1.機能・性能試験(ポンプ、重ろ装置等、自動操、弁、弁電動機等含む)	電 電		(機動診断 3M)	

図1-64 設備仕様書(3) 設備仕様書(3) 設備仕様書(3)

機器名	仕様	試験項目	試験方法	試験結果	備考
タービン駆動補助給水ポンプ	1.機能・性能試験(タービン) 2.分解点検	1.機能・性能試験(タービン) 2.分解点検	電 高	2次系ポンプ機能検査 補助給水系統ポンプ分解検査	(機動診断 3M)
Aタービン駆動補助給水ポンプ	1.調整点検(ストレーナ清掃) 2.分解点検(タービン) 3.分解点検(ポンプ) 3.分解点検(タービン)	1.調整点検(ストレーナ清掃) 2.分解点検(タービン) 3.分解点検(ポンプ) 3.分解点検(タービン)	高 高 高 高	2次系ポンプ機能検査 補助給水系統ポンプ分解検査	

図1-65

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所 3 / 4 号炉	泊発電所 3 号炉	相違理由																																														
	<p style="text-align: center;">図付資料 1-1 図 1/10</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>相違点の位置</th> <th>相違点の項目</th> <th>大飯発電所 3 号炉 設備仕様</th> <th>泊発電所 3 号炉 設備仕様</th> <th>相違理由</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">図付資料 1-1 図 1/10 圧力バウンダリを減圧するための設備</td> <td>機器・信託設備</td> <td>圧力バウンダリを減圧するための設備</td> <td>圧力バウンダリを減圧するための設備</td> <td></td> </tr> <tr> <td>機器・信託設備</td> <td>圧力バウンダリを減圧するための設備</td> <td>圧力バウンダリを減圧するための設備</td> <td></td> </tr> <tr> <td>機器・信託設備</td> <td>圧力バウンダリを減圧するための設備</td> <td>圧力バウンダリを減圧するための設備</td> <td></td> </tr> <tr> <td>機器・信託設備</td> <td>圧力バウンダリを減圧するための設備</td> <td>圧力バウンダリを減圧するための設備</td> <td></td> </tr> <tr> <td>機器・信託設備</td> <td>圧力バウンダリを減圧するための設備</td> <td>圧力バウンダリを減圧するための設備</td> <td></td> </tr> <tr> <td>機器・信託設備</td> <td>圧力バウンダリを減圧するための設備</td> <td>圧力バウンダリを減圧するための設備</td> <td></td> </tr> <tr> <td>機器・信託設備</td> <td>圧力バウンダリを減圧するための設備</td> <td>圧力バウンダリを減圧するための設備</td> <td></td> </tr> <tr> <td>機器・信託設備</td> <td>圧力バウンダリを減圧するための設備</td> <td>圧力バウンダリを減圧するための設備</td> <td></td> </tr> <tr> <td>機器・信託設備</td> <td>圧力バウンダリを減圧するための設備</td> <td>圧力バウンダリを減圧するための設備</td> <td></td> </tr> <tr> <td>機器・信託設備</td> <td>圧力バウンダリを減圧するための設備</td> <td>圧力バウンダリを減圧するための設備</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	相違点の位置	相違点の項目	大飯発電所 3 号炉 設備仕様	泊発電所 3 号炉 設備仕様	相違理由	図付資料 1-1 図 1/10 圧力バウンダリを減圧するための設備	機器・信託設備	圧力バウンダリを減圧するための設備	圧力バウンダリを減圧するための設備		機器・信託設備	圧力バウンダリを減圧するための設備	圧力バウンダリを減圧するための設備		機器・信託設備	圧力バウンダリを減圧するための設備	圧力バウンダリを減圧するための設備		機器・信託設備	圧力バウンダリを減圧するための設備	圧力バウンダリを減圧するための設備		機器・信託設備	圧力バウンダリを減圧するための設備	圧力バウンダリを減圧するための設備		機器・信託設備	圧力バウンダリを減圧するための設備	圧力バウンダリを減圧するための設備		機器・信託設備	圧力バウンダリを減圧するための設備	圧力バウンダリを減圧するための設備		機器・信託設備	圧力バウンダリを減圧するための設備	圧力バウンダリを減圧するための設備		機器・信託設備	圧力バウンダリを減圧するための設備	圧力バウンダリを減圧するための設備		機器・信託設備	圧力バウンダリを減圧するための設備	圧力バウンダリを減圧するための設備		
相違点の位置	相違点の項目	大飯発電所 3 号炉 設備仕様	泊発電所 3 号炉 設備仕様	相違理由																																												
図付資料 1-1 図 1/10 圧力バウンダリを減圧するための設備	機器・信託設備	圧力バウンダリを減圧するための設備	圧力バウンダリを減圧するための設備																																													
	機器・信託設備	圧力バウンダリを減圧するための設備	圧力バウンダリを減圧するための設備																																													
	機器・信託設備	圧力バウンダリを減圧するための設備	圧力バウンダリを減圧するための設備																																													
	機器・信託設備	圧力バウンダリを減圧するための設備	圧力バウンダリを減圧するための設備																																													
	機器・信託設備	圧力バウンダリを減圧するための設備	圧力バウンダリを減圧するための設備																																													
	機器・信託設備	圧力バウンダリを減圧するための設備	圧力バウンダリを減圧するための設備																																													
	機器・信託設備	圧力バウンダリを減圧するための設備	圧力バウンダリを減圧するための設備																																													
	機器・信託設備	圧力バウンダリを減圧するための設備	圧力バウンダリを減圧するための設備																																													
	機器・信託設備	圧力バウンダリを減圧するための設備	圧力バウンダリを減圧するための設備																																													
	機器・信託設備	圧力バウンダリを減圧するための設備	圧力バウンダリを減圧するための設備																																													

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第46条 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: center;">改 1</p> <p style="text-align: center;">関西電力株式会社 大飯発電所                      第3号機 第16保全サイクル                      定期事業者検査要領書</p> <p style="text-align: center;">施設名：原子炉冷却系統施設（蒸気タービンを除く。）                      検査名：補助給水系機能検査（2/2）                      要領書番号：O3-16-130</p>	<p style="text-align: center;">北海道電力株式会社 泊発電所                      3号機 第2保全サイクル                      定期事業者検査要領書</p> <p style="text-align: center;">設備名：原子炉冷却系統設備                      検査名：補助給水系機能検査                      要領書番号：HT3-23</p> <p style="text-align: right;">試-原-66</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第46条 原子炉冷却材圧カバウンダリを減圧するための設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="174 183 1012 1364" style="border: 2px solid black; height: 740px; width: 374px;"></div> <div data-bbox="483 1369 931 1398" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 0 auto;">枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</div>	<div data-bbox="1142 279 1877 1308" style="border: 2px solid black; height: 645px; width: 328px;"></div> <div data-bbox="1258 1321 1702 1347" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 0 auto;">枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</div>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第46条 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: center;">改 2</p> <p style="text-align: center;">関西電力株式会社 大飯発電所                      第3号機 第13回                      定期事業者検査要領書</p> <p>設 備 名：原子炉冷却系統設備                      蒸気タービンの附属設備                      検 査 名：2次系ポンプ機能検査                      要領書番号：O3-13-121</p>		

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第46条 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="176 188 1010 1366" style="border: 2px solid black; height: 738px; width: 372px; margin: 10px auto;"></div> <div data-bbox="483 1369 934 1398" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 10px auto;">                     枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。                 </div>		

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第46条 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: center;">改 1</p> <p style="text-align: center;">関西電力株式会社 大飯発電所                      第3号機 第13回                      定期事業者検査要領書</p> <p>設 備 名：原子炉冷却系統設備                      （蒸気タービンの附属設備）                      検 査 名：補助給水系ポンプ分解検査                      要領書番号：O3-13-24</p>	<p style="text-align: center;">北海道電力株式会社 泊発電所                      3号機 第1保全サイクル                      定期事業者検査要領書</p> <p>設 備 名：原子炉冷却系統設備                      （蒸気タービン附属設備）                      検 査 名：補助給水系ポンプ分解検査                      要領書番号：HT3-24</p> <p style="text-align: right;">試-原-62</p>	



赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第46条 原子炉冷却材圧カバウンダリを減圧するための設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="174 188 1010 1366" style="border: 2px solid black; height: 738px; width: 373px;"></div> <div data-bbox="483 1369 934 1398" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin-left: auto;">                     枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。                 </div>	<div data-bbox="1146 280 1870 1315" style="border: 2px solid black; height: 648px; width: 323px;"></div> <div data-bbox="1279 1342 1720 1362" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin-left: auto;">                     枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。                 </div>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第46条 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="174 188 1008 1364" style="border: 2px solid black; height: 737px; width: 372px;"></div> <div data-bbox="483 1369 934 1398" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin-left: auto;">                     枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。                 </div>	<div data-bbox="1142 279 1874 1311" style="border: 2px solid black; height: 647px; width: 327px;"></div> <div data-bbox="1294 1361 1740 1382" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin-left: auto;">                     枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。                 </div>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第46条 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div style="border: 2px solid black; width: 90%; height: 80%; margin: 10px auto;"></div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin-top: 5px;">                     枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。                 </div>		

第46条 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉		泊発電所3号炉		相違理由	
機器又は系統名	実機名(機種名)	点検及び試験の項目	保安方式 重要度 又は制度	検査名	備考 (○内は適用する 設備診断技術)
	白濁予備圧縮水圧縮機	1.開点試験 2.非破壊試験 3.閉えい試験 4.非破壊試験	高 高 高 高	2次系高圧換装検査	
	グラント減圧装置	1.開点試験 2.非破壊試験 3.閉えい試験 4.非破壊試験	高 高 高 高	2次系高圧換装検査	
	給水・復水系 タービン駆動給水ポンプ及び貯水設備 並びに給水配管設備	1.開点試験 2.非破壊試験 3.閉えい試験 4.非破壊試験 5.動作試験(各々) 6.動作試験(各々) 7.動作試験(各々) 8.動作試験(各々)	高 高 高 高 高 高	高圧タービン駆動給水ポンプ性能検査 補助給水系統検査 タービン駆動給水ポンプ性能検査 タービン駆動給水ポンプ性能検査	
	タービン駆動給水ポンプ電動機	1.開点試験 2.非破壊試験 3.閉えい試験 4.非破壊試験	高 高 高 高	補助給水ポンプ分解検査	(運転診断:3M)
	タービン駆動給水ポンプ	1.開点試験 2.非破壊試験 3.閉えい試験 4.非破壊試験	高 高 高 高	補助給水ポンプ分解検査	(運転診断:3M)
	タービン駆動給水ポンプ	1.開点試験 2.非破壊試験 3.閉えい試験 4.非破壊試験	高 高 高 高	補助給水ポンプ分解検査	(運転診断:3M)
	タービン駆動給水ポンプ	1.開点試験 2.非破壊試験 3.閉えい試験 4.非破壊試験	高 高 高 高	補助給水ポンプ分解検査	(運転診断:3M)

大飯発電所3/4号炉		泊発電所3号炉		相違理由	
機器又は系統名	実機名(機種名)	点検及び試験の項目	保安方式 重要度 又は制度	検査名	備考 (○内は適用する 設備診断技術)
	白濁予備圧縮水圧縮機	1.開点試験 2.非破壊試験 3.閉えい試験 4.非破壊試験	高 高 高 高	2次系高圧換装検査	
	グラント減圧装置	1.開点試験 2.非破壊試験 3.閉えい試験 4.非破壊試験	高 高 高 高	2次系高圧換装検査	
	給水・復水系 タービン駆動給水ポンプ及び貯水設備 並びに給水配管設備	1.開点試験 2.非破壊試験 3.閉えい試験 4.非破壊試験 5.動作試験(各々) 6.動作試験(各々) 7.動作試験(各々) 8.動作試験(各々)	高 高 高 高 高 高	高圧タービン駆動給水ポンプ性能検査 補助給水系統検査 タービン駆動給水ポンプ性能検査 タービン駆動給水ポンプ性能検査	
	タービン駆動給水ポンプ電動機	1.開点試験 2.非破壊試験 3.閉えい試験 4.非破壊試験	高 高 高 高	補助給水ポンプ分解検査	(運転診断:3M)
	タービン駆動給水ポンプ	1.開点試験 2.非破壊試験 3.閉えい試験 4.非破壊試験	高 高 高 高	補助給水ポンプ分解検査	(運転診断:3M)
	タービン駆動給水ポンプ	1.開点試験 2.非破壊試験 3.閉えい試験 4.非破壊試験	高 高 高 高	補助給水ポンプ分解検査	(運転診断:3M)
	タービン駆動給水ポンプ	1.開点試験 2.非破壊試験 3.閉えい試験 4.非破壊試験	高 高 高 高	補助給水ポンプ分解検査	(運転診断:3M)

別紙-1 (25/4)

別紙-1 (25/4)

機器又は系統名	実機名(機種名)	点検及び試験の項目	保安方式 重要度 又は制度	検査名	備考 (○内は適用する 設備診断技術)
タービン駆動給水ポンプ電動機	タービン駆動給水ポンプ電動機	1.開点試験 2.非破壊試験 3.閉えい試験 4.非破壊試験	高 高 高 高	補助給水ポンプ分解検査	(運転診断:3M)
タービン駆動給水ポンプ	タービン駆動給水ポンプ	1.開点試験 2.非破壊試験 3.閉えい試験 4.非破壊試験	高 高 高 高	補助給水ポンプ分解検査	(運転診断:3M)
タービン駆動給水ポンプ	タービン駆動給水ポンプ	1.開点試験 2.非破壊試験 3.閉えい試験 4.非破壊試験	高 高 高 高	補助給水ポンプ分解検査	(運転診断:3M)
タービン駆動給水ポンプ	タービン駆動給水ポンプ	1.開点試験 2.非破壊試験 3.閉えい試験 4.非破壊試験	高 高 高 高	補助給水ポンプ分解検査	(運転診断:3M)

別紙1-35

別紙-69

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所 3 / 4 号炉		泊発電所 3 号炉		相違理由		
機器又は系統名	実施数(機種名)	点検及び試験の項目	保全の重要程度又は頻度	保全方式又は頻度	検査名	備考 (○内は適用する設備並び検査)
機器又は系統名	3A 除水ろ過器	1.開点試験	高	5分	2次系ろ過器検査	
	3B 除水ろ過器	1.開点試験	高	5分	2次系ろ過器検査	
	3C 除水ろ過器	1.開点試験	高	5分	2次系ろ過器検査	
	3A 除水ろ過器	1.開点試験	高	13分	2次系ろ過器検査	
	3B 除水ろ過器	1.開点試験	高	13分	2次系ろ過器検査	
	3C 除水ろ過器	1.開点試験	高	13分	2次系ろ過器検査	
	3D 除水ろ過器	1.開点試験	高	13分	2次系ろ過器検査	
	3E 除水ろ過器	1.開点試験	高	13分	2次系ろ過器検査	
	3F 除水ろ過器	1.開点試験	高	13分	2次系ろ過器検査	
	3層カピタ	1.外観点検	高	1F		
蒸気タービン [蒸気タービンに附属する 管等]	蒸気タービン [蒸気タービンに附属する 1 式 給水ポンプ及び貯水設備並びに給水配 管等の機器]	1.外観点検 2.分拆点検	高 低	13分~15分 13分~13分	蒸気タービン-駆動検査 蒸気タービン-駆動検査	一部適用
	蒸気タービン [蒸気タービンに附属する 1 式 貯水設備等(上記)を除くタービン 主4配管10分以外の主要系統(給水系 統・排気系統・トリウム系統・復水系統・そ の他の系統)のタービン・ポンプ・配管 系統等の管等]	1.外観点検 2.非破壊試験	高 低	10分 10分	蒸気タービン-駆動検査 蒸気タービン-駆動検査	一部適用
	蒸気タービン [蒸気タービンに附属する 1 式 貯水設備等(上記)を除くタービン 主4配管10分以外の主要系統(給水系 統・排気系統・トリウム系統・復水系統・そ の他の系統)のタービン・ポンプ・配管 系統等の管等]	1.外観点検 2.非破壊試験	高 低	10分 10分	蒸気タービン-駆動検査 蒸気タービン-駆動検査	一部適用
	蒸気タービン [その附属設備]	1.外観点検 2.分拆点検	高 低	13分~20分 13分~20分	蒸気タービン-駆動検査 蒸気タービン-駆動検査	一部適用
	蒸気タービン [その附属設備]	1.外観点検 2.分拆点検	高 低	13分~20分 13分~20分	蒸気タービン-駆動検査 蒸気タービン-駆動検査	一部適用
	蒸気タービン [その附属設備]	1.外観点検 2.分拆点検	高 低	13分~20分 13分~20分	蒸気タービン-駆動検査 蒸気タービン-駆動検査	一部適用
	蒸気タービン [その附属設備]	1.外観点検 2.分拆点検	高 低	13分~20分 13分~20分	蒸気タービン-駆動検査 蒸気タービン-駆動検査	一部適用
	蒸気タービン [その附属設備]	1.外観点検 2.分拆点検	高 低	13分~20分 13分~20分	蒸気タービン-駆動検査 蒸気タービン-駆動検査	一部適用
	蒸気タービン [その附属設備]	1.外観点検 2.分拆点検	高 低	13分~20分 13分~20分	蒸気タービン-駆動検査 蒸気タービン-駆動検査	一部適用
	蒸気タービン [その附属設備]	1.外観点検 2.分拆点検	高 低	13分~20分 13分~20分	蒸気タービン-駆動検査 蒸気タービン-駆動検査	一部適用
蒸気タービン [その附属設備]	1.外観点検 2.分拆点検	高 低	13分~20分 13分~20分	蒸気タービン-駆動検査 蒸気タービン-駆動検査	一部適用	
蒸気タービン [その附属設備]	蒸気タービン [その附属設備]	1.外観点検 2.分拆点検	高 低	13分~20分 13分~20分	蒸気タービン-駆動検査 蒸気タービン-駆動検査	一部適用
	蒸気タービン [その附属設備]	1.外観点検 2.分拆点検	高 低	13分~20分 13分~20分	蒸気タービン-駆動検査 蒸気タービン-駆動検査	一部適用
	蒸気タービン [その附属設備]	1.外観点検 2.分拆点検	高 低	13分~20分 13分~20分	蒸気タービン-駆動検査 蒸気タービン-駆動検査	一部適用
	蒸気タービン [その附属設備]	1.外観点検 2.分拆点検	高 低	13分~20分 13分~20分	蒸気タービン-駆動検査 蒸気タービン-駆動検査	一部適用
	蒸気タービン [その附属設備]	1.外観点検 2.分拆点検	高 低	13分~20分 13分~20分	蒸気タービン-駆動検査 蒸気タービン-駆動検査	一部適用
	蒸気タービン [その附属設備]	1.外観点検 2.分拆点検	高 低	13分~20分 13分~20分	蒸気タービン-駆動検査 蒸気タービン-駆動検査	一部適用
	蒸気タービン [その附属設備]	1.外観点検 2.分拆点検	高 低	13分~20分 13分~20分	蒸気タービン-駆動検査 蒸気タービン-駆動検査	一部適用
	蒸気タービン [その附属設備]	1.外観点検 2.分拆点検	高 低	13分~20分 13分~20分	蒸気タービン-駆動検査 蒸気タービン-駆動検査	一部適用
	蒸気タービン [その附属設備]	1.外観点検 2.分拆点検	高 低	13分~20分 13分~20分	蒸気タービン-駆動検査 蒸気タービン-駆動検査	一部適用
	蒸気タービン [その附属設備]	1.外観点検 2.分拆点検	高 低	13分~20分 13分~20分	蒸気タービン-駆動検査 蒸気タービン-駆動検査	一部適用
タービン駆動補助給水ポンプ駆動弁						
タービン駆動補助給水ポンプ駆動弁						

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第46条 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: center;">改 1</p> <p style="text-align: center;">関西電力株式会社 大飯発電所                      第3号機 第16保全サイクル                      定期事業者検査要領書</p> <p>施設名：原子炉冷却系統施設（蒸気タービンを除く。）                      検査名：補助給水系統機能検査（2/2）                      要領書番号：O3-16-130</p>	<p style="text-align: center;">北海道電力株式会社 泊発電所                      3号機 第2保全サイクル                      定期事業者検査要領書</p> <p>設備名：原子炉冷却系統設備                      検査名：補助給水系統機能検査                      要領書番号：HT3-23</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第46条 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="241 261 956 1315" style="border: 2px solid black; height: 660px; width: 319px; margin: 20px auto;"></div> <div data-bbox="376 1318 806 1342" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 0 auto;">枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</div>	<div data-bbox="1146 282 1872 1310" style="border: 2px solid black; height: 644px; width: 324px; margin: 20px auto;"></div> <div data-bbox="1258 1326 1702 1347" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 0 auto;">枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</div>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第46条 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="208 272 987 1342" style="border: 2px solid black; height: 670px; width: 348px; margin: 10px auto;"></div>	<div data-bbox="1149 284 1877 1313" style="border: 2px solid black; height: 645px; width: 325px; margin: 10px auto;"></div> <div data-bbox="1258 1326 1704 1347" style="text-align: center; margin-top: 10px;"> <span style="border: 1px solid black; display: inline-block; width: 15px; height: 10px;"></span> 枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。                 </div>	





赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第46条 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備

大飯発電所3/4号炉			泊発電所3号炉			相違理由
機器又は系統名	突触電(機器名)	危険及び試験の項目	保全の重要度	保全方式又は周度	検査名	備考 (○印は適用する設備除き、注は特記事項)
日余熱除去ポンプ・電動機	3V-RH-050A 3V-RH-050B 3V-RH-050C 3V-RH-050D 3V-RH-051A 3V-RH-051B A系熱除去冷却器	1.運転・性能試験	高	B*	1.一次系ポンプ運転検査	日・ポンプまたは運転班の分界 岸線に合わせさせて実施 (運転診断:3M)
		2.分解点検 (ポンプ)	高	78M	非常用炉心冷却系ポンプ分解検査	
		3.分解点検 (電動機)	高	91M		
		4.潤滑油供給 (潤滑油ポンプ)	高	30M		
		5.陸揚点検 (潤滑油入射)	高	20M		
		6.陸揚点検 (潤滑油入射)	電	20M		
		7.分解点検	高	130M	非常用炉心冷却系主要弁分解検査	
		8.分解点検	高	130M	非常用炉心冷却系主要弁分解検査	
		9.分解点検	高	130M	非常用炉心冷却系主要弁分解検査	
		10.分解点検	高	130M	非常用炉心冷却系主要弁分解検査	
		11.分解点検	高	130M	非常用炉心冷却系主要弁分解検査	
		12.分解点検	高	130M	非常用炉心冷却系主要弁分解検査	
		13.開閉点検	高	130M	1次系熱交換器検査	
		14.非破壊試験	高	130M	1次系熱交換器検査	
日余熱除去冷却器	[既]	1.開閉点検	高	130M	1次系熱交換器検査	
		2.非破壊試験	高	130M	1次系熱交換器検査	
		3.漏えい試験	高	130M	1次系熱交換器検査	
原子炉冷却材循環系(冷却器装置) [既] その他の弁	[既]	1.運転・性能試験	高・低	B	1.一次系弁検査 1.2次系弁検査 1.2次系弁検査	
		2.分解点検	高	52M~260M		
		3.分解点検	低	130M		
		4.陸揚点検	高・低	65M~130M		一部BMAあり

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第46条 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: center;">改 2</p> <p style="text-align: center;">関西電力株式会社 大飯発電所                      第3号機 第16保全サイクル                      定期事業者検査要領書</p> <p>施設名：原子炉冷却系統施設（蒸気タービンを除く。）                      計測制御系統施設                      核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設                      検査名：1次系ポンプ機能検査(1/2) [原子炉編]                      要領書番号：O3-16-319</p>	<p style="text-align: center;">北海道電力株式会社 泊発電所                      3号機 第2保全サイクル                      定期事業者検査要領書</p> <p>設備名：原子炉冷却系統設備                      検査名：非常用炉心冷却系機能検査                      要領書番号：HT3-16</p> <p style="text-align: right;">試-原-72</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第46条 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備

大阪発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="176 189 1010 1366" style="border: 2px solid black; height: 737px; width: 372px;"></div> <div data-bbox="483 1369 934 1398" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 0 auto;">枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</div>	<div data-bbox="1146 280 1872 1310" style="border: 2px solid black; height: 645px; width: 324px;"></div> <div data-bbox="1258 1326 1704 1347" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 0 auto;">枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</div>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第46条 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: center;">改 0</p> <p style="text-align: center;">関西電力株式会社 大飯発電所                      第3号機 第15保全サイクル                      定期事業者検査要領書</p> <p>設 備 名：原子炉冷却系統施設                      検 査 名：非常用炉心冷却系ポンプ分解検査                      要領書番号：O3-15-16</p>	<p style="text-align: center;">北海道電力株式会社 泊発電所                      3号機 第2保全サイクル                      定期事業者検査要領書</p> <p>設 備 名：原子炉冷却系統設備                      検 査 名：非常用炉心冷却系ポンプ分解検査                      要領書番号：HT3-17</p> <p style="text-align: right;">試-原-74</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第46条 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="174 188 1010 1364" style="border: 2px solid black; height: 737px; width: 373px;"></div> <div data-bbox="483 1369 934 1398" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 0 auto;">枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</div>	<div data-bbox="1142 280 1874 1316" style="border: 2px solid black; height: 649px; width: 327px;"></div> <div data-bbox="1258 1326 1704 1345" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 0 auto;">枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</div>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉

機器又は系統名	突設機(機器名)	名称及び試験の項目	保全の 重要度	保全方式 又は制度	検査名	備考 (0)中に 記載されている 機器等は注)に 関係する 品様に あわせて実施 (機軸診断:3M)					
日余熱除去ポンプ、電動機	3V-RH-050A	1.駆動・性能試験	高	B*	1次系ポンプ駆動検査						
		2.分解点検 (ポンプ)	高	78M	非常用炉心冷却系ポンプ分解検査						
		3.分解点検 (電動機)	高	91M							
		4.潤滑油供給 システム (ポンプ)	高	30M							
		5.除油点検 (潤滑油入量)	高	20M							
		6.除油点検 (電動機)	高	20M							
	低圧注入系主要弁	3V-RH-050A	1.分解点検	高	130M	非常用炉心冷却系主要弁分解検査					
		3V-RH-050B	1.分解点検	高	130M	非常用炉心冷却系主要弁分解検査					
		3V-RH-050C	1.分解点検	高	130M	非常用炉心冷却系主要弁分解検査					
	A系副除去ポンプ	3V-RH-050D	1.分解点検	高	130M	非常用炉心冷却系主要弁分解検査					
		3V-RH-051A	1.分解点検	高	130M	非常用炉心冷却系主要弁分解検査					
		3V-RH-051B	1.分解点検	高	130M	非常用炉心冷却系主要弁分解検査					
日余熱除去冷却器 その他の弁	「1式」	1.開閉点検	高	130M	1次系副交換器検査						
		2.圧破壊試験	高	130M	1次系副交換器検査						
		3.漏えい試験	高	130M							
		4.閉鎖点検	高	130M	1次系副交換器検査						
原子炉冷却材循環用「高圧副冷却器」 その他の弁	「1式」	1.開閉点検	高	高・低 52M~260M	1次系弁設置 1次系弁弁検査 1次系弁検査						
		2.分解点検	高	130M							
		3.漏えい試験	高	130M							
		4.閉鎖点検	高	130M							
機器又は系統名	突設機(機器名)	名称及び試験の項目	保全の 重要度	保全方式 又は制度	検査名	備考 (0)中に 記載されている 機器等は注)に 関係する 品様に あわせて実施 (機軸診断:3M)					
							1.開閉点検	高	130M		
							2.圧破壊試験	高	130M		
							3.漏えい試験	高	130M		
4.閉鎖点検	高	130M									

泊発電所3号炉

機器又は系統名	突設機(機器名)	名称及び試験の項目	保全の 重要度	保全方式 又は制度	検査名	備考 (0)中に 記載されている 機器等は注)に 関係する 品様に あわせて実施 (機軸診断:3M)					
日余熱除去ポンプ、電動機	3V-RH-050A	1.駆動・性能試験	高	B*	1次系ポンプ駆動検査						
		2.分解点検 (ポンプ)	高	78M	非常用炉心冷却系ポンプ分解検査						
		3.分解点検 (電動機)	高	91M							
		4.潤滑油供給 システム (ポンプ)	高	30M							
		5.除油点検 (潤滑油入量)	高	20M							
		6.除油点検 (電動機)	高	20M							
	低圧注入系主要弁	3V-RH-050A	1.分解点検	高	130M	非常用炉心冷却系主要弁分解検査					
		3V-RH-050B	1.分解点検	高	130M	非常用炉心冷却系主要弁分解検査					
		3V-RH-050C	1.分解点検	高	130M	非常用炉心冷却系主要弁分解検査					
	A系副除去ポンプ	3V-RH-050D	1.分解点検	高	130M	非常用炉心冷却系主要弁分解検査					
		3V-RH-051A	1.分解点検	高	130M	非常用炉心冷却系主要弁分解検査					
		3V-RH-051B	1.分解点検	高	130M	非常用炉心冷却系主要弁分解検査					
日余熱除去冷却器 その他の弁	「1式」	1.開閉点検	高	高・低 52M~260M	1次系弁設置 1次系弁弁検査 1次系弁検査						
		2.分解点検	高	130M							
		3.漏えい試験	高	130M							
		4.閉鎖点検	高	130M							
機器又は系統名	突設機(機器名)	名称及び試験の項目	保全の 重要度	保全方式 又は制度	検査名	備考 (0)中に 記載されている 機器等は注)に 関係する 品様に あわせて実施 (機軸診断:3M)					
							1.開閉点検	高	130M		
							2.圧破壊試験	高	130M		
							3.漏えい試験	高	130M		
4.閉鎖点検	高	130M									

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第46条 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: center;">改 0</p> <p style="text-align: center;">関西電力株式会社 大飯発電所</p> <p style="text-align: center;">第3号機 第11回</p> <p style="text-align: center;">定期事業者検査要領書</p> <p>設 備 名：原子炉冷却系統設備                      燃料設備                      原子炉格納施設</p> <p>検 査 名：1次系熱交換器検査</p> <p>要領書番号：O3-11-91</p>		



赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第46条 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備

大阪発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="174 188 1010 1366" style="border: 2px solid black; height: 738px; width: 373px;"></div> <div data-bbox="483 1369 936 1398" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 0 auto;">枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</div>	<div data-bbox="1144 280 1872 1310" style="border: 2px solid black; height: 645px; width: 325px;"></div> <div data-bbox="1258 1326 1704 1347" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 0 auto;">枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</div>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉

機器又は系統名	突設機(機器名)	名称及び試験の項目	安全の重要度	保安方式又は高度	検査名	備考 (0)中に記載されている機器は注記) 日・ポンプ等には運転量の分限品種に於いては、(機軸診断:3M)
日余熱除去ポンプ電動機	3V-RH-050A 3V-RH-050B 3V-RH-050C 3V-RH-050D 3V-RH-051A 3V-RH-051B	1.運転・性能試験	高	B*	1次系ポンプ駆動検査	
		2.分解点検 (ポンプ)	高	78M	非常用炉心冷却系ポンプ分解検査	
		3.分解点検 (電動機)	高	91M		
		4.非常用炉心冷却系ポンプ(ループ)の運転	高	30M		
		5.除油点検 (潤滑油入量) (ポンプ)	高	20M		
		6.除油点検 (電動機)	高	20M		
		7.分解点検	高	130M	非常用炉心冷却系主要弁分解検査	
		4.分解点検	高	130M	非常用炉心冷却系主要弁分解検査	
		1.分解点検	高	130M	非常用炉心冷却系主要弁分解検査	
		1.分解点検	高	130M	非常用炉心冷却系主要弁分解検査	
A 糸熱除去冷却器		1.開閉点検	高	130M	1次系駆動装置検査	
		2.劣化破断試験	高	130M	1次系駆動装置検査	
		3.漏えい試験	高	130M		
		1.開閉点検	高	130M	1次系駆動装置検査	
日余熱除去冷却器		1.開閉点検	高	130M	1次系駆動装置検査	
		2.劣化破断試験	高	130M	1次系駆動装置検査	
		3.漏えい試験	高	130M		
		4.除油点検	高・低	52M~260M	1次系弁駆動装置検査	糸熱除去ポンプ入口弁 (RH-005A, B)

泊発電所3号炉

機器又は系統名	突設機(機器名)	名称及び試験の項目	安全の重要度	保安方式又は高度	検査名	備考 (0)中に記載されている機器は注記)
日余熱除去ポンプ電動機	3V-RH-050A 3V-RH-050B 3V-RH-050C 3V-RH-050D 3V-RH-051A 3V-RH-051B	1.運転・性能試験	高	B*	1次系ポンプ駆動検査	
		2.分解点検 (ポンプ)	高	78M	非常用炉心冷却系ポンプ分解検査	
		3.分解点検 (電動機)	高	91M		
		4.非常用炉心冷却系ポンプ(ループ)の運転	高	30M		
		5.除油点検 (潤滑油入量) (ポンプ)	高	20M		
		6.除油点検 (電動機)	高	20M		
		7.分解点検	高	130M	非常用炉心冷却系主要弁分解検査	
		4.分解点検	高	130M	非常用炉心冷却系主要弁分解検査	
		1.分解点検	高	130M	非常用炉心冷却系主要弁分解検査	
		1.分解点検	高	130M	非常用炉心冷却系主要弁分解検査	
A 糸熱除去冷却器		1.開閉点検	高	130M	1次系駆動装置検査	
		2.劣化破断試験	高	130M	1次系駆動装置検査	
		3.漏えい試験	高	130M		
		1.開閉点検	高	130M	1次系駆動装置検査	
日余熱除去冷却器		1.開閉点検	高	130M	1次系駆動装置検査	
		2.劣化破断試験	高	130M	1次系駆動装置検査	
		3.漏えい試験	高	130M		
		4.除油点検	高・低	52M~260M	1次系弁駆動装置検査	糸熱除去ポンプ入口弁 (RH-005A, B)

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第46条 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: center;">改 5</p> <p style="text-align: center;">関西電力株式会社 大飯発電所                      第3号機 第16保全サイクル                      定期事業者検査要領書</p> <p>施設名：原子炉冷却系統施設（蒸気タービンを除く。）                      計測制御系統施設                      核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設                      放射線管理施設                      放射性廃棄物の廃棄施設                      原子炉格納施設                      蒸気タービンの附属設備</p> <p>検査名：1次系弁検査（3/4）【機械一般弁編】                      要領書番号：O3-16-320</p>		

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第46条 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="190 199 1019 1364" style="border: 2px solid black; height: 730px; width: 370px; margin: 10px auto;"></div> <div data-bbox="190 1364 694 1396" style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 5px;">                     枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。                 </div>		

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第46条 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="183 193 1008 1358" style="border: 2px solid black; height: 730px; width: 368px;"></div> <div data-bbox="183 1361 687 1385" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">                     枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。                 </div>	<div data-bbox="1146 280 1877 1310" style="border: 2px solid black; height: 645px; width: 326px;"></div> <div data-bbox="1258 1326 1704 1345" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">                     枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。                 </div>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所 3 / 4 号炉		泊発電所 3 号炉		相違理由
機器又は系統名	突設機(機器名)	点検及び試験の項目	保全方式又は高度	検査名
	蓄圧入系主要弁駆動部	4.分弁点検	182M	
	A.蓄圧タンク	2.検査点検 (特性点検) 1.開閉点検	高 13M~182M 高 130M	
	B.蓄圧タンク	1.開閉点検	高 130M	
	C.蓄圧タンク	1.開閉点検	高 130M	
	D.蓄圧タンク	1.開閉点検	高 130M	
	燃料取器用水ヒット	1.外観点検	高 1F	
	A、B格納容器再循環サブスクリューン	1.外観点検	高 1F	
	A、B格納容器再循環サブスクリューン	2.外観点検	高 10Y	原子炉格納容器再循環サブスクリューン検査
	原子炉冷却系格納庫(通常用炉心冷却) 設備] その他の弁	1.運転・性能試験	高・低 B	1次系弁検査 1次系弁検査 1次系停止検査
	原子炉冷却系格納庫(通常用炉心冷却) 設備] その他の弁駆動部	2.分弁点検	高 85M~200M	
	原子炉冷却系格納庫(通常用炉心冷却) 設備] その他の弁	3.分弁点検	低 78M~195M	一部BMあり
	原子炉冷却系格納庫(通常用炉心冷却) 設備] その他の弁	4.検査点検 (グラント・ハンギン取替)	高・低 18M~130M	
	原子炉冷却系格納庫(通常用炉心冷却) 設備] その他の弁	1.運転・性能試験	高・低 B	1次系弁検査
	原子炉冷却系格納庫(通常用炉心冷却) 設備] その他の弁	2.分弁点検	高・低 85M~182M	
	原子炉冷却系格納庫(通常用炉心冷却) 設備] その他の弁	3.分弁点検	高・低 13M~182M	
	原子炉冷却系格納庫(通常用炉心冷却) 設備] その他の弁	1.分弁点検	高 13M~91M	
	原子炉冷却系格納庫(通常用炉心冷却) 設備] その他の弁	2.分弁点検	低 13M~130M	

別紙-1 (1)(2)

別紙-1 (1)(2)

機器又は系統名	突設機(機器名)	点検及び試験の項目	保全方式又は高度	検査名
燃料取器用水ヒット	燃料取器用水ヒット	1.外観点検	高 1F	
A、B格納容器再循環サブスクリューン	A、B格納容器再循環サブスクリューン	1.外観点検	高 1F	
A、B格納容器再循環サブスクリューン	A、B格納容器再循環サブスクリューン	2.外観点検	高 10Y	原子炉格納容器再循環サブスクリューン検査
原子炉冷却系格納庫(通常用炉心冷却)設備] その他の弁	原子炉冷却系格納庫(通常用炉心冷却)設備] その他の弁	1.運転・性能試験	高・低 B	1次系弁検査 1次系弁検査 1次系停止検査
原子炉冷却系格納庫(通常用炉心冷却)設備] その他の弁	原子炉冷却系格納庫(通常用炉心冷却)設備] その他の弁	2.分弁点検	高 85M~200M	
原子炉冷却系格納庫(通常用炉心冷却)設備] その他の弁	原子炉冷却系格納庫(通常用炉心冷却)設備] その他の弁	3.分弁点検	低 78M~195M	一部BMあり
原子炉冷却系格納庫(通常用炉心冷却)設備] その他の弁	原子炉冷却系格納庫(通常用炉心冷却)設備] その他の弁	4.検査点検 (グラント・ハンギン取替)	高・低 18M~130M	
原子炉冷却系格納庫(通常用炉心冷却)設備] その他の弁	原子炉冷却系格納庫(通常用炉心冷却)設備] その他の弁	1.運転・性能試験	高・低 B	1次系弁検査
原子炉冷却系格納庫(通常用炉心冷却)設備] その他の弁	原子炉冷却系格納庫(通常用炉心冷却)設備] その他の弁	2.分弁点検	高・低 85M~182M	
原子炉冷却系格納庫(通常用炉心冷却)設備] その他の弁	原子炉冷却系格納庫(通常用炉心冷却)設備] その他の弁	3.分弁点検	高・低 13M~182M	
原子炉冷却系格納庫(通常用炉心冷却)設備] その他の弁	原子炉冷却系格納庫(通常用炉心冷却)設備] その他の弁	1.分弁点検	高 13M~91M	
原子炉冷却系格納庫(通常用炉心冷却)設備] その他の弁	原子炉冷却系格納庫(通常用炉心冷却)設備] その他の弁	2.分弁点検	低 13M~130M	

別紙1-13

試原-80

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第46条 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="174 188 1010 1362" style="border: 2px solid black; height: 736px; width: 373px;"></div> <div data-bbox="483 1369 931 1398" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 0 auto;">枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</div>	<div data-bbox="1144 284 1872 1310" style="border: 2px solid black; height: 643px; width: 325px;"></div> <div data-bbox="1258 1321 1704 1345" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 0 auto;">枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</div>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第46条 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<div data-bbox="1144 280 1872 1310" style="border: 2px solid black; width: 100%; height: 100%;"></div> <div data-bbox="1256 1329 1704 1353" style="text-align: center; margin-top: 10px;"> <span style="border: 1px solid black; display: inline-block; width: 15px; height: 10px;"></span> 枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。                 </div>	





赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第46条 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: center;"><u>改 1</u></p> <p style="text-align: center;">関西電力株式会社 大飯発電所                      第3号機 第16保全サイクル                      定期事業者検査要領書</p> <p style="text-align: center;">施設名：原子炉冷却系統施設（蒸気タービンを除く。）                      検査名：非常用炉心冷却系機能検査                      要領書番号：O3-16-123</p>	<p style="text-align: center;">北海道電力株式会社 泊発電所                      3号機 第2保全サイクル                      定期事業者検査要領書</p> <p style="text-align: center;">設備名：原子炉冷却系統設備                      検査名：非常用炉心冷却系機能検査                      要領書番号：HT3-16</p> <p style="text-align: right;">試-原-84</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第46条 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="174 188 1010 1362" style="border: 2px solid black; height: 736px; width: 373px;"></div> <div data-bbox="483 1369 934 1398" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 0 auto;">枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</div>	<div data-bbox="1144 277 1877 1310" style="border: 2px solid black; height: 647px; width: 327px;"></div> <div data-bbox="1258 1331 1704 1356" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 0 auto;">枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</div>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第46条 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: center;">改 0</p> <p style="text-align: center;">関西電力株式会社 大飯発電所                      第3号機 第15保全サイクル                      定期事業者検査要領書</p> <p>設 備 名：原子炉冷却系統設備、原子炉格納施設                      検 査 名：運転中の主要機器機能検査                      要領書番号：O3-15-114</p>		

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第46条 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="176 189 1010 1366" style="border: 2px solid black; height: 737px; width: 372px; margin: 10px auto;"></div> <div data-bbox="483 1369 934 1398" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 10px auto;">                     枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。                 </div>		

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第46条 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: center;"><u>改 1</u></p> <p style="text-align: center;">関西電力株式会社 大飯発電所 第3号機 第13回 定期事業者検査要領書</p> <p>設 備 名：原子炉冷却系統設備                      検 査 名：高圧注入系ポンプ分解検査                      要領書番号：O3-13-17</p>	<p style="text-align: center;">北海道電力株式会社 泊発電所 3号機 第2保全サイクル 定期事業者検査要領書</p> <p>設 備 名：原子炉冷却系統設備                      検 査 名：非常用炉心冷却系ポンプ分解検査                      要領書番号：HT3-17</p> <p style="text-align: right;">試-原-86</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第46条 原子炉冷却材圧カバウンダリを減圧するための設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="174 188 1010 1369" style="border: 2px solid black; height: 740px; width: 373px;"></div> <div data-bbox="488 1369 936 1401" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 0 auto;">                     枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。                 </div>	<div data-bbox="1146 280 1877 1310" style="border: 2px solid black; height: 645px; width: 326px;"></div> <div data-bbox="1258 1326 1706 1350" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 0 auto;">                     枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。                 </div>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所 3 / 4 号炉	泊発電所 3 号炉	相違理由																																																																																																								
	<p style="text-align: center;">別紙-1 13(70)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>設備又は設備類</th> <th>設備名(国・メーカー)</th> <th>品名</th> <th>非該当設備の項目</th> <th>適合品目</th> <th>相違点</th> <th>相違理由</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="14">原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備</td> <td>圧力バウンダリ</td> <td>原子炉冷却材圧力バウンダリ</td> <td>機器・圧力バウンダリ</td> <td>7.15B</td> <td>7.15B</td> <td>相違なし</td> </tr> <tr> <td>圧力バウンダリ</td> <td>原子炉冷却材圧力バウンダリ</td> <td>機器・圧力バウンダリ</td> <td>7.15B</td> <td>7.15B</td> <td>相違なし</td> </tr> <tr> <td>圧力バウンダリ</td> <td>原子炉冷却材圧力バウンダリ</td> <td>機器・圧力バウンダリ</td> <td>7.15B</td> <td>7.15B</td> <td>相違なし</td> </tr> <tr> <td>圧力バウンダリ</td> <td>原子炉冷却材圧力バウンダリ</td> <td>機器・圧力バウンダリ</td> <td>7.15B</td> <td>7.15B</td> <td>相違なし</td> </tr> <tr> <td>圧力バウンダリ</td> <td>原子炉冷却材圧力バウンダリ</td> <td>機器・圧力バウンダリ</td> <td>7.15B</td> <td>7.15B</td> <td>相違なし</td> </tr> <tr> <td>圧力バウンダリ</td> <td>原子炉冷却材圧力バウンダリ</td> <td>機器・圧力バウンダリ</td> <td>7.15B</td> <td>7.15B</td> <td>相違なし</td> </tr> <tr> <td>圧力バウンダリ</td> <td>原子炉冷却材圧力バウンダリ</td> <td>機器・圧力バウンダリ</td> <td>7.15B</td> <td>7.15B</td> <td>相違なし</td> </tr> <tr> <td>圧力バウンダリ</td> <td>原子炉冷却材圧力バウンダリ</td> <td>機器・圧力バウンダリ</td> <td>7.15B</td> <td>7.15B</td> <td>相違なし</td> </tr> <tr> <td>圧力バウンダリ</td> <td>原子炉冷却材圧力バウンダリ</td> <td>機器・圧力バウンダリ</td> <td>7.15B</td> <td>7.15B</td> <td>相違なし</td> </tr> <tr> <td>圧力バウンダリ</td> <td>原子炉冷却材圧力バウンダリ</td> <td>機器・圧力バウンダリ</td> <td>7.15B</td> <td>7.15B</td> <td>相違なし</td> </tr> <tr> <td>圧力バウンダリ</td> <td>原子炉冷却材圧力バウンダリ</td> <td>機器・圧力バウンダリ</td> <td>7.15B</td> <td>7.15B</td> <td>相違なし</td> </tr> <tr> <td>圧力バウンダリ</td> <td>原子炉冷却材圧力バウンダリ</td> <td>機器・圧力バウンダリ</td> <td>7.15B</td> <td>7.15B</td> <td>相違なし</td> </tr> <tr> <td>圧力バウンダリ</td> <td>原子炉冷却材圧力バウンダリ</td> <td>機器・圧力バウンダリ</td> <td>7.15B</td> <td>7.15B</td> <td>相違なし</td> </tr> <tr> <td>圧力バウンダリ</td> <td>原子炉冷却材圧力バウンダリ</td> <td>機器・圧力バウンダリ</td> <td>7.15B</td> <td>7.15B</td> <td>相違なし</td> </tr> <tr> <td>圧力バウンダリ</td> <td>原子炉冷却材圧力バウンダリ</td> <td>機器・圧力バウンダリ</td> <td>7.15B</td> <td>7.15B</td> <td>相違なし</td> </tr> <tr> <td>圧力バウンダリ</td> <td>原子炉冷却材圧力バウンダリ</td> <td>機器・圧力バウンダリ</td> <td>7.15B</td> <td>7.15B</td> <td>相違なし</td> </tr> </tbody> </table>	設備又は設備類	設備名(国・メーカー)	品名	非該当設備の項目	適合品目	相違点	相違理由	原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備	圧力バウンダリ	原子炉冷却材圧力バウンダリ	機器・圧力バウンダリ	7.15B	7.15B	相違なし	圧力バウンダリ	原子炉冷却材圧力バウンダリ	機器・圧力バウンダリ	7.15B	7.15B	相違なし	圧力バウンダリ	原子炉冷却材圧力バウンダリ	機器・圧力バウンダリ	7.15B	7.15B	相違なし	圧力バウンダリ	原子炉冷却材圧力バウンダリ	機器・圧力バウンダリ	7.15B	7.15B	相違なし	圧力バウンダリ	原子炉冷却材圧力バウンダリ	機器・圧力バウンダリ	7.15B	7.15B	相違なし	圧力バウンダリ	原子炉冷却材圧力バウンダリ	機器・圧力バウンダリ	7.15B	7.15B	相違なし	圧力バウンダリ	原子炉冷却材圧力バウンダリ	機器・圧力バウンダリ	7.15B	7.15B	相違なし	圧力バウンダリ	原子炉冷却材圧力バウンダリ	機器・圧力バウンダリ	7.15B	7.15B	相違なし	圧力バウンダリ	原子炉冷却材圧力バウンダリ	機器・圧力バウンダリ	7.15B	7.15B	相違なし	圧力バウンダリ	原子炉冷却材圧力バウンダリ	機器・圧力バウンダリ	7.15B	7.15B	相違なし	圧力バウンダリ	原子炉冷却材圧力バウンダリ	機器・圧力バウンダリ	7.15B	7.15B	相違なし	圧力バウンダリ	原子炉冷却材圧力バウンダリ	機器・圧力バウンダリ	7.15B	7.15B	相違なし	圧力バウンダリ	原子炉冷却材圧力バウンダリ	機器・圧力バウンダリ	7.15B	7.15B	相違なし	圧力バウンダリ	原子炉冷却材圧力バウンダリ	機器・圧力バウンダリ	7.15B	7.15B	相違なし	圧力バウンダリ	原子炉冷却材圧力バウンダリ	機器・圧力バウンダリ	7.15B	7.15B	相違なし	圧力バウンダリ	原子炉冷却材圧力バウンダリ	機器・圧力バウンダリ	7.15B	7.15B	相違なし	
設備又は設備類	設備名(国・メーカー)	品名	非該当設備の項目	適合品目	相違点	相違理由																																																																																																				
原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備	圧力バウンダリ	原子炉冷却材圧力バウンダリ	機器・圧力バウンダリ	7.15B	7.15B	相違なし																																																																																																				
	圧力バウンダリ	原子炉冷却材圧力バウンダリ	機器・圧力バウンダリ	7.15B	7.15B	相違なし																																																																																																				
	圧力バウンダリ	原子炉冷却材圧力バウンダリ	機器・圧力バウンダリ	7.15B	7.15B	相違なし																																																																																																				
	圧力バウンダリ	原子炉冷却材圧力バウンダリ	機器・圧力バウンダリ	7.15B	7.15B	相違なし																																																																																																				
	圧力バウンダリ	原子炉冷却材圧力バウンダリ	機器・圧力バウンダリ	7.15B	7.15B	相違なし																																																																																																				
	圧力バウンダリ	原子炉冷却材圧力バウンダリ	機器・圧力バウンダリ	7.15B	7.15B	相違なし																																																																																																				
	圧力バウンダリ	原子炉冷却材圧力バウンダリ	機器・圧力バウンダリ	7.15B	7.15B	相違なし																																																																																																				
	圧力バウンダリ	原子炉冷却材圧力バウンダリ	機器・圧力バウンダリ	7.15B	7.15B	相違なし																																																																																																				
	圧力バウンダリ	原子炉冷却材圧力バウンダリ	機器・圧力バウンダリ	7.15B	7.15B	相違なし																																																																																																				
	圧力バウンダリ	原子炉冷却材圧力バウンダリ	機器・圧力バウンダリ	7.15B	7.15B	相違なし																																																																																																				
	圧力バウンダリ	原子炉冷却材圧力バウンダリ	機器・圧力バウンダリ	7.15B	7.15B	相違なし																																																																																																				
	圧力バウンダリ	原子炉冷却材圧力バウンダリ	機器・圧力バウンダリ	7.15B	7.15B	相違なし																																																																																																				
	圧力バウンダリ	原子炉冷却材圧力バウンダリ	機器・圧力バウンダリ	7.15B	7.15B	相違なし																																																																																																				
	圧力バウンダリ	原子炉冷却材圧力バウンダリ	機器・圧力バウンダリ	7.15B	7.15B	相違なし																																																																																																				
圧力バウンダリ	原子炉冷却材圧力バウンダリ	機器・圧力バウンダリ	7.15B	7.15B	相違なし																																																																																																					
圧力バウンダリ	原子炉冷却材圧力バウンダリ	機器・圧力バウンダリ	7.15B	7.15B	相違なし																																																																																																					



赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第46条 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<div data-bbox="1144 280 1872 1310" style="border: 2px solid black; width: 100%; height: 100%;"></div> <div data-bbox="1258 1331 1704 1353" style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">                     枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。                 </div>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所 3 / 4 号炉

機器又は系統名	実機数(機種名)	点検及び試験の項目	保全の重要度 又は 頻度	検査方式	検査名	備考 (○印は適用する設備試験項目)
高圧注入系	3V-SI-082A	1. 分断点検	高	200M	非常用炉心冷却系主要弁分解検査	
	3V-SI-082B	1. 分断点検	高	100M	検査	
	3V-SI-082C	1. 分断点検	高	130M	非常用炉心冷却系主要弁分解検査	
	3V-SI-082D	1. 分断点検	高	200M	非常用炉心冷却系主要弁分解検査	
	3V-SI-072A	1. 分断点検	高	200M	非常用炉心冷却系主要弁分解検査	
	3V-SI-072B	1. 分断点検	高	200M	非常用炉心冷却系主要弁分解検査	
	3V-SI-072C	1. 分断点検	高	200M	非常用炉心冷却系主要弁分解検査	
	3V-SI-072D	1. 分断点検	高	200M	非常用炉心冷却系主要弁分解検査	
	3V-SI-072A	1. 分断点検	高	200M	非常用炉心冷却系主要弁分解検査	
	3V-SI-072B	1. 分断点検	高	200M	非常用炉心冷却系主要弁分解検査	
	3V-SI-072C	1. 分断点検	高	200M	非常用炉心冷却系主要弁分解検査	
	3V-SI-072D	1. 分断点検	高	200M	非常用炉心冷却系主要弁分解検査	
	3V-SI-070	1. 分断点検	高	200M	非常用炉心冷却系主要弁分解検査	
	3V-SI-132A	1. 分断点検	高	130M	非常用炉心冷却系主要弁分解検査	
	3V-SI-132B	1. 分断点検	高	130M	非常用炉心冷却系主要弁分解検査	
	3V-SI-132C	1. 分断点検	高	130M	非常用炉心冷却系主要弁分解検査	
3V-SI-132A	1. 分断点検	高	130M	非常用炉心冷却系主要弁分解検査		
3V-SI-132B	1. 分断点検	高	130M	非常用炉心冷却系主要弁分解検査		
3V-SI-132C	1. 分断点検	高	130M	非常用炉心冷却系主要弁分解検査		
3V-SI-130B	1. 分断点検	高	130M	非常用炉心冷却系主要弁分解検査		
3V-SI-130C	1. 分断点検	高	130M	非常用炉心冷却系主要弁分解検査		
3V-SI-130D	1. 分断点検	高	130M	非常用炉心冷却系主要弁分解検査		

高圧タンク出口弁

泊発電所 3 号炉

機器又は系統名	実機数(機種名)	点検及び試験の項目	保全の重要度 又は 頻度	検査方式	検査名	備考 (○印は適用する設備試験項目)
高圧注入系	3V-SI-082A	1. 分断点検	高	200M	非常用炉心冷却系主要弁分解検査	
	3V-SI-082B	1. 分断点検	高	100M	検査	
	3V-SI-082C	1. 分断点検	高	130M	非常用炉心冷却系主要弁分解検査	
	3V-SI-082D	1. 分断点検	高	200M	非常用炉心冷却系主要弁分解検査	
	3V-SI-072A	1. 分断点検	高	200M	非常用炉心冷却系主要弁分解検査	
	3V-SI-072B	1. 分断点検	高	200M	非常用炉心冷却系主要弁分解検査	
	3V-SI-072C	1. 分断点検	高	200M	非常用炉心冷却系主要弁分解検査	
	3V-SI-072D	1. 分断点検	高	200M	非常用炉心冷却系主要弁分解検査	
	3V-SI-072A	1. 分断点検	高	200M	非常用炉心冷却系主要弁分解検査	
	3V-SI-072B	1. 分断点検	高	200M	非常用炉心冷却系主要弁分解検査	
	3V-SI-072C	1. 分断点検	高	200M	非常用炉心冷却系主要弁分解検査	
	3V-SI-072D	1. 分断点検	高	200M	非常用炉心冷却系主要弁分解検査	
	3V-SI-070	1. 分断点検	高	200M	非常用炉心冷却系主要弁分解検査	
	3V-SI-132A	1. 分断点検	高	130M	非常用炉心冷却系主要弁分解検査	
	3V-SI-132B	1. 分断点検	高	130M	非常用炉心冷却系主要弁分解検査	
	3V-SI-132C	1. 分断点検	高	130M	非常用炉心冷却系主要弁分解検査	
3V-SI-132A	1. 分断点検	高	130M	非常用炉心冷却系主要弁分解検査		
3V-SI-132B	1. 分断点検	高	130M	非常用炉心冷却系主要弁分解検査		
3V-SI-132C	1. 分断点検	高	130M	非常用炉心冷却系主要弁分解検査		
3V-SI-130B	1. 分断点検	高	130M	非常用炉心冷却系主要弁分解検査		
3V-SI-130C	1. 分断点検	高	130M	非常用炉心冷却系主要弁分解検査		
3V-SI-130D	1. 分断点検	高	130M	非常用炉心冷却系主要弁分解検査		

非常用炉心冷却系主要弁分解検査は、これまで検査の実績がないため、定期検査検査設備は添付していない。



赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第46条 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p style="text-align: center;">北海道電力株式会社 泊発電所                      3号機 第2保全サイクル                      定期事業者検査要領書</p> <p style="text-align: center;">設 備 名：原子炉冷却系統設備                      検 査 名：非常用炉心冷却系統機能検査                      要領書番号：HT3-16</p> <p style="text-align: right;">試-原-91</p>	

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第46条 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<div data-bbox="1144 280 1872 1310" style="border: 2px solid black; width: 100%; height: 100%;"></div> <div data-bbox="1258 1326 1704 1347" style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</div>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第46条 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: center;"><u>改 1</u></p> <p style="text-align: center;">関西電力株式会社 大飯発電所                      第3号機 第16保全サイクル                      定期事業者検査要領書</p> <p style="text-align: center;">施設名：原子炉冷却系統施設（蒸気タービンを除く。）                      検査名：非常用炉心冷却系主要弁分解検査                      要領書番号：O3-16-125</p>		

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第46条 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="239 256 952 1318" style="border: 2px solid black; width: 318px; height: 665px; margin: 10px auto;"></div> <div data-bbox="398 1323 826 1347" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 10px auto;">枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</div>	<div data-bbox="1146 280 1868 1310" style="border: 2px solid black; width: 322px; height: 645px; margin: 10px auto;"></div> <div data-bbox="1258 1323 1702 1347" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 10px auto;">枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</div>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所 3 / 4 号炉			泊発電所 3 号炉			相違理由
機器又は系統名	実地機(機組名)	点検及び試験の項目	保全の要度等又は制度	検査名	備考 (○内は適用する設備並びに注)	
機器又は系統名 蓄圧式圧入系圧力調整装置	蓄圧式圧入系圧力調整装置	1. 分解点検	高 132M	検査名 蓄圧式圧入系圧力調整装置点検	(○内は適用する設備並びに注)	
		2. 調整点検	高 132M~132M			
		3. 調整点検	高 132M			
		1. 調整点検	高 132M			
		1. 調整点検	高 132M			
		1. 調整点検	高 132M			
		1. 調整点検	高 1F			
		1. 調整点検	高 1F			
		1. 調整点検	高 1F			
		1. 調整点検	高 1F			
機器又は系統名 原子炉冷却系系統施設「非常用炉心冷却」式 その他の弁	原子炉冷却系系統施設「非常用炉心冷却」式 その他の弁	1. 機能「圧縮試験」	高・低 B	検査名 原子炉冷却系系統施設「非常用炉心冷却」式 その他の弁点検	(○内は適用する設備並びに注)	
		2. 分解点検	高 85M~250M			
		3. 分解点検	低 78M~192M			
		4. 調整点検	高・低 78M~132M			
		1. 機能「圧縮試験」	高・低 B			
		2. 分解点検	高・低 85M~192M			
		3. 調整点検	高 132M~192M			
		1. 分解点検	高 132M~192M			
		2. 分解点検	高 132M~192M			
		2. 分解点検	低 132M~132M			
機器又は系統名 原子炉冷却系系統施設「非常用炉心冷却」式 その他の機器	原子炉冷却系系統施設「非常用炉心冷却」式 その他の機器	1. 機能「圧縮試験」	高・低 B	検査名 原子炉冷却系系統施設「非常用炉心冷却」式 その他の機器点検	(○内は適用する設備並びに注)	
		2. 分解点検	高・低 85M~192M			
		3. 調整点検	高 132M~192M			
		1. 分解点検	高 132M~192M			
		2. 分解点検	高 132M~192M			
		2. 分解点検	低 132M~132M			
		2. 分解点検	高 132M~192M			
		2. 分解点検	高 132M~192M			
		2. 分解点検	高 132M~192M			
		2. 分解点検	低 132M~132M			

別紙1-13(9)

機器又は系統名	実地機(機組名)	点検及び試験の項目	保全の要度等又は制度	検査名	備考 (○内は適用する設備並びに注)
機器又は系統名 蓄圧式圧入系圧力調整装置	蓄圧式圧入系圧力調整装置	1. 分解点検	高 132M	検査名 蓄圧式圧入系圧力調整装置点検	(○内は適用する設備並びに注)
		2. 調整点検	高 132M~132M		
		3. 調整点検	高 132M		
		1. 調整点検	高 132M		
		1. 調整点検	高 132M		
		1. 調整点検	高 132M		
		1. 調整点検	高 1F		
		1. 調整点検	高 1F		
		1. 調整点検	高 1F		
		1. 調整点検	高 1F		
機器又は系統名 原子炉冷却系系統施設「非常用炉心冷却」式 その他の弁	原子炉冷却系系統施設「非常用炉心冷却」式 その他の弁	1. 機能「圧縮試験」	高・低 B	検査名 原子炉冷却系系統施設「非常用炉心冷却」式 その他の弁点検	(○内は適用する設備並びに注)
		2. 分解点検	高 85M~250M		
		3. 調整点検	低 78M~192M		
		4. 調整点検	高・低 78M~132M		
		1. 機能「圧縮試験」	高・低 B		
		2. 分解点検	高・低 85M~192M		
		3. 調整点検	高 132M~192M		
		1. 分解点検	高 132M~192M		
		2. 分解点検	高 132M~192M		
		2. 分解点検	低 132M~132M		
機器又は系統名 原子炉冷却系系統施設「非常用炉心冷却」式 その他の機器	原子炉冷却系系統施設「非常用炉心冷却」式 その他の機器	1. 機能「圧縮試験」	高・低 B	検査名 原子炉冷却系系統施設「非常用炉心冷却」式 その他の機器点検	(○内は適用する設備並びに注)
		2. 分解点検	高・低 85M~192M		
		3. 調整点検	高 132M~192M		
		1. 分解点検	高 132M~192M		
		2. 分解点検	高 132M~192M		
		2. 分解点検	低 132M~132M		
		2. 分解点検	高 132M~192M		
		2. 分解点検	高 132M~192M		
		2. 分解点検	高 132M~192M		
		2. 分解点検	低 132M~132M		

別紙1-13

試原-94



赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第46条 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="266 327 913 1232" style="border: 2px solid black; width: 289px; height: 567px; margin: 20px auto;"></div> <div data-bbox="385 1241 815 1270" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 0 auto;">枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</div>	<div data-bbox="1144 279 1872 1310" style="border: 2px solid black; width: 325px; height: 646px; margin: 20px auto;"></div> <div data-bbox="1258 1321 1702 1350" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 0 auto;">枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</div>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第46条 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<div data-bbox="1144 280 1877 1310" style="border: 2px solid black; width: 100%; height: 100%;"></div> <div data-bbox="1258 1326 1704 1347" style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</div>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第46条 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<div data-bbox="1144 284 1877 1313" style="border: 2px solid black; width: 100%; height: 100%;"></div> <div data-bbox="1258 1326 1704 1347" style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</div>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所 3 / 4 号炉		泊発電所 3 号炉		相違理由
機器又は系統名	突設機(機器名)	点検及び試験の項目	保全方式又は頻度	検査名
	蓄圧入系主要弁駆動部	4.分弁点検	高 182M	
	A蓄圧タンク	2.検査点検 (特性点検) 1.開閉点検	高 13M~182M	
	B蓄圧タンク	1.開閉点検	高 130M	
	C蓄圧タンク	1.開閉点検	高 130M	
	D蓄圧タンク	1.開閉点検	高 130M	
	燃料取水用ホット	1.開閉点検	高 1F	
	A、B格納容器再循環サブシステム	1.外観点検	高 1F	
	A、B格納容器再循環サブシステム	1.外観点検	高 1F	
	原子炉冷却系格納箱(通常用炉心冷却)1式 その他の弁	2.外観点検 1.運転・点検試験	高 10Y 高・低 B	原子炉格納箱再循環サブシステム クリーン検査
	原子炉冷却系格納箱(通常用炉心冷却)1式 その他の弁駆動部	2.分弁点検 3.分弁点検 4.検査点検 (グラント・ハンギン取替)	高 65M~200M 高 78M~195M 高・低 78M~130M	1.次系弁検査 1.次系弁検査 1.次系停止検査 一部BMあり
	原子炉冷却系格納箱(通常用炉心冷却)1式 その他の機器	2.分弁点検 3.検査点検 (特性点検)	高・低 85M~182M 高・低 13M~91M	1.次系弁検査
		2.分弁点検	高 13M~130M	
			低 13M~130M	

機器又は系統名	突設機(機器名)	点検及び試験の項目	保全方式又は頻度	検査名
原子炉冷却系格納箱(通常用炉心冷却)1式	原子炉冷却系格納箱(通常用炉心冷却)1式	1.開閉点検	高 182M	
原子炉冷却系格納箱(通常用炉心冷却)1式	原子炉冷却系格納箱(通常用炉心冷却)1式	1.開閉点検	高 130M	
原子炉冷却系格納箱(通常用炉心冷却)1式	原子炉冷却系格納箱(通常用炉心冷却)1式	1.開閉点検	高 130M	
原子炉冷却系格納箱(通常用炉心冷却)1式	原子炉冷却系格納箱(通常用炉心冷却)1式	1.開閉点検	高 130M	
原子炉冷却系格納箱(通常用炉心冷却)1式	原子炉冷却系格納箱(通常用炉心冷却)1式	1.開閉点検	高 130M	
原子炉冷却系格納箱(通常用炉心冷却)1式	原子炉冷却系格納箱(通常用炉心冷却)1式	1.開閉点検	高 1F	
原子炉冷却系格納箱(通常用炉心冷却)1式	原子炉冷却系格納箱(通常用炉心冷却)1式	1.開閉点検	高 1F	
原子炉冷却系格納箱(通常用炉心冷却)1式	原子炉冷却系格納箱(通常用炉心冷却)1式	1.開閉点検	高 10Y	
原子炉冷却系格納箱(通常用炉心冷却)1式	原子炉冷却系格納箱(通常用炉心冷却)1式	1.開閉点検	高・低 B	
原子炉冷却系格納箱(通常用炉心冷却)1式	原子炉冷却系格納箱(通常用炉心冷却)1式	2.分弁点検	高 65M~200M	
原子炉冷却系格納箱(通常用炉心冷却)1式	原子炉冷却系格納箱(通常用炉心冷却)1式	3.分弁点検	高 78M~195M	
原子炉冷却系格納箱(通常用炉心冷却)1式	原子炉冷却系格納箱(通常用炉心冷却)1式	4.検査点検	高・低 78M~130M	
原子炉冷却系格納箱(通常用炉心冷却)1式	原子炉冷却系格納箱(通常用炉心冷却)1式	1.開閉点検	高・低 85M~182M	
原子炉冷却系格納箱(通常用炉心冷却)1式	原子炉冷却系格納箱(通常用炉心冷却)1式	2.分弁点検	高・低 13M~91M	
原子炉冷却系格納箱(通常用炉心冷却)1式	原子炉冷却系格納箱(通常用炉心冷却)1式	2.分弁点検	高 13M~130M	
原子炉冷却系格納箱(通常用炉心冷却)1式	原子炉冷却系格納箱(通常用炉心冷却)1式		低 13M~130M	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第46条 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="174 188 1014 1369" style="border: 2px solid black; height: 740px; width: 375px;"></div> <div data-bbox="488 1369 936 1401" style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 5px;">                     枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。                 </div>	<div data-bbox="1355 746 1680 858" style="text-align: center;"> <p>北海道電力株式会社 泊発電所                          3号機 第2保全サイクル                          定期事業者検査要領書</p> </div> <div data-bbox="1377 1093 1601 1157" style="margin-top: 200px;"> <p>設 備 名：原子炉冷却系統設備                          検 査 名：1次系容器検査                          要領書番号：HT3-89</p> </div> <div data-bbox="1747 1260 1814 1284" style="text-align: right; margin-top: 100px;"> <p>試原-111</p> </div>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第46条 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="174 188 1010 1364" style="border: 2px solid black; height: 737px; width: 373px;"></div> <div data-bbox="481 1369 934 1396" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin-left: auto;">枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</div>	<div data-bbox="1144 280 1872 1310" style="border: 2px solid black; height: 645px; width: 325px;"></div> <div data-bbox="1258 1332 1704 1356" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin-left: auto;">枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</div>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所 3 / 4 号炉					泊発電所 3 号炉					相違理由	
機器又は系統名	実施地(機器名)	点検及び試験の項目	保全の重要度	保全方式又は頻度	検査名	備考 (1)中略 試験方法参照					
	運転注入系主要弁駆動部	1.分弁点検	高	182M							
	A.蓄圧タンク	2.高圧点検 (特性点検) 1.開閉点検	高	13M~182M							
	B.蓄圧タンク	1.開閉点検	高	130M							
	C.蓄圧タンク	1.開閉点検	高	130M							
	D.蓄圧タンク	1.開閉点検	高	130M							
	燃料取扱用ホット	1.開閉点検	高	130M							
	A.格納容器再高圧サブ	1.外観点検	高	1F							
	A.格納容器再加圧サブスクリュー	1.外観点検	高	1F	原子炉格納容器再加圧サブスクリュー検査						
	原子炉冷却系 その他	2.外観点検	高	10Y	原子炉格納容器再加圧サブスクリュー検査						
		格納容器再加圧サブスクリュー検査は、定期事業者検査での検査実績がないため、定期事業者検査要領書は添付していない。									
		BM6B1)									
		(ブランドバニキン取替)									
	原子炉冷却系統高圧(非常用炉心冷却)1式 その他弁駆動部	1.駆動・性能試験	高・低	B	1次系弁駆置						
		2.分弁点検	高・低	85M~182M							
		3.高圧点検 (特性点検)	高・低	13M~182M							
	原子炉冷却系統低圧(非常用炉心冷却)1式 その他機器	1.分弁点検	高	13M~91M							
		2.分弁点検	低	13M~130M							

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第46条 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="174 193 1010 1366" style="border: 2px solid black; height: 735px; width: 373px; margin: 10px auto;"></div> <div data-bbox="483 1369 934 1398" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 10px auto;">                     枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。                 </div>		



赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第46条 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="174 193 1010 1362" style="border: 2px solid black; height: 733px; width: 373px; margin: 10px auto;"></div> <div data-bbox="481 1369 934 1398" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 10px auto;">                     枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。                 </div>		



赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第46条 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p style="text-align: center;">北海道電力株式会社 泊発電所                      3号機 第2保全サイクル                      事業者検査（自主検査）                      要領書                      【追加保全（追5サイクル）】</p> <p style="text-align: center;">施設名：原子炉冷却系統施設（蒸気タービンを除く。）                      計測制御系統施設                      核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設                      放射線管理施設                      放射性廃棄物の廃棄施設                      原子炉格納施設                      非常用電源設備</p> <p style="text-align: center;">検査名：構造健全性検査                      要領書番号：HT3-103</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所 3 / 4 号炉

泊発電所 3 号炉

相違理由

HT3-103 構造健全性検査事業者検査（自主検査）要領書 改正0  
 (3/5)

構造健全性検査10年計画表 (3/5)

検査対象範囲	系統	回次	泊発電所 3号機 検査計画 (10サイクル)							備考					
			第1回	第2回	第3回	第4回	第5回	第6回	第7回		第8回	第9回	第10回		
1. 外観検査 (1/3)															
2. 内部検査 (2/3)															
3. 外観検査 (1/3)															
系統															
1. 冷却設備															
化学体積制御設備															
ほう電回収装置															
安全注入設備															
余熱除去設備															
給水設備															
主蒸気設備															
原子炉格納容器ドレイ設備															
原子炉補給冷却水設備															
使用済燃料ホット水浄化処理設備															
原子炉補給冷却水設備															
気体促進処理設備															
ガス圧縮装置															

第3回：原子炉補助建屋（非管理区域）、循環水ポンプ建屋（循環水ポンプを含む）  
 第4回：空調設備エリア、原子炉建屋（非管理区域）、第5回：原子炉格納容器内  
 第6回：原子炉補助建屋（管理区域）、第7回：原子炉建屋（管理区域）、空調設備エリア

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第46条 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="219 236 981 1337" style="border: 2px solid black; height: 690px; width: 340px; margin: 10px auto;"></div> <div data-bbox="203 1353 712 1385" style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 10px;">                     枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。                 </div>		

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

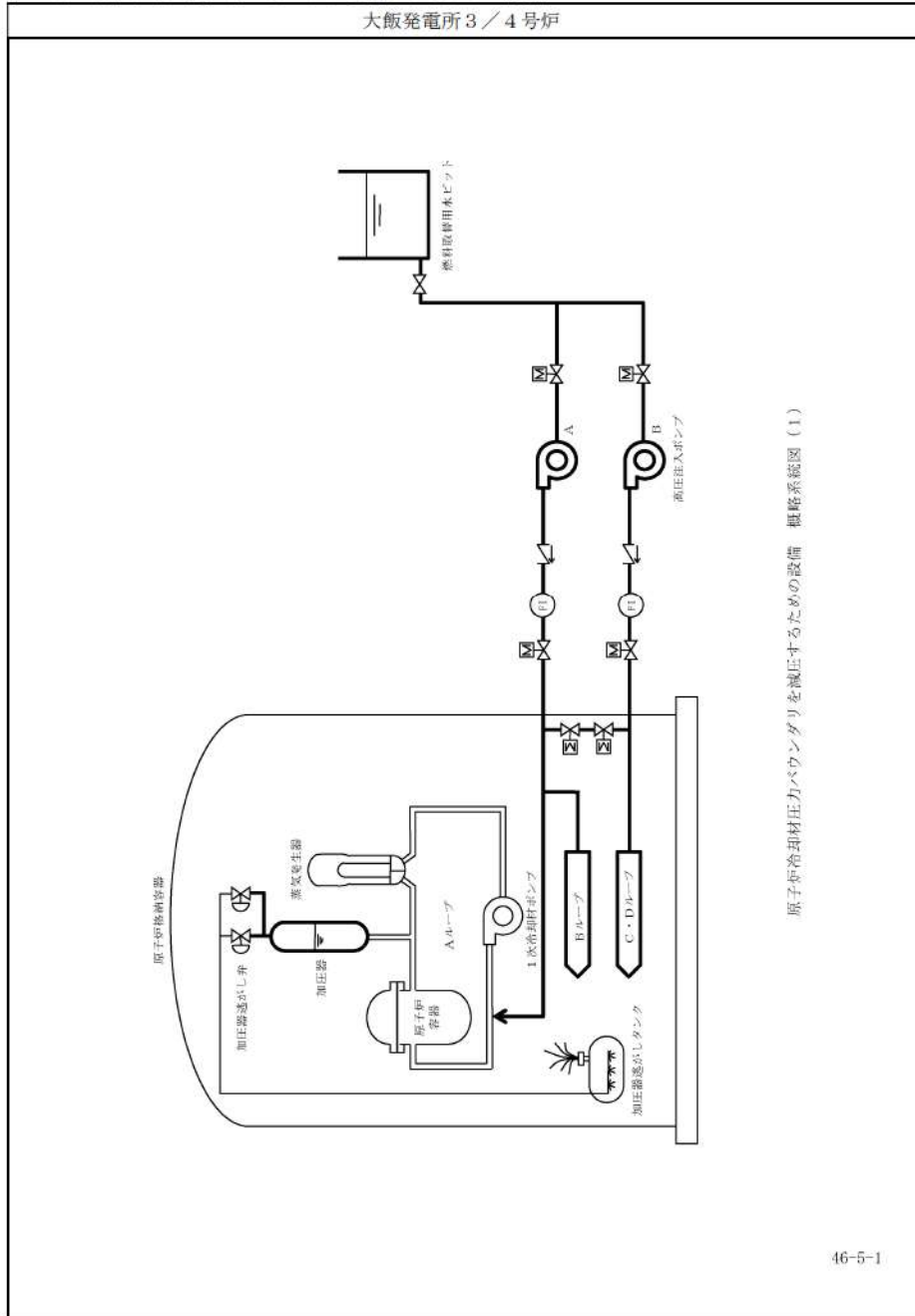
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第46条 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: center;">46-5 系統図</p>	<p style="text-align: center;">46-4 系統図</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

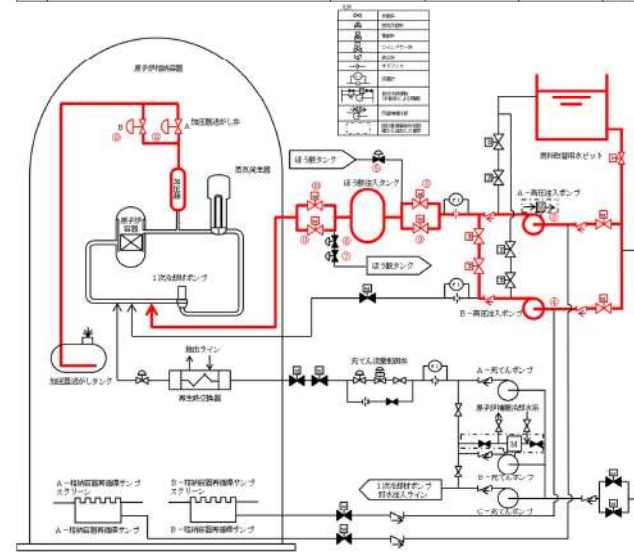
第46条 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備



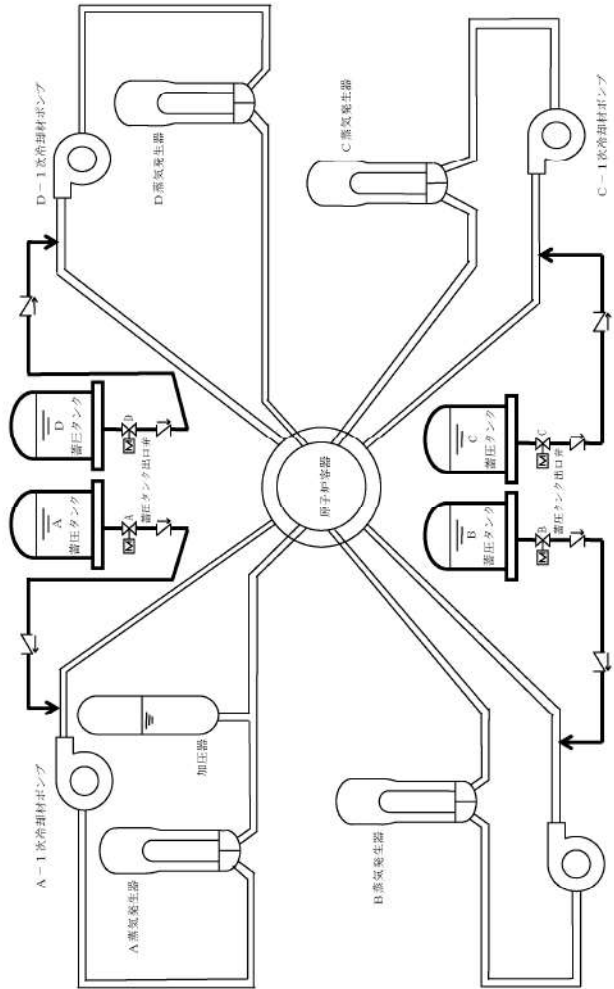
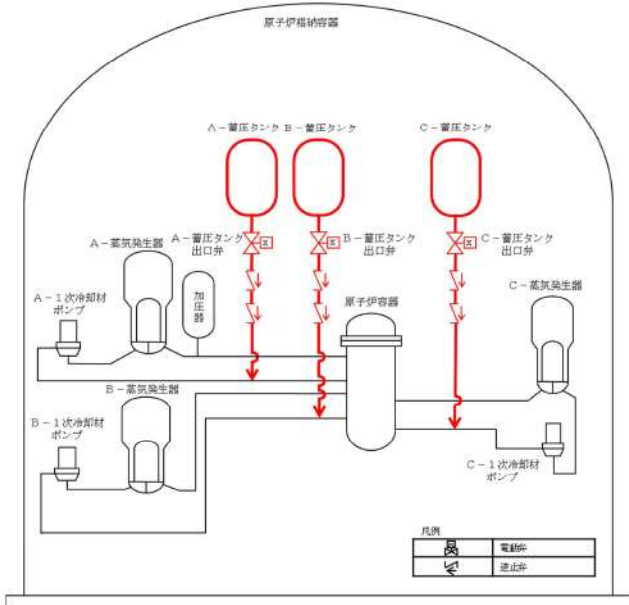
46-5-1

泊発電所3号炉

No	機器名称	状態の変化	操作場所	操作方法	備考
①	ECCS作動信号(1)	中立→作動	中央制御室	操作器操作	うち1台使用
②	ECCS作動信号(2)	中立→作動	中央制御室	操作器操作	
③	A-高圧注入ポンプ	停止→起動	中央制御室	連動	交流電源
④	B-高圧注入ポンプ	停止→起動	中央制御室	連動	交流電源
⑤	ほう酸注入タンク箱梁ライン入口止め弁	全開→全閉	中央制御室	連動	直流電源 制御用空気
⑥	ほう酸注入タンク箱梁ライン出口第1止め弁	全開→全閉	中央制御室	連動	直流電源 制御用空気
⑦	ほう酸注入タンク箱梁ライン出口第2止め弁	全開→全閉	中央制御室	連動	直流電源 制御用空気
⑧	ほう酸注入タンク入口弁A	全閉→全開	中央制御室	連動	交流電源
⑨	ほう酸注入タンク入口弁B	全閉→全開	中央制御室	連動	交流電源
⑩	ほう酸注入タンク出口C/V外側隔離弁A	全閉→全開	中央制御室	連動	交流電源
⑪	ほう酸注入タンク出口C/V外側隔離弁B	全閉→全開	中央制御室	連動	交流電源
⑫	A-加圧器逃がし弁	全閉→全開	中央制御室	操作器操作	直流電源 制御用空気
⑬	B-加圧器逃がし弁	全閉→全開	中央制御室	操作器操作	直流電源 制御用空気



赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所 3 / 4 号炉	泊発電所 3 号炉	相違理由
 <p style="text-align: center;">原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備 概略系統図 (2)</p>	 <p style="text-align: center;">図 46-4-2 1 次冷却系のフィードアンドブリード (蓄圧注入系による注水)</p>	



赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

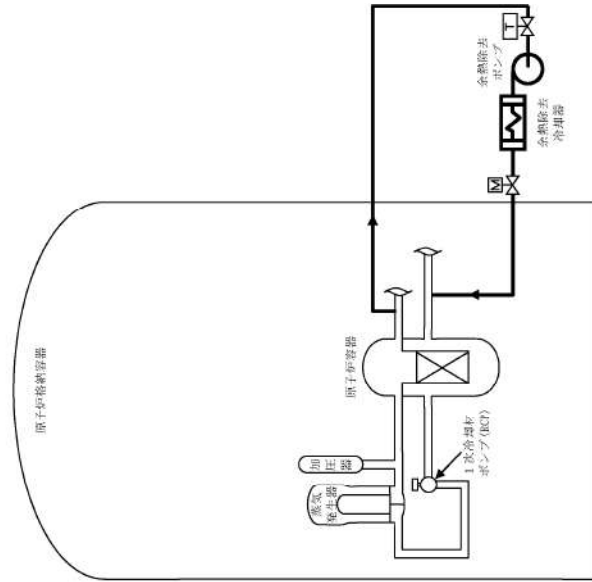
第46条 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																										
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>No</th> <th>機器名称</th> <th>状態の変化</th> <th>操作場所</th> <th>操作方法</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①</td> <td>A-余熱除去冷却器補機冷却水出口弁</td> <td>全閉→全開</td> <td>中央制御室</td> <td>操作器操作</td> <td>交流電源</td> </tr> <tr> <td>②</td> <td>A-余熱除去ポンプ</td> <td>起動→停止 →起動</td> <td>中央制御室</td> <td>操作器操作</td> <td>交流電源</td> </tr> <tr> <td>③</td> <td>A-余熱除去ポンプ入口C/V内側隔離弁</td> <td>切→入</td> <td>原子炉補助建屋 10.3m</td> <td>スイッチ操作</td> <td>交流電源</td> </tr> <tr> <td>④</td> <td>A-余熱除去ポンプRWS P/再循環サンプ 側入口弁</td> <td>全開→全閉</td> <td>中央制御室</td> <td>操作器操作</td> <td>交流電源</td> </tr> <tr> <td>⑤</td> <td>余熱除去Aライン入口止め弁</td> <td>全開→全閉</td> <td>中央制御室</td> <td>操作器操作</td> <td>交流電源</td> </tr> <tr> <td>⑥</td> <td>A-余熱除去ポンプ入口C/V内側隔離弁</td> <td>全開→全閉</td> <td>中央制御室</td> <td>操作器操作</td> <td>交流電源</td> </tr> <tr> <td>⑦</td> <td>余熱除去Aライン流量制御弁</td> <td>全開確認 →調整機</td> <td>中央制御室</td> <td>操作器操作</td> <td>直流電源 制御用空気</td> </tr> <tr> <td>⑧</td> <td>A-余熱除去ポンプミニフロー弁</td> <td>全開→全開 →全閉</td> <td>中央制御室</td> <td>操作器操作</td> <td>交流電源</td> </tr> <tr> <td>⑨</td> <td>A-余熱除去冷却器出口流量調節弁</td> <td>全閉→調整機</td> <td>中央制御室</td> <td>操作器操作</td> <td>直流電源 制御用空気</td> </tr> <tr> <td>⑩</td> <td>A-蓄圧タンク出口弁</td> <td>全開→全閉</td> <td>中央制御室</td> <td>操作器操作</td> <td>交流電源</td> </tr> <tr> <td>⑪</td> <td>B-蓄圧タンク出口弁</td> <td>全開→全閉</td> <td>中央制御室</td> <td>操作器操作</td> <td>交流電源</td> </tr> <tr> <td>⑫</td> <td>C-蓄圧タンク出口弁</td> <td>全開→全閉</td> <td>中央制御室</td> <td>操作器操作</td> <td>交流電源</td> </tr> <tr> <td>⑬</td> <td>A-加圧器逃がし弁</td> <td>全開→全閉</td> <td>中央制御室</td> <td>操作器操作</td> <td>直流電源 制御用空気</td> </tr> <tr> <td>⑭</td> <td>B-加圧器逃がし弁</td> <td>全開→全閉</td> <td>中央制御室</td> <td>操作器操作</td> <td>直流電源 制御用空気</td> </tr> </tbody> </table>	No	機器名称	状態の変化	操作場所	操作方法	備考	①	A-余熱除去冷却器補機冷却水出口弁	全閉→全開	中央制御室	操作器操作	交流電源	②	A-余熱除去ポンプ	起動→停止 →起動	中央制御室	操作器操作	交流電源	③	A-余熱除去ポンプ入口C/V内側隔離弁	切→入	原子炉補助建屋 10.3m	スイッチ操作	交流電源	④	A-余熱除去ポンプRWS P/再循環サンプ 側入口弁	全開→全閉	中央制御室	操作器操作	交流電源	⑤	余熱除去Aライン入口止め弁	全開→全閉	中央制御室	操作器操作	交流電源	⑥	A-余熱除去ポンプ入口C/V内側隔離弁	全開→全閉	中央制御室	操作器操作	交流電源	⑦	余熱除去Aライン流量制御弁	全開確認 →調整機	中央制御室	操作器操作	直流電源 制御用空気	⑧	A-余熱除去ポンプミニフロー弁	全開→全開 →全閉	中央制御室	操作器操作	交流電源	⑨	A-余熱除去冷却器出口流量調節弁	全閉→調整機	中央制御室	操作器操作	直流電源 制御用空気	⑩	A-蓄圧タンク出口弁	全開→全閉	中央制御室	操作器操作	交流電源	⑪	B-蓄圧タンク出口弁	全開→全閉	中央制御室	操作器操作	交流電源	⑫	C-蓄圧タンク出口弁	全開→全閉	中央制御室	操作器操作	交流電源	⑬	A-加圧器逃がし弁	全開→全閉	中央制御室	操作器操作	直流電源 制御用空気	⑭	B-加圧器逃がし弁	全開→全閉	中央制御室	操作器操作	直流電源 制御用空気	
No	機器名称	状態の変化	操作場所	操作方法	備考																																																																																							
①	A-余熱除去冷却器補機冷却水出口弁	全閉→全開	中央制御室	操作器操作	交流電源																																																																																							
②	A-余熱除去ポンプ	起動→停止 →起動	中央制御室	操作器操作	交流電源																																																																																							
③	A-余熱除去ポンプ入口C/V内側隔離弁	切→入	原子炉補助建屋 10.3m	スイッチ操作	交流電源																																																																																							
④	A-余熱除去ポンプRWS P/再循環サンプ 側入口弁	全開→全閉	中央制御室	操作器操作	交流電源																																																																																							
⑤	余熱除去Aライン入口止め弁	全開→全閉	中央制御室	操作器操作	交流電源																																																																																							
⑥	A-余熱除去ポンプ入口C/V内側隔離弁	全開→全閉	中央制御室	操作器操作	交流電源																																																																																							
⑦	余熱除去Aライン流量制御弁	全開確認 →調整機	中央制御室	操作器操作	直流電源 制御用空気																																																																																							
⑧	A-余熱除去ポンプミニフロー弁	全開→全開 →全閉	中央制御室	操作器操作	交流電源																																																																																							
⑨	A-余熱除去冷却器出口流量調節弁	全閉→調整機	中央制御室	操作器操作	直流電源 制御用空気																																																																																							
⑩	A-蓄圧タンク出口弁	全開→全閉	中央制御室	操作器操作	交流電源																																																																																							
⑪	B-蓄圧タンク出口弁	全開→全閉	中央制御室	操作器操作	交流電源																																																																																							
⑫	C-蓄圧タンク出口弁	全開→全閉	中央制御室	操作器操作	交流電源																																																																																							
⑬	A-加圧器逃がし弁	全開→全閉	中央制御室	操作器操作	直流電源 制御用空気																																																																																							
⑭	B-加圧器逃がし弁	全開→全閉	中央制御室	操作器操作	直流電源 制御用空気																																																																																							

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第46条 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備

大飯発電所3/4号炉



原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備 概略系統図（3）

46-5-3

泊発電所3号炉

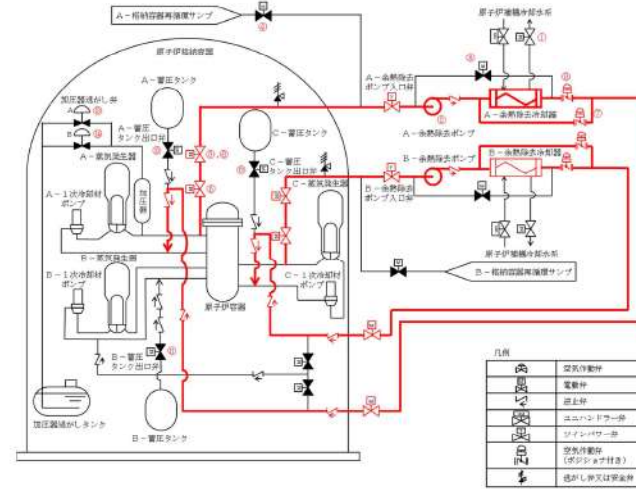
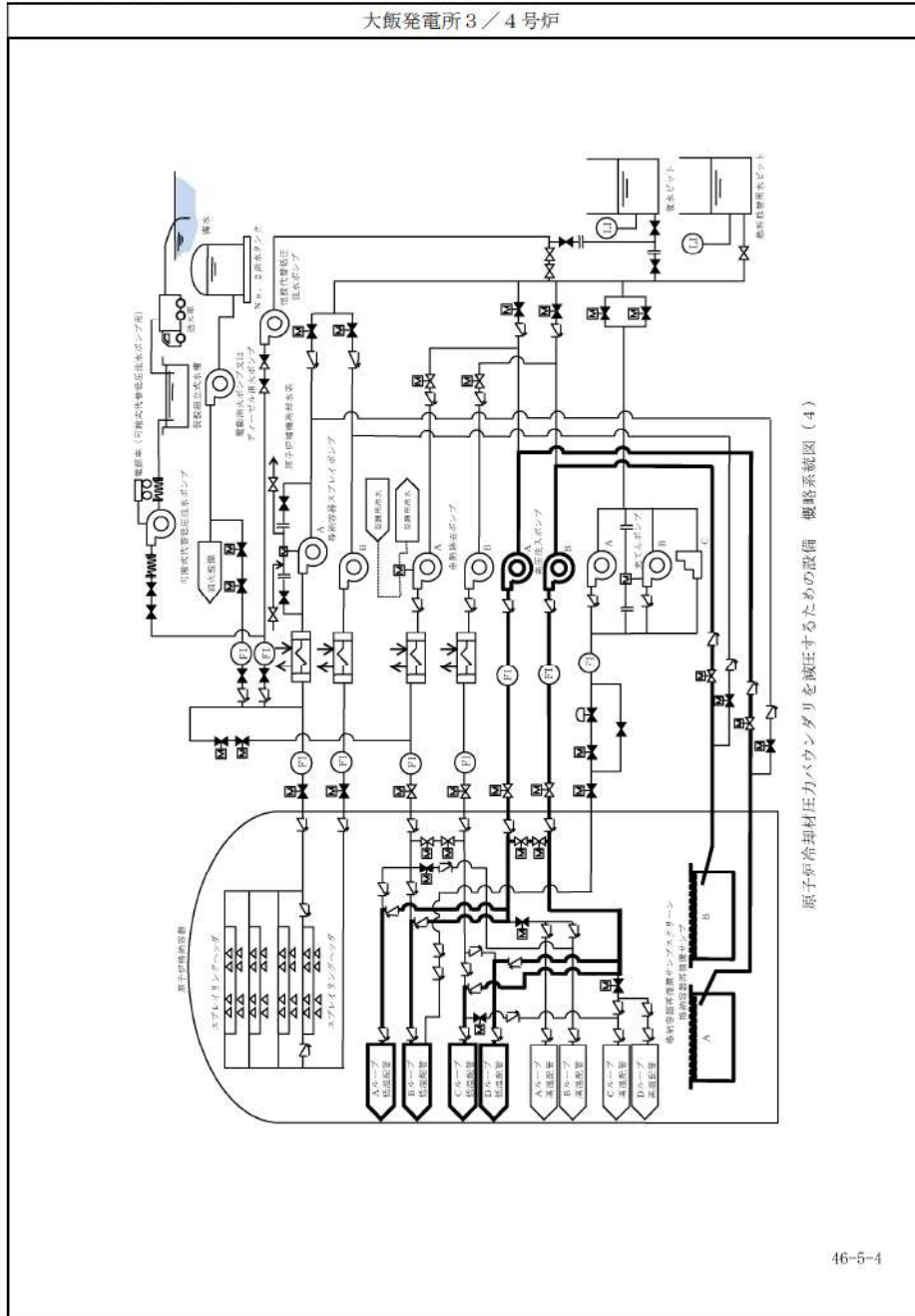


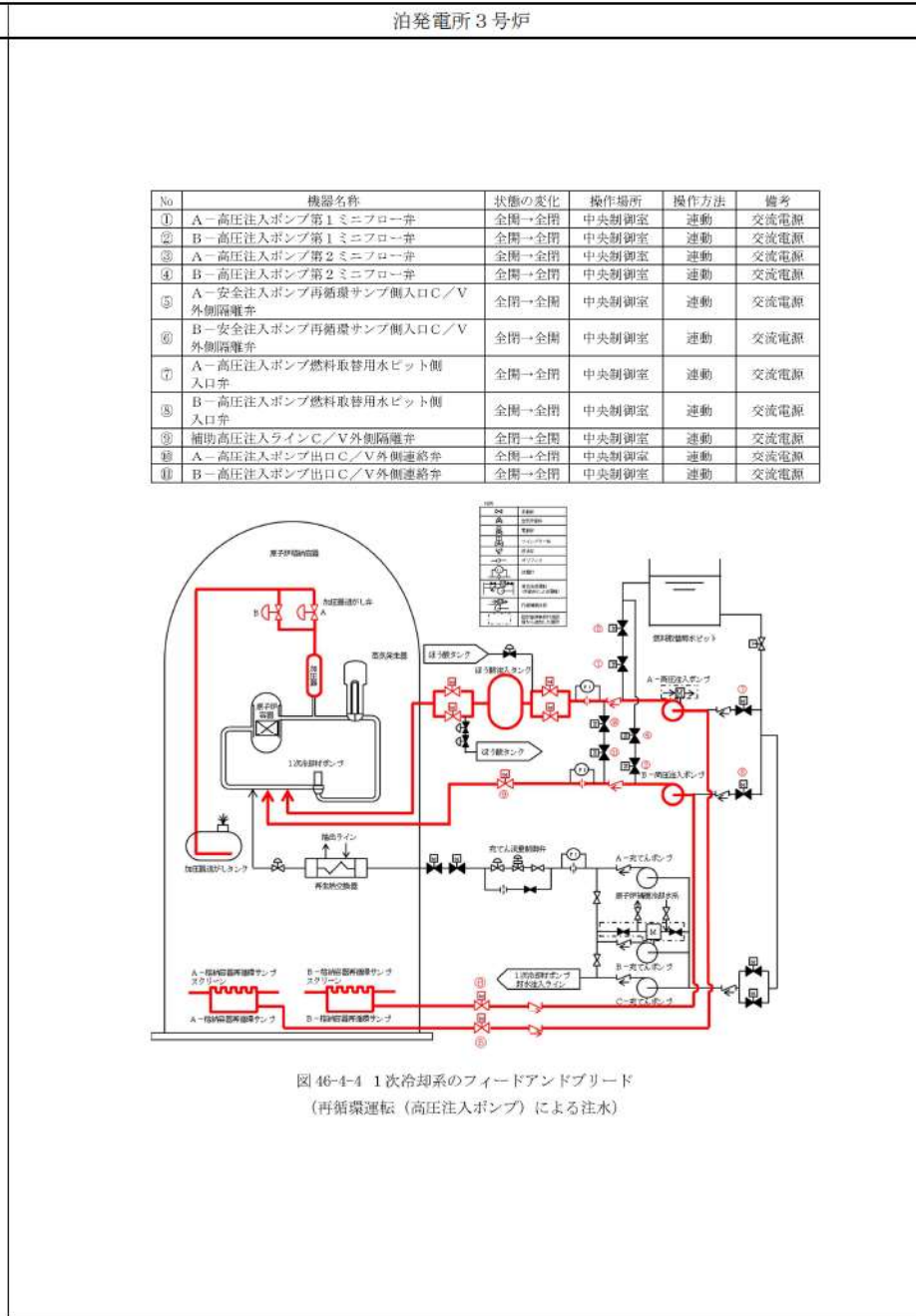
図46-4-3 1次冷却系のファン・ドアンドブリッド（余熱除去設備による冷却）

相違理由

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）



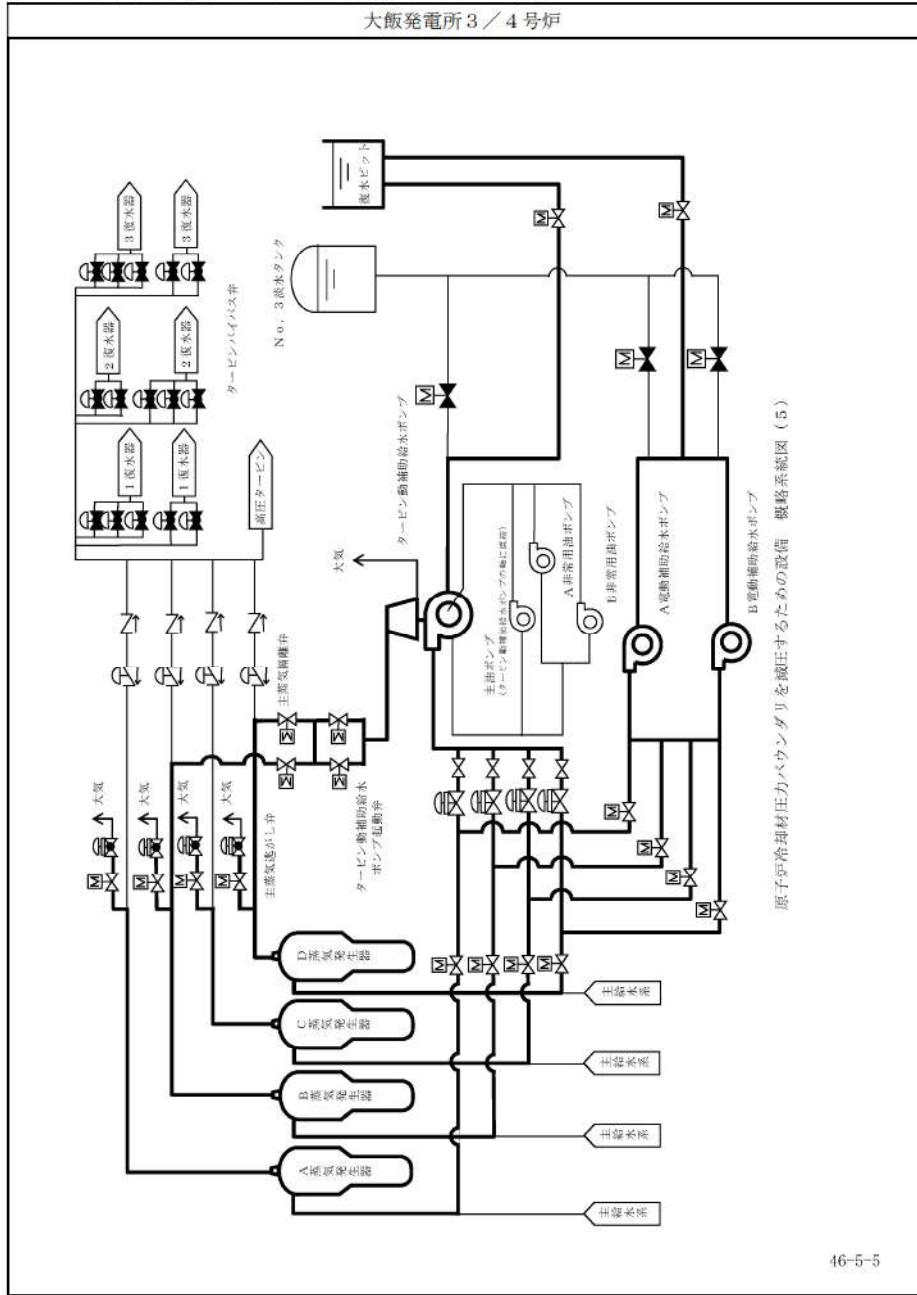
46-5-4



No	機器名称	状態の変化	操作場所	操作方法	備考
①	A-高圧注入ポンプ第1ミニフロー弁	全開→全閉	中央制御室	連動	交流電源
②	B-高圧注入ポンプ第1ミニフロー弁	全開→全閉	中央制御室	連動	交流電源
③	A-高圧注入ポンプ第2ミニフロー弁	全開→全閉	中央制御室	連動	交流電源
④	B-高圧注入ポンプ第2ミニフロー弁	全開→全閉	中央制御室	連動	交流電源
⑤	A-安全注入ポンプ再循環サンプ側入口C/V外側隔離弁	全開→全開	中央制御室	連動	交流電源
⑥	B-安全注入ポンプ再循環サンプ側入口C/V外側隔離弁	全開→全開	中央制御室	連動	交流電源
⑦	A-高圧注入ポンプ燃料取替用水ピット側入口弁	全開→全閉	中央制御室	連動	交流電源
⑧	B-高圧注入ポンプ燃料取替用水ピット側入口弁	全開→全閉	中央制御室	連動	交流電源
⑨	補助高圧注入ラインC/V外側隔離弁	全開→全開	中央制御室	連動	交流電源
⑩	A-高圧注入ポンプ出口C/V外側連絡弁	全開→全閉	中央制御室	連動	交流電源
⑪	B-高圧注入ポンプ出口C/V外側連絡弁	全開→全閉	中央制御室	連動	交流電源

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第46条 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備



大飯発電所3/4号炉		泊発電所3号炉		相違理由																																																																								
<table border="1"> <thead> <tr> <th>No</th> <th>機器名称</th> <th>状態の変化</th> <th>機作場所</th> <th>機作方法</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①</td> <td>A-電動補助給水ポンプ</td> <td>停止→起動</td> <td>中央制御室</td> <td>操作器操作</td> <td>交流電源</td> </tr> <tr> <td>②</td> <td>B-電動補助給水ポンプ</td> <td>停止→起動</td> <td>中央制御室</td> <td>操作器操作</td> <td>交流電源</td> </tr> <tr> <td>③</td> <td>タービン動補助給水ポンプ駆動蒸気入口弁A</td> <td>全閉→全開</td> <td>原子炉建屋 10.3m 中間</td> <td>手動操作</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>④</td> <td>タービン動補助給水ポンプ駆動蒸気入口弁B</td> <td>全閉→全開</td> <td>原子炉建屋 10.3m 中間</td> <td>手動操作</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>⑤</td> <td>タービン動補助給水ポンプ</td> <td>停止→起動</td> <td>原子炉建屋 10.3m</td> <td>運動</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>⑥</td> <td>A-補助給水ポンプ出口流量調節弁</td> <td>流量調整</td> <td>中央制御室</td> <td>操作器操作</td> <td>直流電源</td> </tr> <tr> <td>⑦</td> <td>B-補助給水ポンプ出口流量調節弁</td> <td>流量調整</td> <td>中央制御室</td> <td>操作器操作</td> <td>直流電源</td> </tr> <tr> <td>⑧</td> <td>C-補助給水ポンプ出口流量調節弁</td> <td>流量調整</td> <td>中央制御室</td> <td>操作器操作</td> <td>直流電源</td> </tr> <tr> <td>⑨</td> <td>A-主蒸気逃がし弁</td> <td>全閉→全開</td> <td>中央制御室</td> <td>操作器操作</td> <td>直流電源 制御用空気</td> </tr> <tr> <td>⑩</td> <td>B-主蒸気逃がし弁</td> <td>全閉→全開</td> <td>中央制御室</td> <td>操作器操作</td> <td>直流電源 制御用空気</td> </tr> <tr> <td>⑪</td> <td>C-主蒸気逃がし弁</td> <td>全閉→全開</td> <td>中央制御室</td> <td>操作器操作</td> <td>直流電源 制御用空気</td> </tr> </tbody> </table>					No	機器名称	状態の変化	機作場所	機作方法	備考	①	A-電動補助給水ポンプ	停止→起動	中央制御室	操作器操作	交流電源	②	B-電動補助給水ポンプ	停止→起動	中央制御室	操作器操作	交流電源	③	タービン動補助給水ポンプ駆動蒸気入口弁A	全閉→全開	原子炉建屋 10.3m 中間	手動操作	—	④	タービン動補助給水ポンプ駆動蒸気入口弁B	全閉→全開	原子炉建屋 10.3m 中間	手動操作	—	⑤	タービン動補助給水ポンプ	停止→起動	原子炉建屋 10.3m	運動	—	⑥	A-補助給水ポンプ出口流量調節弁	流量調整	中央制御室	操作器操作	直流電源	⑦	B-補助給水ポンプ出口流量調節弁	流量調整	中央制御室	操作器操作	直流電源	⑧	C-補助給水ポンプ出口流量調節弁	流量調整	中央制御室	操作器操作	直流電源	⑨	A-主蒸気逃がし弁	全閉→全開	中央制御室	操作器操作	直流電源 制御用空気	⑩	B-主蒸気逃がし弁	全閉→全開	中央制御室	操作器操作	直流電源 制御用空気	⑪	C-主蒸気逃がし弁	全閉→全開	中央制御室	操作器操作	直流電源 制御用空気
No	機器名称	状態の変化	機作場所	機作方法	備考																																																																							
①	A-電動補助給水ポンプ	停止→起動	中央制御室	操作器操作	交流電源																																																																							
②	B-電動補助給水ポンプ	停止→起動	中央制御室	操作器操作	交流電源																																																																							
③	タービン動補助給水ポンプ駆動蒸気入口弁A	全閉→全開	原子炉建屋 10.3m 中間	手動操作	—																																																																							
④	タービン動補助給水ポンプ駆動蒸気入口弁B	全閉→全開	原子炉建屋 10.3m 中間	手動操作	—																																																																							
⑤	タービン動補助給水ポンプ	停止→起動	原子炉建屋 10.3m	運動	—																																																																							
⑥	A-補助給水ポンプ出口流量調節弁	流量調整	中央制御室	操作器操作	直流電源																																																																							
⑦	B-補助給水ポンプ出口流量調節弁	流量調整	中央制御室	操作器操作	直流電源																																																																							
⑧	C-補助給水ポンプ出口流量調節弁	流量調整	中央制御室	操作器操作	直流電源																																																																							
⑨	A-主蒸気逃がし弁	全閉→全開	中央制御室	操作器操作	直流電源 制御用空気																																																																							
⑩	B-主蒸気逃がし弁	全閉→全開	中央制御室	操作器操作	直流電源 制御用空気																																																																							
⑪	C-主蒸気逃がし弁	全閉→全開	中央制御室	操作器操作	直流電源 制御用空気																																																																							
<p>図46-4-5 蒸気発生器2次側からの除熱</p>																																																																												

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第46条 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																																																								
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>No</th> <th>機器名称</th> <th>状態の変化</th> <th>操作場所</th> <th>操作方法</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①</td> <td>補助給水ピットタービン動補助給水ポンプ側出口弁</td> <td>全開確認</td> <td>原子炉建屋 24.8m</td> <td>手動操作</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>②</td> <td>タービン動補助給水ポンプ駆動蒸気B主蒸気ライン元弁</td> <td>全開確認</td> <td>原子炉建屋 29.3m</td> <td>手動操作</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>③</td> <td>タービン動補助給水ポンプ駆動蒸気C主蒸気ライン元弁</td> <td>全開確認</td> <td>原子炉建屋 29.3m</td> <td>手動操作</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>④</td> <td>タービン動補助給水ポンプ駆動蒸気入口弁A</td> <td>全開確認 →全開</td> <td>原子炉建屋 10.3m 中間</td> <td>手動操作</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>⑤</td> <td>タービン動補助給水ポンプ駆動蒸気入口弁B</td> <td>全開確認 →全開</td> <td>原子炉建屋 10.3m 中間</td> <td>手動操作</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>⑥</td> <td>ホース</td> <td>ホース接続</td> <td>原子炉建屋 10.3m</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>⑦</td> <td>専用工具（タービン動補助給水ポンプ潤滑油供給器）</td> <td>ホース接続</td> <td>原子炉建屋 10.3m</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>⑧</td> <td>タービン動補助給水ポンプ油タンクドレン弁</td> <td>全開→全閉</td> <td>原子炉建屋 10.3m</td> <td>手動操作</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>⑨</td> <td>タービン動補助給水ポンプ軸受廃油止め弁</td> <td>全開→全閉</td> <td>原子炉建屋 10.3m</td> <td>手動操作</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>⑩</td> <td>専用工具（蒸気加減弁開操作）</td> <td>専用工具 取付け</td> <td>原子炉建屋 10.3m</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>⑪</td> <td>タービン動補助給水ポンプ駆動速度制御ピストン</td> <td>専用工具 取付け</td> <td>原子炉建屋 10.3m</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>⑫</td> <td>タービン動補助給水ポンプ蒸気加減弁</td> <td>全閉→調整開</td> <td>原子炉建屋 10.3m</td> <td>手動操作</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>⑬</td> <td>タービン動補助給水ポンプ</td> <td>停止→起動</td> <td>原子炉建屋 10.3m</td> <td>運転</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>⑭</td> <td>A-補助給水ポンプ出口流量調節弁</td> <td>流量調整</td> <td>中央制御室</td> <td>操作器操作</td> <td>直流電源</td> </tr> <tr> <td>⑮</td> <td>B-補助給水ポンプ出口流量調節弁</td> <td>流量調整</td> <td>中央制御室</td> <td>操作器操作</td> <td>直流電源</td> </tr> <tr> <td>⑯</td> <td>C-補助給水ポンプ出口流量調節弁</td> <td>流量調整</td> <td>中央制御室</td> <td>操作器操作</td> <td>直流電源</td> </tr> <tr> <td>⑰</td> <td>A-主蒸気逃がし弁</td> <td>全閉→調整開</td> <td>中央制御室</td> <td>操作器操作</td> <td>直流電源 制御用空気</td> </tr> <tr> <td>⑱</td> <td>B-主蒸気逃がし弁</td> <td>全閉→調整開</td> <td>中央制御室</td> <td>操作器操作</td> <td>直流電源 制御用空気</td> </tr> <tr> <td>⑲</td> <td>C-主蒸気逃がし弁</td> <td>全閉→調整開</td> <td>中央制御室</td> <td>操作器操作</td> <td>直流電源 制御用空気</td> </tr> </tbody> </table>	No	機器名称	状態の変化	操作場所	操作方法	備考	①	補助給水ピットタービン動補助給水ポンプ側出口弁	全開確認	原子炉建屋 24.8m	手動操作	—	②	タービン動補助給水ポンプ駆動蒸気B主蒸気ライン元弁	全開確認	原子炉建屋 29.3m	手動操作	—	③	タービン動補助給水ポンプ駆動蒸気C主蒸気ライン元弁	全開確認	原子炉建屋 29.3m	手動操作	—	④	タービン動補助給水ポンプ駆動蒸気入口弁A	全開確認 →全開	原子炉建屋 10.3m 中間	手動操作	—	⑤	タービン動補助給水ポンプ駆動蒸気入口弁B	全開確認 →全開	原子炉建屋 10.3m 中間	手動操作	—	⑥	ホース	ホース接続	原子炉建屋 10.3m	—	—	⑦	専用工具（タービン動補助給水ポンプ潤滑油供給器）	ホース接続	原子炉建屋 10.3m	—	—	⑧	タービン動補助給水ポンプ油タンクドレン弁	全開→全閉	原子炉建屋 10.3m	手動操作	—	⑨	タービン動補助給水ポンプ軸受廃油止め弁	全開→全閉	原子炉建屋 10.3m	手動操作	—	⑩	専用工具（蒸気加減弁開操作）	専用工具 取付け	原子炉建屋 10.3m	—	—	⑪	タービン動補助給水ポンプ駆動速度制御ピストン	専用工具 取付け	原子炉建屋 10.3m	—	—	⑫	タービン動補助給水ポンプ蒸気加減弁	全閉→調整開	原子炉建屋 10.3m	手動操作	—	⑬	タービン動補助給水ポンプ	停止→起動	原子炉建屋 10.3m	運転	—	⑭	A-補助給水ポンプ出口流量調節弁	流量調整	中央制御室	操作器操作	直流電源	⑮	B-補助給水ポンプ出口流量調節弁	流量調整	中央制御室	操作器操作	直流電源	⑯	C-補助給水ポンプ出口流量調節弁	流量調整	中央制御室	操作器操作	直流電源	⑰	A-主蒸気逃がし弁	全閉→調整開	中央制御室	操作器操作	直流電源 制御用空気	⑱	B-主蒸気逃がし弁	全閉→調整開	中央制御室	操作器操作	直流電源 制御用空気	⑲	C-主蒸気逃がし弁	全閉→調整開	中央制御室	操作器操作	直流電源 制御用空気	
No	機器名称	状態の変化	操作場所	操作方法	備考																																																																																																																					
①	補助給水ピットタービン動補助給水ポンプ側出口弁	全開確認	原子炉建屋 24.8m	手動操作	—																																																																																																																					
②	タービン動補助給水ポンプ駆動蒸気B主蒸気ライン元弁	全開確認	原子炉建屋 29.3m	手動操作	—																																																																																																																					
③	タービン動補助給水ポンプ駆動蒸気C主蒸気ライン元弁	全開確認	原子炉建屋 29.3m	手動操作	—																																																																																																																					
④	タービン動補助給水ポンプ駆動蒸気入口弁A	全開確認 →全開	原子炉建屋 10.3m 中間	手動操作	—																																																																																																																					
⑤	タービン動補助給水ポンプ駆動蒸気入口弁B	全開確認 →全開	原子炉建屋 10.3m 中間	手動操作	—																																																																																																																					
⑥	ホース	ホース接続	原子炉建屋 10.3m	—	—																																																																																																																					
⑦	専用工具（タービン動補助給水ポンプ潤滑油供給器）	ホース接続	原子炉建屋 10.3m	—	—																																																																																																																					
⑧	タービン動補助給水ポンプ油タンクドレン弁	全開→全閉	原子炉建屋 10.3m	手動操作	—																																																																																																																					
⑨	タービン動補助給水ポンプ軸受廃油止め弁	全開→全閉	原子炉建屋 10.3m	手動操作	—																																																																																																																					
⑩	専用工具（蒸気加減弁開操作）	専用工具 取付け	原子炉建屋 10.3m	—	—																																																																																																																					
⑪	タービン動補助給水ポンプ駆動速度制御ピストン	専用工具 取付け	原子炉建屋 10.3m	—	—																																																																																																																					
⑫	タービン動補助給水ポンプ蒸気加減弁	全閉→調整開	原子炉建屋 10.3m	手動操作	—																																																																																																																					
⑬	タービン動補助給水ポンプ	停止→起動	原子炉建屋 10.3m	運転	—																																																																																																																					
⑭	A-補助給水ポンプ出口流量調節弁	流量調整	中央制御室	操作器操作	直流電源																																																																																																																					
⑮	B-補助給水ポンプ出口流量調節弁	流量調整	中央制御室	操作器操作	直流電源																																																																																																																					
⑯	C-補助給水ポンプ出口流量調節弁	流量調整	中央制御室	操作器操作	直流電源																																																																																																																					
⑰	A-主蒸気逃がし弁	全閉→調整開	中央制御室	操作器操作	直流電源 制御用空気																																																																																																																					
⑱	B-主蒸気逃がし弁	全閉→調整開	中央制御室	操作器操作	直流電源 制御用空気																																																																																																																					
⑲	C-主蒸気逃がし弁	全閉→調整開	中央制御室	操作器操作	直流電源 制御用空気																																																																																																																					

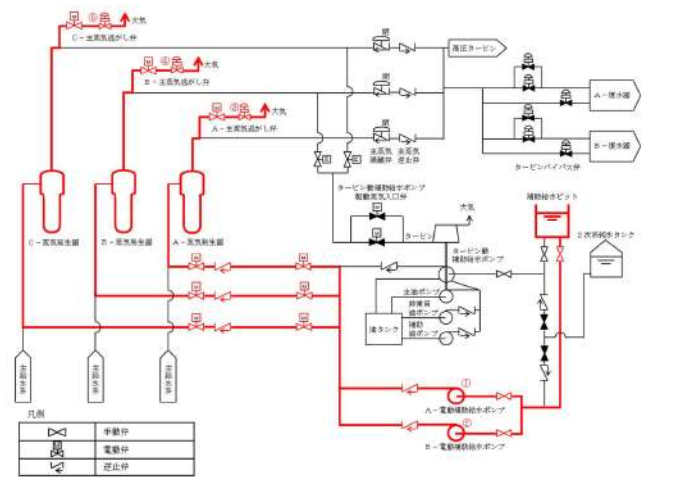
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第46条 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: center;">原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備 概略系統図 (6)</p>	<p style="text-align: center;">図46-4-6 蒸気発生器2次側からの除熱 (タービン動補助給水ポンプの機能回復)</p>	<p>相違理由</p>

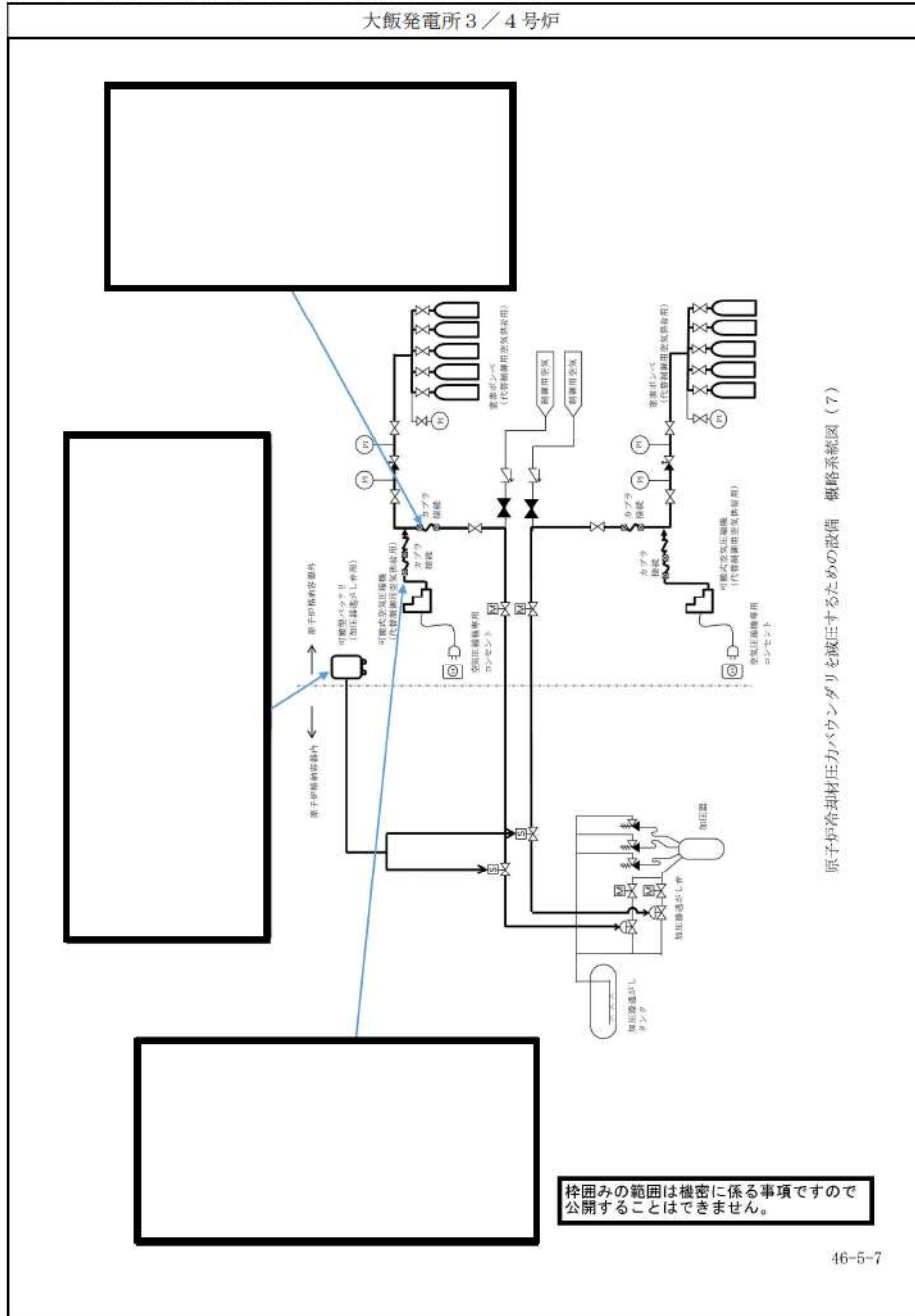
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第46条 原子炉冷却材圧カバウンダリを減圧するための設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																				
	<table border="1" data-bbox="1187 311 1870 502"> <thead> <tr> <th>No</th> <th>機器名称</th> <th>状態の変化</th> <th>操作場所</th> <th>操作方法</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①</td> <td>A-電動補助給水ポンプ</td> <td>停止→起動</td> <td>中央制御室</td> <td>操作器操作</td> <td>交流電源</td> </tr> <tr> <td>②</td> <td>B-電動補助給水ポンプ</td> <td>停止→起動</td> <td>中央制御室</td> <td>操作器操作</td> <td>交流電源</td> </tr> <tr> <td>③</td> <td>A-主蒸気逃がし弁</td> <td>全閉→全開</td> <td>中央制御室</td> <td>操作器操作</td> <td>直流電源 制御用空気</td> </tr> <tr> <td>④</td> <td>B-主蒸気逃がし弁</td> <td>全閉→全開</td> <td>中央制御室</td> <td>操作器操作</td> <td>直流電源 制御用空気</td> </tr> <tr> <td>⑤</td> <td>C-主蒸気逃がし弁</td> <td>全閉→全開</td> <td>中央制御室</td> <td>操作器操作</td> <td>直流電源 制御用空気</td> </tr> </tbody> </table>  <p data-bbox="1366 1037 1646 1093">図 46-4-7 蒸気発生器2次側からの除熱          (電動補助給水ポンプの機能回復)</p>	No	機器名称	状態の変化	操作場所	操作方法	備考	①	A-電動補助給水ポンプ	停止→起動	中央制御室	操作器操作	交流電源	②	B-電動補助給水ポンプ	停止→起動	中央制御室	操作器操作	交流電源	③	A-主蒸気逃がし弁	全閉→全開	中央制御室	操作器操作	直流電源 制御用空気	④	B-主蒸気逃がし弁	全閉→全開	中央制御室	操作器操作	直流電源 制御用空気	⑤	C-主蒸気逃がし弁	全閉→全開	中央制御室	操作器操作	直流電源 制御用空気	
No	機器名称	状態の変化	操作場所	操作方法	備考																																	
①	A-電動補助給水ポンプ	停止→起動	中央制御室	操作器操作	交流電源																																	
②	B-電動補助給水ポンプ	停止→起動	中央制御室	操作器操作	交流電源																																	
③	A-主蒸気逃がし弁	全閉→全開	中央制御室	操作器操作	直流電源 制御用空気																																	
④	B-主蒸気逃がし弁	全閉→全開	中央制御室	操作器操作	直流電源 制御用空気																																	
⑤	C-主蒸気逃がし弁	全閉→全開	中央制御室	操作器操作	直流電源 制御用空気																																	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

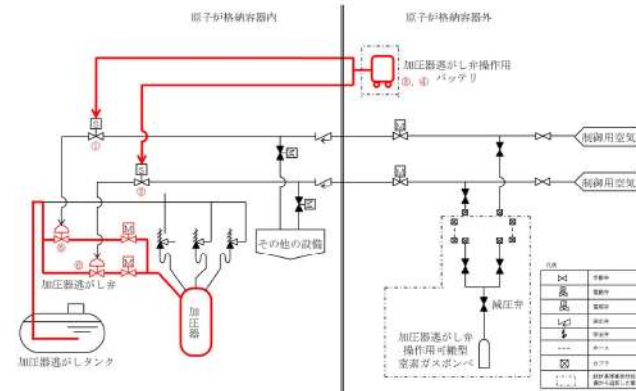
第46条 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備



泊発電所3号炉

相違理由

No	機器名称	状態の変化	操作場所	操作方法	備考
①	A-加圧器逃がし弁(電源)	入→切	原子炉補助建屋 10.3m	スイッチ操作	直流電源
②	B-加圧器逃がし弁(電源)	入→切	原子炉補助建屋 10.3m	スイッチ操作	直流電源
③	加圧器逃がし弁操作用バッテリー	ケーブル接続	原子炉補助建屋 10.3m	接続操作	-
④	加圧器逃がし弁操作用バッテリー	切→入	原子炉補助建屋 10.3m	スイッチ操作	-
⑤	A-加圧器逃がし弁	全閉→全開	中央制御室	操作器操作	直流電源 制御用空気
⑥	B-加圧器逃がし弁	全閉→全開	中央制御室	操作器操作	直流電源 制御用空気





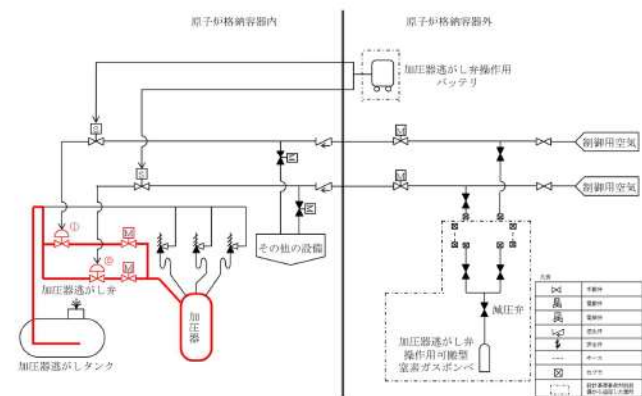
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所 3 / 4 号炉

泊発電所 3 号炉

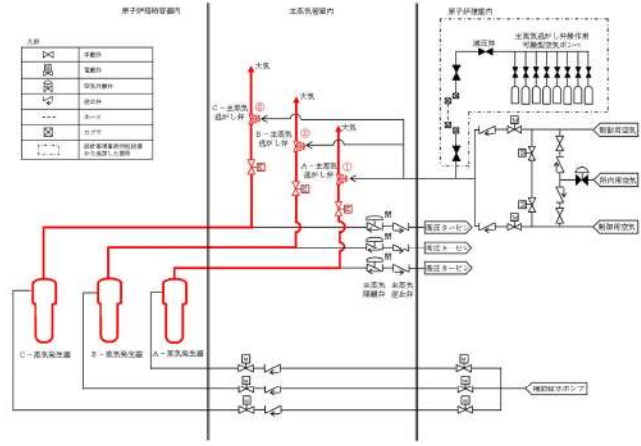
相違理由

No	機器名称	状態の変化	操作場所	操作方法	備考
①	A-加圧器逃がし弁	全閉→全開	中央制御室	操作器操作	直流電源制御用空気
②	B-加圧器逃がし弁	全閉→全開	中央制御室	操作器操作	直流電源制御用空気



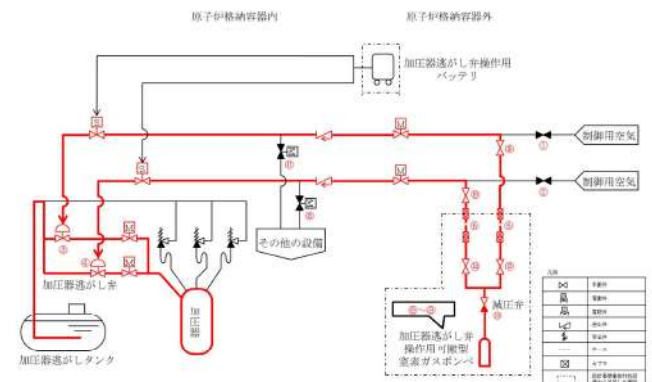
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第46条 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由																								
	<table border="1" data-bbox="1187 311 1870 454"> <thead> <tr> <th>No</th> <th>機器名称</th> <th>状態の変化</th> <th>操作場所</th> <th>操作方法</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①</td> <td>A-主蒸気逃がし弁</td> <td>全閉→全開</td> <td>中央制御室</td> <td>操作器操作</td> <td>直流電源制御用空気</td> </tr> <tr> <td>②</td> <td>B-主蒸気逃がし弁</td> <td>全閉→全開</td> <td>中央制御室</td> <td>操作器操作</td> <td>直流電源制御用空気</td> </tr> <tr> <td>③</td> <td>C-主蒸気逃がし弁</td> <td>全閉→全開</td> <td>中央制御室</td> <td>操作器操作</td> <td>直流電源制御用空気</td> </tr> </tbody> </table>  <p data-bbox="1366 949 1646 981">図 46-4-10 主蒸気逃がし弁による減圧</p>	No	機器名称	状態の変化	操作場所	操作方法	備考	①	A-主蒸気逃がし弁	全閉→全開	中央制御室	操作器操作	直流電源制御用空気	②	B-主蒸気逃がし弁	全閉→全開	中央制御室	操作器操作	直流電源制御用空気	③	C-主蒸気逃がし弁	全閉→全開	中央制御室	操作器操作	直流電源制御用空気	
No	機器名称	状態の変化	操作場所	操作方法	備考																					
①	A-主蒸気逃がし弁	全閉→全開	中央制御室	操作器操作	直流電源制御用空気																					
②	B-主蒸気逃がし弁	全閉→全開	中央制御室	操作器操作	直流電源制御用空気																					
③	C-主蒸気逃がし弁	全閉→全開	中央制御室	操作器操作	直流電源制御用空気																					

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第46条 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																																						
	<table border="1" data-bbox="1187 311 1870 805"> <thead> <tr> <th>No</th> <th>機器名称</th> <th>状態の変化</th> <th>操作場所</th> <th>操作方法</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①</td> <td>A-原子炉格納容器内制御用空気供給弁弁</td> <td>全閉→全開</td> <td>原子炉建屋17.8m</td> <td>手動操作</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>②</td> <td>B-原子炉格納容器内制御用空気供給弁弁</td> <td>全閉→全開</td> <td>原子炉建屋17.8m</td> <td>手動操作</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>③</td> <td>A-加圧器逃がし弁</td> <td>全閉確認→全開</td> <td>中央制御室</td> <td>操作器操作</td> <td>直流電源制御用空気</td> </tr> <tr> <td>④</td> <td>B-加圧器逃がし弁</td> <td>全閉確認→全開</td> <td>中央制御室</td> <td>操作器操作</td> <td>直流電源制御用空気</td> </tr> <tr> <td>⑤</td> <td>ホース</td> <td>ホース接続</td> <td>原子炉建屋17.8m</td> <td>接続操作</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>⑥</td> <td>加圧器逃がし弁操作用可搬型窒素ガスポンベ口金弁1</td> <td>全閉→全開</td> <td>原子炉建屋17.8m</td> <td>手動操作</td> <td>1系使用時</td> </tr> <tr> <td>⑦</td> <td>加圧器逃がし弁操作用窒素供給パネル入口弁1</td> <td>全閉→全開</td> <td>原子炉建屋17.8m</td> <td>手動操作</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>⑧</td> <td>加圧器逃がし弁操作用可搬型窒素ガスポンベ口金弁2</td> <td>全閉→全開</td> <td>原子炉建屋17.8m</td> <td>手動操作</td> <td>2系使用時</td> </tr> <tr> <td>⑨</td> <td>加圧器逃がし弁操作用窒素供給パネル入口弁2</td> <td>全閉→全開</td> <td>原子炉建屋17.8m</td> <td>手動操作</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>⑩</td> <td>加圧器逃がし弁操作用窒素供給パネル減圧弁</td> <td>全閉→調整開</td> <td>原子炉建屋17.8m</td> <td>手動操作</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>⑪</td> <td>A-制御用空気原子炉格納容器内供給弁</td> <td>全閉確認</td> <td>中央制御室</td> <td>操作器操作</td> <td>交流電源</td> </tr> <tr> <td>⑫</td> <td>B-制御用空気原子炉格納容器内供給弁</td> <td>全閉確認</td> <td>中央制御室</td> <td>操作器操作</td> <td>交流電源</td> </tr> <tr> <td>⑬</td> <td>加圧器逃がし弁操作用窒素供給パネル出口弁1</td> <td>全閉→全開</td> <td>原子炉建屋17.8m</td> <td>手動操作</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>⑭</td> <td>加圧器逃がし弁操作用窒素供給パネル出口弁2</td> <td>全閉→全開</td> <td>原子炉建屋17.8m</td> <td>手動操作</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>⑮</td> <td>A-制御用空気C/V外側隔離弁T、V弁</td> <td>全閉→全開</td> <td>原子炉建屋17.8m</td> <td>手動操作</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>⑯</td> <td>B-制御用空気C/V外側隔離弁T、V弁</td> <td>全閉→全開</td> <td>原子炉建屋17.8m</td> <td>手動操作</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>  <p data-bbox="1187 1228 1836 1260">図46-4-11 加圧器逃がし弁の機能回復(加圧器逃がし弁操作用可搬型窒素ガスポンベ)</p>	No	機器名称	状態の変化	操作場所	操作方法	備考	①	A-原子炉格納容器内制御用空気供給弁弁	全閉→全開	原子炉建屋17.8m	手動操作	—	②	B-原子炉格納容器内制御用空気供給弁弁	全閉→全開	原子炉建屋17.8m	手動操作	—	③	A-加圧器逃がし弁	全閉確認→全開	中央制御室	操作器操作	直流電源制御用空気	④	B-加圧器逃がし弁	全閉確認→全開	中央制御室	操作器操作	直流電源制御用空気	⑤	ホース	ホース接続	原子炉建屋17.8m	接続操作	—	⑥	加圧器逃がし弁操作用可搬型窒素ガスポンベ口金弁1	全閉→全開	原子炉建屋17.8m	手動操作	1系使用時	⑦	加圧器逃がし弁操作用窒素供給パネル入口弁1	全閉→全開	原子炉建屋17.8m	手動操作	—	⑧	加圧器逃がし弁操作用可搬型窒素ガスポンベ口金弁2	全閉→全開	原子炉建屋17.8m	手動操作	2系使用時	⑨	加圧器逃がし弁操作用窒素供給パネル入口弁2	全閉→全開	原子炉建屋17.8m	手動操作	—	⑩	加圧器逃がし弁操作用窒素供給パネル減圧弁	全閉→調整開	原子炉建屋17.8m	手動操作	—	⑪	A-制御用空気原子炉格納容器内供給弁	全閉確認	中央制御室	操作器操作	交流電源	⑫	B-制御用空気原子炉格納容器内供給弁	全閉確認	中央制御室	操作器操作	交流電源	⑬	加圧器逃がし弁操作用窒素供給パネル出口弁1	全閉→全開	原子炉建屋17.8m	手動操作	—	⑭	加圧器逃がし弁操作用窒素供給パネル出口弁2	全閉→全開	原子炉建屋17.8m	手動操作	—	⑮	A-制御用空気C/V外側隔離弁T、V弁	全閉→全開	原子炉建屋17.8m	手動操作	—	⑯	B-制御用空気C/V外側隔離弁T、V弁	全閉→全開	原子炉建屋17.8m	手動操作	—	
No	機器名称	状態の変化	操作場所	操作方法	備考																																																																																																			
①	A-原子炉格納容器内制御用空気供給弁弁	全閉→全開	原子炉建屋17.8m	手動操作	—																																																																																																			
②	B-原子炉格納容器内制御用空気供給弁弁	全閉→全開	原子炉建屋17.8m	手動操作	—																																																																																																			
③	A-加圧器逃がし弁	全閉確認→全開	中央制御室	操作器操作	直流電源制御用空気																																																																																																			
④	B-加圧器逃がし弁	全閉確認→全開	中央制御室	操作器操作	直流電源制御用空気																																																																																																			
⑤	ホース	ホース接続	原子炉建屋17.8m	接続操作	—																																																																																																			
⑥	加圧器逃がし弁操作用可搬型窒素ガスポンベ口金弁1	全閉→全開	原子炉建屋17.8m	手動操作	1系使用時																																																																																																			
⑦	加圧器逃がし弁操作用窒素供給パネル入口弁1	全閉→全開	原子炉建屋17.8m	手動操作	—																																																																																																			
⑧	加圧器逃がし弁操作用可搬型窒素ガスポンベ口金弁2	全閉→全開	原子炉建屋17.8m	手動操作	2系使用時																																																																																																			
⑨	加圧器逃がし弁操作用窒素供給パネル入口弁2	全閉→全開	原子炉建屋17.8m	手動操作	—																																																																																																			
⑩	加圧器逃がし弁操作用窒素供給パネル減圧弁	全閉→調整開	原子炉建屋17.8m	手動操作	—																																																																																																			
⑪	A-制御用空気原子炉格納容器内供給弁	全閉確認	中央制御室	操作器操作	交流電源																																																																																																			
⑫	B-制御用空気原子炉格納容器内供給弁	全閉確認	中央制御室	操作器操作	交流電源																																																																																																			
⑬	加圧器逃がし弁操作用窒素供給パネル出口弁1	全閉→全開	原子炉建屋17.8m	手動操作	—																																																																																																			
⑭	加圧器逃がし弁操作用窒素供給パネル出口弁2	全閉→全開	原子炉建屋17.8m	手動操作	—																																																																																																			
⑮	A-制御用空気C/V外側隔離弁T、V弁	全閉→全開	原子炉建屋17.8m	手動操作	—																																																																																																			
⑯	B-制御用空気C/V外側隔離弁T、V弁	全閉→全開	原子炉建屋17.8m	手動操作	—																																																																																																			

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第46条 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>46-6 容量設定根拠 3号炉</p>	<p>46-5 容量設定根拠</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第46条 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由															
<p>水源評価結果について（全交流動力電源喪失）</p> <p>水源に関する評価（蒸気発生器注水）</p> <p>重要事故シナジェンス【全交流動力電源喪失+原子炉補機冷却機能喪失+RCPシールLOCA】</p> <p>○ 水源</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・復水ビット： <input type="text"/> m<sup>3</sup>（有効水量）</li> </ul> <p>○ 水使用パターン：</p> <p>復水ビット結垢時間の評価に用いる蒸気発生器（SG）への必要注水量を以下に示す。</p> <p>【必要注水量内訳】 注水温度 <input type="text"/> C</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 出力運転状態から高温停止状態までの顕熱除去：<input type="text"/> m<sup>3</sup> （原子炉トリップ遅れ、燃料及び1次冷却材蓄積熱量他）</li> <li>② 高温停止状態から冷却維持温度 <input type="text"/> C までの顕熱除去：<input type="text"/> m<sup>3</sup> （1次冷却材及び蒸気発生器保有水等の顕熱）</li> <li>③ 蒸気発生器水位回復：<input type="text"/> m<sup>3</sup></li> <li>上記①～③の合計：<input type="text"/> m<sup>3</sup></li> <li>④ 崩壊熱除去：<input type="text"/> m<sup>3</sup></li> </ul> <div style="border: 2px solid black; height: 150px; width: 100%; margin: 10px 0;"></div> <p>復水ビットの水位低警報値までの水量 <input type="text"/> m<sup>3</sup>（有効水量）から、1次冷却系を出力運転状態から <input type="text"/> C一定維持まで冷却するために必要な注水量 <input type="text"/> m<sup>3</sup>）を引いた量 <input type="text"/> m<sup>3</sup>）の水がなくなる時間を崩壊熱除去に応じた注水量カーブから求め、<input type="text"/> 時間</p> <p style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</p>	<p style="text-align: center;">容-1(1/8)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;"></th> <th style="width: 25%;">変更前</th> <th style="width: 25%;">変更後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>名称</td> <td colspan="2">補助給水ビット</td> </tr> <tr> <td>容量</td> <td>m<sup>3</sup>/個</td> <td><input type="text"/>以上(660)</td> </tr> <tr> <td>最高使用圧力</td> <td>MPa</td> <td>大気圧</td> </tr> <tr> <td>最高使用温度</td> <td>℃</td> <td>65</td> </tr> </tbody> </table> <p>（ ）内は公称値を示す。</p> <p>原子炉冷却系統施設のうち非常用炉心冷却設備その他原子炉注水設備と兼用及び原子炉格納施設のうち圧力低減設備その他の安全設備（格納容器安全設備）と兼用。</p> <p>最高使用圧力及び温度は、原子炉格納施設のうち圧力低減設備その他の安全設備（格納容器安全設備）に使用する場合の記載事項。</p> <p>【設定根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・設計基準対象施設 設計基準対象施設の補助給水ビットの概要、容量、個数の設定根拠については、平成15年11月21日付け平成15・07・22原第25号にて認可された工事計画の参考資料1-3「設備別記載事項の設定根拠に関する説明書（蒸気タービン）」による。</li> <li>・重大事故等対処設備 重大事故等時に原子炉冷却系統施設のうち蒸気タービンの附属設備及び非常用炉心冷却設備その他原子炉注水設備として使用する補助給水ビットは、以下の機能を有する。</li> </ul> <p>補助給水ビットは、運転時の異常な過渡変化時において原子炉の運転を緊急に停止することができない事象が発生するおそれがある場合又は当該事象が発生した場合においても炉心の著しい損傷を防止するため、原子炉冷却材圧力バウンダリ及び原子炉格納容器の健全性を維持するとともに、原子炉を未臨界に移行するために設置する。</p> <p style="text-align: center;"><input type="text"/> 枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</p>		変更前	変更後	名称	補助給水ビット		容量	m <sup>3</sup> /個	<input type="text"/> 以上(660)	最高使用圧力	MPa	大気圧	最高使用温度	℃	65	
	変更前	変更後															
名称	補助給水ビット																
容量	m <sup>3</sup> /個	<input type="text"/> 以上(660)															
最高使用圧力	MPa	大気圧															
最高使用温度	℃	65															

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第46条 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>後になる。                  [ ]時間までに、送水車による復水ピットへの補給を行うことにより対応可能である。                  復水ピットへの補給は、海から取水する。</p> <p>○ 水源評価結果                  事象発生 [ ]時間後までに、送水車による復水ピットへの補給を行うことにより対応可能である。                  [ ]時間までに、送水車で補給が可能なことは成立性評価（所要時間）にて確認。</p> <p>[ ]枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</p>	<p style="text-align: center;">容-1(2/8)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>系統構成は、原子炉緊急停止が必要な原子炉トリップ設定値に到達した場合において、原子炉安全保護盤又は原子炉トリップ遮断器の故障等により原子炉自動トリップに失敗した場合の原子炉出力抑制（自動）として、ATWS緩和設備は、補助給水ピットを水源とする電動補助給水ポンプ及びタービン動補助給水ポンプを自動起動させ、蒸気発生器水位の低下を抑制するとともに、加圧器逃がし弁、加圧器安全弁、主蒸気逃がし弁及び主蒸気安全弁の作動により1次冷却系統の過圧を防止することで、原子炉冷却材圧力バウンダリ及び原子炉格納容器の健全性を維持できる設計とする。</p> <p>共通要因故障対策盤（自動制御盤）（ATWS緩和設備）から自動信号が発信した場合において、原子炉の出力を抑制するために必要な機器等が自動作動しなかった場合の原子炉出力抑制（手動）として、中央制御室での操作により、手動で主蒸気隔離弁を閉止することで原子炉出力を抑制するとともに、補助給水ピットを水源とする電動補助給水ポンプ及びタービン動補助給水ポンプを手動で起動し、補助給水を確保することで蒸気発生器水位の低下を抑制し、加圧器逃がし弁、加圧器安全弁、主蒸気逃がし弁及び主蒸気安全弁の作動により1次冷却系統の過圧を防止できる設計とする。</p> <p>これらの系統構成については、設備別記載事項の設定根拠に関する説明書別添3「技術基準規則第59条系統図」による。</p> <p>補助給水ピットは、原子炉冷却材圧力バウンダリが高圧の状態であって、設計基準事故対処設備が有する原子炉の冷却機能が喪失した場合においても炉心の著しい損傷を防止するため、原子炉を冷却するために設置する。</p> <p>系統構成は、全交流動力電源及び常設直流電源系統が喪失した場合を想定した蒸気発生器2次側による炉心冷却として、補助給水ピットを水源としたタービン動補助給水ポンプは、蒸気発生器へ注水するため、現場での人力による専用工具を用いたタービン動補助給水ポンプの蒸気加減弁の操作、専用の注油器によるタービン動補助給水ポンプ軸受への潤滑油供給及び人力によるタービン動補助給水ポンプ駆動蒸気入口弁の操作によりタービン動補助給水ポンプの機能を回復し、蒸気発生器2次側による炉心冷却によって、1次冷却系統の十分な減圧及び冷却ができる設計とし、その期間内に1次冷却系統の減圧対策及び低圧時の冷却対策が可能な時間的余裕をとれる設計とする。</p> </div>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第46条 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p style="text-align: center;">容-1(3/8)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>全交流動力電源が喪失した場合を想定した蒸気発生器2次側による炉心冷却として、補助給水ピットを水源とした電動補助給水ポンプは、蒸気発生器へ注水するため、代替非常用発電機より給電することで機能を回復し、蒸気発生器2次側による炉心冷却によって、1次冷却系統の十分な減圧及び冷却ができる設計とし、その期間内に1次冷却系統の減圧対策及び低圧時の冷却対策が可能な時間的余裕をとれる設計とする。</p> <p>これらの系統構成については、設備別記載事項の設定根拠に関する説明書別添3「技術基準規則第60条系統図」による。</p> <p>補助給水ピットは、原子炉冷却材圧力バウンダリが高圧の状態であって、設計基準事故対処設備が有する原子炉の減圧機能が喪失した場合においても炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損を防止するため、原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するために設置する。</p> <p>系統構成は、加圧器逃がし弁の故障により1次冷却系統の減圧機能が喪失した場合の蒸気発生器2次側による炉心冷却として、補助給水ピットを水源とした電動補助給水ポンプ又はタービン動補助給水ポンプは、蒸気発生器へ注水し、主蒸気逃がし弁を開操作することで蒸気発生器2次側での炉心冷却により1次冷却系統を減圧できる設計とする。</p> <p>全交流動力電源及び常設直流電源系統が喪失した場合の蒸気発生器2次側による炉心冷却として、補助給水ピットを水源としたタービン動補助給水ポンプは、蒸気発生器に注水するため、現場での人力による専用工具を用いたタービン動補助給水ポンプの蒸気加減弁の操作、専用の注油器によるタービン動補助給水ポンプ軸受への潤滑油供給及び人力によるタービン動補助給水ポンプ駆動蒸気入口弁の操作によりタービン動補助給水ポンプの機能を回復し、蒸気発生器2次側による炉心冷却によって、1次冷却系統の十分な減圧及び冷却ができる設計とする。</p> <p>全交流動力電源が喪失した場合の蒸気発生器2次側による炉心冷却として、補助給水ピットを水源とした電動補助給水ポンプは、蒸気発生器に注水するため、代替非常用発電機より給電することで機能を回復し、蒸気発生器2次側による炉心冷却によって、1次冷却系統の十分な減圧及び冷却ができる設計とする。</p> <p>これらの系統構成については、設備別記載事項の設定根拠に関する説明書別添3「技術基準規則第61条系統図」による。</p> </div>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第46条 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p style="text-align: center;">容-1(4/8)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>補助給水ピットは、原子炉冷却材圧力バウンダリが低圧の状態であって、設計基準事故対処設備が有する原子炉の冷却機能が喪失した場合においても炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損を防止するため、原子炉を冷却するために設置する。</p> <p>系統構成は、運転中において余熱除去ポンプ又は余熱除去冷却器の故障等により余熱除去設備による崩壊熱除去機能が喪失した場合並びに運転停止中において、余熱除去ポンプ又は余熱除去冷却器の故障等により余熱除去設備による崩壊熱除去機能が喪失した場合の蒸気発生器2次側による炉心冷却として、補助給水ピットを水源とする電動補助給水ポンプ又はタービン動補助給水ポンプは、蒸気発生器へ注水し、主蒸気逃がし弁を開操作することで蒸気発生器2次側による炉心冷却ができる設計とする。</p> <p>運転中において、全交流動力電源又は原子炉補機冷却機能が喪失した場合並びに運転停止中において、全交流動力電源が喪失した場合の蒸気発生器2次側による炉心冷却として、補助給水ピットを水源とする電動補助給水ポンプ又はタービン動補助給水ポンプは、蒸気発生器へ注水し、主蒸気逃がし弁を現場で人力により開操作することで蒸気発生器2次側による炉心冷却ができる設計とする。</p> <p>運転中の1次冷却材喪失事象時において、余熱除去ポンプ及び高圧注入ポンプの故障等により炉心注水機能が喪失した場合、運転中の1次冷却材喪失事象時において、余熱除去ポンプ若しくは高圧注入ポンプによる再循環又はB-格納容器スプレイポンプによる代替再循環で格納容器再循環サンプスクリーン閉塞の兆候が見られた場合、運転中の1次冷却材喪失事象時において、全交流動力電源又は原子炉補機冷却機能が喪失した場合、運転停止中において、余熱除去ポンプ又は余熱除去冷却器の故障等により余熱除去設備による崩壊熱除去機能が喪失した場合、運転停止中において、全交流動力電源又は原子炉補機冷却機能が喪失した場合並びに原子炉の冷却機能が喪失し、炉心の著しい損傷が発生した場合の代替炉心注水として、燃料取替用水ピット又は補助給水ピットを水源とする代替格納容器スプレイポンプは、格納容器スプレイ系統と余熱除去系統間の連絡ラインを介して炉心へ注水できる設計とする。</p> <p>炉心の著しい損傷、溶融が発生した場合において、原子炉容器に残存溶融デブリが存在する場合の代替格納容器スプレイとして、燃料取替用水ピット又は補助給水ピットを水源とする代替格納容器スプレイポンプは、格納容器スプレイ系統を介して、原子炉格納容器内上部にあるスプレイリングのスプレイノズルより注水できる設計とする。</p> </div>	



赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第46条 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p style="text-align: center;">容-1(5/8)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>これらの系統構成については、設備別記載事項の設定根拠に関する説明書別添3「技術基準規則第62条系統図」による。</p> <p>補助給水ピットは、設計基準事故対処設備が有する最終ヒートシンクへ熱を輸送する機能が喪失した場合において炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損(炉心の著しい損傷が発生する前に生ずるものに限る。)を防止するため、最終ヒートシンクへ熱を輸送するために設置する。</p> <p>系統構成は、原子炉補機冷却海水ポンプ又は原子炉補機冷却水ポンプの故障等により最終ヒートシンクへ熱を輸送する機能が喪失した場合並びに全交流動力電源が喪失した場合を想定した蒸気発生器2次側による炉心冷却として、補助給水ピットを水源とした電動補助給水ポンプ及びタービン動補助給水ポンプは、蒸気発生器へ注水できる設計とする。</p> <p>これらの系統構成については、設備別記載事項の設定根拠に関する説明書別添3「技術基準規則第63条系統図」による。</p> <p>補助給水ピットは、炉心の著しい損傷が発生した場合において原子炉格納容器の破損を防止するため、溶融し、原子炉格納容器の下部に落下した炉心を冷却するために設置する。</p> <p>系統構成は、炉心の著しい損傷が発生した場合の代替格納容器スプレイとして、燃料取替用水ピット又は補助給水ピットを水源とする代替格納容器スプレイポンプは、格納容器スプレイ系統を介して、原子炉格納容器内上部にあるスプレイリングのスプレイノズルより注水し、代替格納容器スプレイ水が原子炉格納容器とフロア最外周部間の隙間等を通じ原子炉格納容器最下階フロアまで流下し、さらに連通管及び小扉を経由して原子炉下部キャビティへ流入することで、溶融炉心が落下するまでに原子炉下部キャビティに十分な水量を蓄水できる設計とする。</p> <p>これらの系統構成については、設備別記載事項の設定根拠に関する説明書別添3「技術基準規則第66条系統図」による。</p> </div>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第46条 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p style="text-align: center;">容-1(6/8)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>補助給水ピットは、設計基準事故の収束に必要な水源とは別に、重大事故等の収束に必要な十分な量の水を有する水源を確保することに加えて、原子炉施設には、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備に対して重大事故等の収束に必要な十分な量の水を供給するために設置する。</p> <p>系統構成は、重大事故等により、炉心注水の水源となる燃料取替用水ピットが枯渇又は破損した場合の代替手段である代替格納容器スプレイポンプによる代替炉心注水の水源として、代替水源である給水設備の補助給水ピットを使用する。</p> <p>これらの系統構成については、設備別記載事項の設定根拠に関する説明書別添3「技術基準規則第71条系統図」による。</p> <p>重大事故等時に原子炉格納施設のうち圧力低減設備その他の安全設備として使用する補助給水ピットは、以下の機能を有する。</p> <p>補助給水ピットは、設計基準事故対処設備が有する原子炉格納容器内の冷却機能が喪失した場合において炉心の著しい損傷を防止するため、原子炉格納容器内の圧力及び温度を低下させるために設置する。また、炉心の著しい損傷が発生した場合において原子炉格納容器の破損を防止するため、原子炉格納容器内の圧力及び温度並びに放射性物質の濃度を低下させるために設置する。</p> <p>系統構成は、1次冷却材喪失事象時において、格納容器スプレイポンプ又は燃料取替用水ピットの故障等により原子炉格納容器内の冷却機能が喪失した場合、全交流動力電源又は原子炉補機冷却機能が喪失した場合、1次冷却材喪失事象時に格納容器スプレイポンプ又は燃料取替用水ピットの故障等により原子炉格納容器内の冷却機能が喪失し、炉心の著しい損傷が発生した場合並びに全交流動力電源又は原子炉補機冷却機能が喪失し、炉心の著しい損傷が発生した場合の代替格納容器スプレイとして、燃料取替用水ピット又は補助給水ピットを水源とする代替格納容器スプレイポンプは、格納容器スプレイ系統を介して、原子炉格納容器内上部にあるスプレイリングのスプレイノズルより原子炉格納容器内にスプレイできる設計とする。</p> <p>これらの系統構成については、設備別記載事項の設定根拠に関する説明書別添3「技術基準規則第64条系統図」による。</p> </div>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第46条 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p style="text-align: center;">容-1(7/8)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>補助給水ピットは、炉心の著しい損傷が発生した場合において原子炉格納容器の破損を防止するため、原子炉格納容器内の圧力及び温度を低下させるために設置する。</p> <p>系統構成は、炉心の著しい損傷が発生した場合の代替格納容器スプレーイとして、燃料取替用水ピット又は補助給水ピットを水源とする代替格納容器スプレーイポンプは、格納容器スプレーイ系統を介して、原子炉格納容器内上部にあるスプレーリングのスプレーノズルより原子炉格納容器内にスプレーイできる設計とする。</p> <p>これらの系統構成については、設備別記載事項の設定根拠に関する説明書別添3「技術基準規則第65条系統図」による。</p> <p>補助給水ピットは、設計基準事故の収束に必要な水源とは別に、重大事故等の収束に必要な十分な量の水を有する水源を確保することに加えて、原子炉施設には、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備に対して重大事故等の収束に必要な十分な量の水を供給するために設置する。</p> <p>系統構成は、重大事故等により、格納容器スプレーイの水源となる燃料取替用水ピットが枯渇又は破損した場合の代替手段である代替格納容器スプレーイポンプによる代替格納容器スプレーイの水源として、代替水源である給水設備の補助給水ピットを使用する。</p> <p>これらの系統構成については、設備別記載事項の設定根拠に関する説明書別添3「技術基準規則第71条系統図」による。</p> <p>補助給水ピットは、設計基準対象施設として1個設置しているものを重大事故等対処設備として使用する。</p> </div>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第46条 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p style="text-align: right;">容-1(8/8)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>1. 容量                      補助給水ピットを重大事故等時においてタービン動補助給水ポンプ又は電動補助給水ポンプによる蒸気発生器への給水時に水源として使用する場合の容量は、有効性評価において可搬型大型送水ポンプ車による補助給水ピットへの補給開始まで蒸気発生器に給水が可能な容量が(注1)が確認されている。                      以上より、補助給水ピットを重大事故等時使用する場合の容量は、<input type="text"/>個以上とする。</p> <p>公称値については、要求される容量<input type="text"/>個を上回る660m<sup>3</sup>/個とする。</p> <p>2. 最高使用圧力                      設計基準対象施設として使用する補助給水ピットの最高使用圧力は、補助給水ピットが大気開放であることから大気圧とする。</p> <p>補助給水ピットを重大事故等時において使用する場合の圧力は、補助給水ピットが大気開放であることから、設計基準対象施設と同仕様で設計し、大気圧とする。</p> <p>3. 最高使用温度                      設計基準対象施設として使用する補助給水ピットの最高使用温度は、補助給水ピットの運転温度が40℃以下となるため、これを上回る標準的な温度として65℃とする。</p> <p>補助給水ピットを重大事故等時において使用する場合の温度は、補助給水ピットの運転温度が40℃以下となるため、設計基準対象施設と同仕様で設計し、40℃を上回る65℃とする。</p> <p>(注1) 補助給水ピットの有効水量</p> </div> <p style="text-align: center;"><input type="text"/> 枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第46条 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由																		
	<p style="text-align: center;">容-2(1/8)</p> <table border="1" data-bbox="1182 308 1883 480"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>変更前</th> <th>変更後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>名称</td> <td></td> <td colspan="2">燃料取替用水ビット</td> </tr> <tr> <td>容量</td> <td>m<sup>3</sup>/個</td> <td>□以上(2,000)</td> <td rowspan="3">変更なし</td> </tr> <tr> <td>最高使用圧力</td> <td>MPa</td> <td>大気圧</td> </tr> <tr> <td>最高使用温度</td> <td>℃</td> <td>95</td> </tr> </tbody> </table> <p>( )内は公称値を示す。</p> <p>計測制御系統施設のうちほう酸注入機能を有する設備、原子炉格納施設のうち圧力低減設備その他の安全設備（格納容器安全設備）及びその他発電用原子炉の附属施設（火災防護設備）のうち消火設備と兼用。</p> <p>最高使用圧力及び温度は、原子炉格納施設のうち圧力低減設備その他の安全設備（格納容器安全設備）に使用する場合の記載事項であり、重大事故等対処設備としての値。</p> <p><b>【設定根拠】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>設計基準対象施設</li> </ul> <p>設計基準対象施設の燃料取替用水ビットの概要、容量、個数の設定根拠については、平成15年11月21日付け平成15・07・22原第25号にて認可された工事計画の参考資料1-1「設備別記載事項の設定根拠に関する説明書（原子炉冷却系統設備）」による。</p> <p>その他発電用原子炉の附属施設（火災防護設備）のうち消火設備として使用する燃料取替用水ビットは、原子炉格納容器内で火災が発生した際、消火要員による消火活動が困難である場合に、原子炉格納容器内にスプレイすることにより、原子炉格納容器全体の雰囲気水を水滴で覆い消火を行うために設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>重大事故等対処設備</li> </ul> <p>重大事故等時に原子炉冷却系統施設のうち非常用炉心冷却設備その他原子炉注水設備として使用する燃料取替用水ビットは、以下の機能を有する。</p> <p>燃料取替用水ビットは、原子炉冷却材圧力バウンダリが高圧の状態であって、設計基準事故対処設備が有する原子炉の冷却機能が喪失した場合においても炉心の著しい損傷を防止するため、原子炉を冷却するために設置する。</p> <p style="text-align: center;">□ 枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</p>			変更前	変更後	名称		燃料取替用水ビット		容量	m <sup>3</sup> /個	□以上(2,000)	変更なし	最高使用圧力	MPa	大気圧	最高使用温度	℃	95	
		変更前	変更後																	
名称		燃料取替用水ビット																		
容量	m <sup>3</sup> /個	□以上(2,000)	変更なし																	
最高使用圧力	MPa	大気圧																		
最高使用温度	℃	95																		

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第46条 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p style="text-align: center;">容-2(2/8)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>系統構成は、電動補助給水ポンプ及びタービン動補助給水ポンプ、補助給水ピット又は主蒸気逃がし弁の故障等により2次冷却系からの除熱機能が喪失した場合の1次系のフィードアンドブリードとして、燃料取替用水ピットを水源とした高圧注入ポンプは、安全注入系統により炉心へほう酸水を注水し、加圧器逃がし弁を開操作することでフィードアンドブリードできる設計とする。</p> <p>これらの系統構成については、設備別記載事項の設定根拠に関する説明書別添3「技術基準規則第60条系統図」による。</p> <p>燃料取替用水ピットは、原子炉冷却材圧力バウンダリが高圧の状態であって、設計基準事故対処設備が有する原子炉の減圧機能が喪失した場合においても炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損を防止するため、原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するために設置する。</p> <p>系統構成は、電動補助給水ポンプ及びタービン動補助給水ポンプ、補助給水ピット又は主蒸気逃がし弁の故障等により蒸気発生器2次側による炉心冷却を用いた1次冷却系統の減圧機能が喪失した場合の1次系のフィードアンドブリードとして、燃料取替用水ピットを水源とした高圧注入ポンプは、安全注入系統により炉心へほう酸水を注水し、格納容器再循環サンプ水位が再循環切替可能水位に到達後、格納容器再循環サンプを水源とした高圧注入ポンプは、再循環により炉心へほう酸水の注水を継続することで1次冷却系統をフィードアンドブリードできる設計とする。</p> <p>これらの系統構成については、設備別記載事項の設定根拠に関する説明書別添3「技術基準規則第61条系統図」による。</p> <p>燃料取替用水ピットは、原子炉冷却材圧力バウンダリが低圧の状態であって、設計基準事故対処設備が有する原子炉の冷却機能が喪失した場合においても炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損を防止するため、原子炉を冷却するために設置する。</p> </div>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第46条 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p style="text-align: center;">容-2(3/8)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>運転中の1次冷却材喪失事象時において余熱除去ポンプ及び高圧注入ポンプの故障等により炉心注水機能が喪失した場合、運転中の1次冷却材喪失事象時において余熱除去ポンプ若しくは高圧注入ポンプによる再循環又はB-格納容器スプレイポンプによる代替再循環で格納容器再循環サンプスクリーン閉塞の兆候が見られた場合並びに原子炉の冷却機能が喪失し、炉心の著しい損傷が発生した場合であって交流動力電源及び原子炉補機冷却機能が健全である場合の炉心注水として、燃料取替用水ビットを水源とする充てんポンプは、化学体積制御系統により炉心へ注水できる設計とする。</p> <p>運転中の1次冷却材喪失事象時において、余熱除去ポンプ及び高圧注入ポンプの故障等により炉心注水機能が喪失した場合、運転中の1次冷却材喪失事象時において、余熱除去ポンプ若しくは高圧注入ポンプによる再循環又はB-格納容器スプレイポンプによる代替再循環で格納容器再循環サンプスクリーン閉塞の兆候が見られた場合、運転停止中において、余熱除去ポンプ又は余熱除去冷却器の故障等により余熱除去設備による崩壊熱除去機能が喪失した場合並びに原子炉の冷却機能が喪失し、炉心の著しい損傷が発生した場合であって交流動力電源及び原子炉補機冷却機能が健全である場合の代替炉心注水として、燃料取替用水ビットを水源とするB-格納容器スプレイポンプは、格納容器スプレイ系統と余熱除去系統間の連絡ラインを介して炉心へ注水できる設計とする。</p> <p>運転中の1次冷却材喪失事象時において、余熱除去ポンプ及び高圧注入ポンプの故障等により炉心注水機能が喪失した場合、運転中の1次冷却材喪失事象時において、余熱除去ポンプ若しくは高圧注入ポンプによる再循環又はB-格納容器スプレイポンプによる代替再循環で格納容器再循環サンプスクリーン閉塞の兆候が見られた場合、運転中の1次冷却材喪失事象時において、全交流動力電源又は原子炉補機冷却機能が喪失した場合、運転停止中において、余熱除去ポンプ又は余熱除去冷却器の故障等により余熱除去設備による崩壊熱除去機能が喪失した場合、運転停止中において、全交流動力電源又は原子炉補機冷却機能が喪失した場合並びに原子炉の冷却機能が喪失し、炉心の著しい損傷が発生した場合の代替炉心注水として、燃料取替用水ビット又は補助給水ビットを水源とする代替格納容器スプレイポンプは、格納容器スプレイ系統と余熱除去系統間の連絡ラインを介して炉心へ注水できる設計とする。</p> </div>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第46条 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p style="text-align: center;">容-2(4/8)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>運転中の1次冷却材喪失事象時において、余熱除去ポンプ若しくは高圧注入ポンプによる再循環又はB-格納容器スプレイポンプによる代替再循環で格納容器再循環サンプスクリーン閉塞の兆候が見られた場合、運転停止中において余熱除去ポンプ又は余熱除去冷却器の故障等により余熱除去設備による崩壊熱除去機能が喪失した場合並びに原子炉の冷却機能が喪失し、炉心の著しい損傷が発生した場合であって交流動力電源及び原子炉補機冷却機能が健全である場合の炉心注水として、燃料取替用水ビットを水源とした高圧注入ポンプは、安全注入システムにより炉心へ注水できる設計とする。</p> <p>運転中の1次冷却材喪失事象時において、全交流動力電源又は原子炉補機冷却機能が喪失した場合、運転停止中において、全交流動力電源又は原子炉補機冷却機能が喪失した場合並びに原子炉の冷却機能が喪失し、炉心の著しい損傷が発生した場合であって全交流動力電源又は原子炉補機冷却機能が喪失した場合の代替炉心注水として、燃料取替用水ビットを水源とするB-充てんポンプは、自己冷却ラインを用いることにより運転でき、化学体積制御系により炉心へ注水できる設計とする。</p> <p>炉心の著しい損傷、溶融が発生した場合において、原子炉容器に残存溶融デブリが存在する場合の格納容器スプレイとして、燃料取替用水ビットを水源とする格納容器スプレイポンプは、原子炉格納容器内上部にあるスプレイリングのスプレイノズルより注水できる設計とする。</p> <p>炉心の著しい損傷、溶融が発生した場合において、原子炉容器に残存溶融デブリが存在する場合の代替格納容器スプレイとして、燃料取替用水ビット又は補助給水ビットを水源とする代替格納容器スプレイポンプは、格納容器スプレイシステムを介して、原子炉格納容器内上部にあるスプレイリングのスプレイノズルより注水できる設計とする。</p> <p>原子炉の冷却機能が喪失し、炉心の著しい損傷が発生した場合であって交流動力電源及び原子炉補機冷却機能が健全である場合の炉心注水として、燃料取替用水ビットを水源とする余熱除去ポンプは、低圧注入システムにより炉心へ注水できる設計とする。</p> <p>これらの系統構成については、設備別記載事項の設定根拠に関する説明書別添3「技術基準規則第62条系統図」による。</p> </div>	



赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第46条 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p style="text-align: center;">容-2(5/8)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>燃料取替用水ビットは、炉心の著しい損傷が発生した場合において原子炉格納容器の破損を防止するため、溶融し、原子炉格納容器の下部に落下した炉心を冷却するために設置する。</p> <p>系統構成は、炉心の著しい損傷が発生した場合であって交流動力電源及び原子炉補機冷却機能が健全である場合の格納容器スプレイとして、燃料取替用水ビットを水源とした格納容器スプレイポンプは、原子炉格納容器内上部にあるスプレイリングのスプレイノズルより注水し、格納容器スプレイ水が原子炉格納容器とフロア最外周部間の隙間等を通じ原子炉格納容器最下階フロアまで流下し、さらに連通管及び小扉を経由して原子炉下部キャビティへ流入することで、溶融炉心が落下するまでに原子炉下部キャビティに十分な水量を蓄水できる設計とする。</p> <p>炉心の著しい損傷が発生した場合の代替格納容器スプレイとして、燃料取替用水ビット又は補助給水ビットを水源とする代替格納容器スプレイポンプは、格納容器スプレイ系統を介して、原子炉格納容器内上部にあるスプレイリングのスプレイノズルより注水し、代替格納容器スプレイ水が原子炉格納容器とフロア最外周部間の隙間等を通じ原子炉格納容器最下階フロアまで流下し、さらに連通管及び小扉を経由して原子炉下部キャビティへ流入することで、溶融炉心が落下するまでに原子炉下部キャビティに十分な水量を蓄水できる設計とする。</p> <p>これらの系統構成については、設備別記載事項の設定根拠に関する説明書別添3「技術基準規則第66条系統図」による。</p> <p>燃料取替用水ビットは、設計基準事故の収束に必要な水源とは別に、重大事故等の収束に必要な十分な量の水を有する水源を確保することに加えて、原子炉施設には、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備に対して重大事故等の収束に必要な十分な量の水を供給するために設置する。</p> <p>系統構成は、重大事故等により、蒸気発生器2次側への注水手段の水源となる補助給水ビットが枯渇又は破損した場合の代替手段である1次系のフィードアンドブリードの水源として、代替水源である非常用炉心冷却設備の燃料取替用水ビットを使用する。</p> <p>これらの系統構成については、設備別記載事項の設定根拠に関する説明書別添3「技術基準規則第71条系統図」による。</p> </div>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第46条 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p style="text-align: center;">容-2(6/8)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p>重大事故等時に計測制御系統施設のうちほう酸注入機能を有する設備として使用する燃料取替用水ピットは、以下の機能を有する。</p> <p>燃料取替用水ピットは、運転時の異常な過渡変化時において原子炉の運転を緊急に停止することができない事象が発生するおそれがある場合又は当該事象が発生した場合においても炉心の著しい損傷を防止するため、原子炉冷却材圧力バウンダリ及び原子炉格納容器の健全性を維持するとともに、原子炉を未臨界に移行するために設置する。</p> <p>系統構成は、ほう酸ポンプが故障により使用できない場合のほう酸水注入として、燃料取替用水ピットを水源とした充てんポンプは、化学体積制御系統により、炉心に十分な量のほう酸水を注入できる設計とする。さらに、充てんポンプが使用できない場合のほう酸水注入として、燃料取替用水ピットを水源とした高圧注入ポンプは、ほう酸注入タンクを介して炉心に十分な量のほう酸水を注入できる設計とする。</p> <p>これらの系統構成については、設備別記載事項の設定根拠に関する説明書別添3「技術基準規則第59条系統図」による。</p> <p>重大事故等時に原子炉格納施設のうち圧力低減設備その他の安全設備として使用する燃料取替用水ピットは、以下の機能を有する。</p> <p>燃料取替用水ピットは、設計基準事故対処設備が有する原子炉格納容器内の冷却機能が喪失した場合において炉心の著しい損傷を防止するため、原子炉格納容器内の圧力及び温度を低下させるために設置する。また、炉心の著しい損傷が発生した場合において原子炉格納容器の破損を防止するため、原子炉格納容器内の圧力及び温度並びに放射性物質の濃度を低下させるために設置する。</p> </div>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第46条 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p style="text-align: center;">容-2(7/8)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>系統構成は、1次冷却材喪失事象時において、格納容器スプレイポンプ又は燃料取替用水ビットの故障等により原子炉格納容器内の冷却機能が喪失した場合、全交流動力電源又は原子炉補機冷却機能が喪失した場合、1次冷却材喪失事象時に格納容器スプレイポンプ又は燃料取替用水ビットの故障等により原子炉格納容器内の冷却機能が喪失し、炉心の著しい損傷が発生した場合並びに全交流動力電源又は原子炉補機冷却機能が喪失し、炉心の著しい損傷が発生した場合の代替格納容器スプレイとして、燃料取替用水ビット又は補助給水ビットを水源とする代替格納容器スプレイポンプは、格納容器スプレイ系統を介して、原子炉格納容器内上部にあるスプレイリングのスプレイノズルより原子炉格納容器内にスプレイできる設計とする。</p> <p>これらの系統構成については、設備別記載事項の設定根拠に関する説明書別添3「技術基準規則第64条系統図」による。</p> <p>燃料取替用水ビットは、炉心の著しい損傷が発生した場合において原子炉格納容器の破損を防止するため、原子炉格納容器内の圧力及び温度を低下させるために設置する。</p> <p>系統構成は、炉心の著しい損傷が発生した場合であって交流動力電源及び原子炉補機冷却機能が健全である場合の格納容器スプレイとして、燃料取替用水ビットを水源とする格納容器スプレイポンプは、原子炉格納容器内上部にあるスプレイリングのスプレイノズルより原子炉格納容器内にスプレイできる設計とする。</p> <p>炉心の著しい損傷が発生した場合の代替格納容器スプレイとして、燃料取替用水ビット又は補助給水ビットを水源とする代替格納容器スプレイポンプは、格納容器スプレイ系統を介して、原子炉格納容器内上部にあるスプレイリングのスプレイノズルより原子炉格納容器内にスプレイできる設計とする。</p> <p>これらの系統構成については、設備別記載事項の設定根拠に関する説明書別添3「技術基準規則第65条系統図」による。</p> <p>1. 容量</p> <p>設計基準対象施設のその他発電用原子炉の附属施設（火災防護設備）のうち消火設備として使用する燃料取替用水ビットの容量は、原子炉冷却系等施設としての設計基準対象施設と同仕様で設計し、<span style="border: 1px solid black; display: inline-block; width: 20px; height: 10px; vertical-align: middle;"></span>以上とする。</p> </div> <p style="text-align: center; margin-top: 20px;"><span style="border: 1px solid black; display: inline-block; width: 20px; height: 10px; vertical-align: middle;"></span> 枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第46条 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p style="text-align: right;">容-2(8/8)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>燃料取替用水ピットを重大事故等時において代替格納容器スプレイポンプ等による炉心注入の水源として使用する場合の容量は、有効性評価において格納容器スプレイポンプによる代替再循環運転又は高圧注入ポンプによる高圧再循環運転、可搬型大型送水ポンプ車及び格納容器再循環ユニットによる格納容器内自然対流冷却へ移行可能な容量 <math>\square \text{ m}^3</math> (注1) が確認されている。</p> <p>また、燃料取替用水ピットを重大事故等時において代替格納容器スプレイポンプによる格納容器スプレイの水源として使用する場合の容量は、有効性評価において可搬型大型送水ポンプ車による燃料取替用水ピットへの補給と合わせて、事故後24時間までに可搬型大型送水ポンプ車、格納容器再循環ユニットによる格納容器内自然対流冷却へ移行可能な容量 <math>\square \text{ m}^3</math> (注1) が確認されている。</p> <p>以上より、燃料取替用水ピットを重大事故等時に使用する場合の容量は、<math>\square \text{ m}^3</math>/個とする。</p> <p>公称値については、要求される容量 <math>\square \text{ m}^3</math>/個を上回る<math>2,000 \text{ m}^3</math>/個とする。</p> <p>2. 最高使用圧力                      設計基準対象施設として使用する燃料取替用水ピットの最高使用圧力は、燃料取替用水ピットが大気開放であることから大気圧とする。</p> <p>燃料取替用水ピットを重大事故等時において使用する場合の圧力は、燃料取替用水ピットが大気開放であることから、設計基準対象施設と同仕様で設計し、大気圧とする。</p> <p>3. 最高使用温度                      設計基準対象施設として使用する燃料取替用水ピットの最高使用温度は、燃料取替用水ピットの通常運転温度が約<math>30^\circ\text{C}</math>であるため、これを上回る温度として<math>95^\circ\text{C}</math>とする。</p> <p>燃料取替用水ピットを重大事故等時において使用する場合の温度は、燃料取替用水ピットの通常運転温度が約<math>30^\circ\text{C}</math>であることから、設計基準対象施設と同仕様で設計し、<math>30^\circ\text{C}</math>を上回る<math>95^\circ\text{C}</math>とする。</p> <p>(注1) 燃料取替用水ピットの有効水量</p> </div> <p style="text-align: center;"><math>\square</math> 枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第46条 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																				
<div data-bbox="492 236 967 277" style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 10px;">                     枠囲みの範囲は機密に係る事項のため、公開できません。                 </div> <table border="1" data-bbox="259 287 963 408"> <thead> <tr> <th colspan="2">名 称</th> <th>窒素ポンベ（代替制御用空気供給用）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>容 量</td> <td>Nm<sup>3</sup>/個</td> <td>29以上（7）</td> </tr> <tr> <td>最高使用圧力</td> <td>MPa</td> <td>14.7</td> </tr> <tr> <td>最高使用温度</td> <td>℃</td> <td>40</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="286 411 479 434">（ ）内は公称値を示す。</p> <p data-bbox="259 443 398 466">【設 定 根 拠】</p> <ul data-bbox="286 475 963 555" style="list-style-type: none"> <li>重大事故等対処設備 計測制御系統施設のうち制御用空気設備として使用する窒素ポンベ（代替制御用空気供給用）は、以下の機能を有する。</li> </ul> <p data-bbox="286 593 963 673">原子炉冷却材圧力バウンダリが高压の状態であって、設計基準事故対処設備が有する発電用原子炉の減圧機能が喪失した場合においても炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損を防止するため、原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するために設置する。</p> <p data-bbox="286 683 963 762">系統構成は、窒素ポンベ（代替制御用空気供給用）及び可搬式空気圧縮機（代替制御用空気供給用）から、加圧器逃がし弁に空気を供給し、空気作動弁である加圧器逃がし弁を作動させることで1次冷却材を減圧できる設計とする。</p> <p data-bbox="286 772 963 852">アニュラス空気浄化系のダンパはディーゼル発電機に加えて、代替電源設備である空冷式非常用発電装置により電磁弁を開放することで窒素ポンベ（代替制御用空気供給用）及び可搬式空気圧縮機（代替制御用空気供給用）により開操作できる設計とする。</p> <p data-bbox="286 890 963 970">炉心の著しい損傷が発生した場合において原子炉格納容器内における水素による爆発（以下「水素爆発」という。）による破損を防止する必要がある場合には、水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するために必要な重大事故等対処設備を設置及び保管する。</p> <p data-bbox="286 979 963 1059">系統構成は、窒素ポンベ（代替制御用空気供給用）及び可搬式空気圧縮機（代替制御用空気供給用）から格納容器サンプルラインの格納容器隔離弁に空気を供給し、空気作動弁である格納容器隔離弁を開操作できる設計とする。</p> <p data-bbox="286 1098 963 1177">窒素ポンベ（代替制御用空気供給用）の保有数は、A、B系列それぞれ5個、保守点検中にも使用可能であるため保守点検による待機除外時のバックアップ用は考慮せずに故障時のバックアップ用としてそれぞれ1個保有し、合計12個を保管する。</p>	名 称		窒素ポンベ（代替制御用空気供給用）	容 量	Nm <sup>3</sup> /個	29以上（7）	最高使用圧力	MPa	14.7	最高使用温度	℃	40	<p data-bbox="1765 236 1868 258" style="text-align: center;">容-3(1/3)</p> <table border="1" data-bbox="1173 367 1877 549"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>変更前</th> <th>変更後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">名 称</td> <td></td> <td>加圧器逃がし弁操作可搬型窒素ガスポンベ</td> </tr> <tr> <td>容 量</td> <td>ℓ/個</td> <td></td> <td>46.7 以上（46.7）</td> </tr> <tr> <td>最高使用圧力</td> <td>MPa</td> <td></td> <td>14.7</td> </tr> <tr> <td>最高使用温度</td> <td>℃</td> <td></td> <td>40</td> </tr> <tr> <td>個 数</td> <td>—</td> <td></td> <td>1以上（2（予備1））</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="1173 555 1312 577">【設 定 根 拠】</p> <ul data-bbox="1200 587 1877 667" style="list-style-type: none"> <li>重大事故等対処設備 重大事故等時に使用する加圧器逃がし弁操作可搬型窒素ガスポンベは、以下の機能を有する。</li> </ul> <p data-bbox="1200 705 1877 785">計測制御系統施設のうち制御用空気設備として使用する加圧器逃がし弁操作可搬型窒素ガスポンベは、全交流動力電源又は常設直流電源系統が喪失した場合を想定した場合においても加圧器逃がし弁の機能を回復するために設置する。</p> <p data-bbox="1200 823 1877 935">系統構成は、加圧器逃がし弁の機能回復として加圧器逃がし弁操作可搬型窒素ガスポンベは加圧器逃がし弁に窒素を供給し、空気作動弁である加圧器逃がし弁を作動させることで1次冷却系統を減圧できる設計とする。これらの系統構成については、設備別記載事項の設定根拠に関する説明書別添3「技術基準規則 第61条系統図」による。</p> <p data-bbox="1200 973 1877 1053">加圧器逃がし弁操作可搬型窒素ガスポンベの保有数は、1セット1個（A、B系列合わせて1個）、保守点検中にも使用可能であるため、保守点検による待機除外時のバックアップ用は考慮せずに故障時のバックアップ用として1個の合計2個を保管する。</p> <p data-bbox="1173 1091 1240 1114">1. 容量</p> <p data-bbox="1200 1123 1877 1203">重大事故等時に使用する加圧器逃がし弁操作可搬型窒素ガスポンベは、高压ガス保安法の適合品である一般汎用型の窒素ガスポンベを使用する。このため、当該ポンベの容量は一般汎用型の窒素ガスポンベの標準容量46.7ℓ/個以上とする。</p> <p data-bbox="1200 1209 1877 1257">代替制御用空気供給設備の加圧器逃がし弁操作可搬型窒素ガスポンベは、加圧器逃がし弁の開放及び開維持ができる容量を有する設計とする。</p>			変更前	変更後	名 称			加圧器逃がし弁操作可搬型窒素ガスポンベ	容 量	ℓ/個		46.7 以上（46.7）	最高使用圧力	MPa		14.7	最高使用温度	℃		40	個 数	—		1以上（2（予備1））	
名 称		窒素ポンベ（代替制御用空気供給用）																																				
容 量	Nm <sup>3</sup> /個	29以上（7）																																				
最高使用圧力	MPa	14.7																																				
最高使用温度	℃	40																																				
		変更前	変更後																																			
名 称			加圧器逃がし弁操作可搬型窒素ガスポンベ																																			
容 量	ℓ/個		46.7 以上（46.7）																																			
最高使用圧力	MPa		14.7																																			
最高使用温度	℃		40																																			
個 数	—		1以上（2（予備1））																																			

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第46条 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由												
<p>大飯発電所3/4号炉</p> <p>1. 容量 (29 Nm<sup>3</sup>以上 (7Nm<sup>3</sup>/個))</p> <p>代替制御用空気供給設備の窒素ボンベ（代替制御用空気供給用）は、以下の機能を発揮できる容量を有する設計とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・加圧器逃がし弁の開放及び閉維持</li> <li>・アニュラス空気浄化設備のダンパの開放及び閉維持</li> <li>・格納容器サンプララインの格納容器隔離弁の開放及び閉維持</li> </ul> <p>重大事故等時、窒素ボンベから制御用空気系統へ窒素を7日間供給が可能な設計とする。</p> <table border="1" data-bbox="264 555 922 1300"> <thead> <tr> <th>想定操作</th> <th>開保持1回</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>消費量</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・連続消費量： [ ] Nm<sup>3</sup>/h （事象発生から1時間） 供給先にある機器の消費量を含む継続的に消費される量</li> <li>・連続消費量： [ ] Nm<sup>3</sup>/h （事象発生後1時間以降） 1A-510A, B閉止後における供給先にある機器の消費量を含む継続的に消費される量</li> <li>・バッチ消費量(加圧器逃がし弁)： [ ] Nm<sup>3</sup>/回 加圧器逃がし弁を全開にするための消費量</li> <li>・バッチ消費量(アニュラス空気浄化設備ダンパ)： [ ] Nm<sup>3</sup>/回 アニュラス空気浄化設備ダンパを開放するための消費量</li> <li>・バッチ消費量 (格納容器ガスサンプリングライン空気作動弁)： [ ] Nm<sup>3</sup>/回 格納容器ガスサンプリングライン空気作動弁を開閉するための消費量</li> <li>・制御用空気加圧消費量： [ ] Nm<sup>3</sup>/回 制御用空気系統を重大事故等時の供給圧力まで加圧するための消費量 制御用空気消費総量： [ ] × 1h [ ] × 24h × 7日 [ ] × 1回 [ ] × 1回 [ ] × 1回 [ ] × 1回 [ ] Nm<sup>3</sup></li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>ポンベ必要個数</td> <td>・ポンベ充てん圧力： 14.801MPa[abs]</td> </tr> </tbody> </table>	想定操作	開保持1回	消費量	<ul style="list-style-type: none"> <li>・連続消費量： [ ] Nm<sup>3</sup>/h （事象発生から1時間） 供給先にある機器の消費量を含む継続的に消費される量</li> <li>・連続消費量： [ ] Nm<sup>3</sup>/h （事象発生後1時間以降） 1A-510A, B閉止後における供給先にある機器の消費量を含む継続的に消費される量</li> <li>・バッチ消費量(加圧器逃がし弁)： [ ] Nm<sup>3</sup>/回 加圧器逃がし弁を全開にするための消費量</li> <li>・バッチ消費量(アニュラス空気浄化設備ダンパ)： [ ] Nm<sup>3</sup>/回 アニュラス空気浄化設備ダンパを開放するための消費量</li> <li>・バッチ消費量 (格納容器ガスサンプリングライン空気作動弁)： [ ] Nm<sup>3</sup>/回 格納容器ガスサンプリングライン空気作動弁を開閉するための消費量</li> <li>・制御用空気加圧消費量： [ ] Nm<sup>3</sup>/回 制御用空気系統を重大事故等時の供給圧力まで加圧するための消費量 制御用空気消費総量： [ ] × 1h [ ] × 24h × 7日 [ ] × 1回 [ ] × 1回 [ ] × 1回 [ ] × 1回 [ ] Nm<sup>3</sup></li> </ul>	ポンベ必要個数	・ポンベ充てん圧力： 14.801MPa[abs]	<p>泊発電所3号炉</p> <p>容-3(2/3)</p> <p>なお、加圧器逃がし弁への空気供給ラインには、窒素がリークする箇所がないため連続加圧の必要はなく、1回の加圧作業で加圧器逃がし弁は、「開」状態を維持する。</p> <table border="1" data-bbox="1176 363 1832 906"> <thead> <tr> <th>想定操作</th> <th>開保持1回</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>消費量</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・連続消費量： [ ] Nm<sup>3</sup>/h 供給先にある機器の消費量を含む継続的に消費される量</li> <li>・バッチ消費量(加圧器逃がし弁2台分)： [ ] Nm<sup>3</sup>/回 加圧器逃がし弁を全開にするための消費量</li> <li>・配管加圧消費量： [ ] Nm<sup>3</sup>/回 窒素供給ラインを重大事故等時の供給圧力まで加圧するための消費量 窒素ガス消費総量： [ ]</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>ポンベ必要個数</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ポンベ充てん圧力： 14.801MPa[abs]</li> <li>・ポンベ容量： [ ] Nm<sup>3</sup>/個<sup>(注)</sup></li> <li>・制御弁動作圧力(設計値)： [ ] [abs] ：最大 [ ] [abs]</li> <li>窒素供給時は、制御弁動作圧力範囲を維持する必要があることから、ポンベ1個当たりの供給可能量は、 [ ]</li> <li>必要個数： [ ]</li> </ul> </td> </tr> </tbody> </table> <p>以上より、加圧器逃がし弁操作用可搬型窒素ガスポンベの必要個数は約 [ ] 個となるため、設置個数は約 [ ] 個を上回る1個とする。</p> <p>公称値については、要求される容量と同じ46.7/個とする。</p> <p>2. 最高使用圧力</p> <p>加圧器逃がし弁操作用可搬型窒素ガスポンベを重大事故等時において使用する場合は、高圧ガス保安法の適合品であるポンベにて実績を有する充てん圧力である14.7MPaとする。</p> <p>[ ] 枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</p>	想定操作	開保持1回	消費量	<ul style="list-style-type: none"> <li>・連続消費量： [ ] Nm<sup>3</sup>/h 供給先にある機器の消費量を含む継続的に消費される量</li> <li>・バッチ消費量(加圧器逃がし弁2台分)： [ ] Nm<sup>3</sup>/回 加圧器逃がし弁を全開にするための消費量</li> <li>・配管加圧消費量： [ ] Nm<sup>3</sup>/回 窒素供給ラインを重大事故等時の供給圧力まで加圧するための消費量 窒素ガス消費総量： [ ]</li> </ul>	ポンベ必要個数	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ポンベ充てん圧力： 14.801MPa[abs]</li> <li>・ポンベ容量： [ ] Nm<sup>3</sup>/個<sup>(注)</sup></li> <li>・制御弁動作圧力(設計値)： [ ] [abs] ：最大 [ ] [abs]</li> <li>窒素供給時は、制御弁動作圧力範囲を維持する必要があることから、ポンベ1個当たりの供給可能量は、 [ ]</li> <li>必要個数： [ ]</li> </ul>	
想定操作	開保持1回													
消費量	<ul style="list-style-type: none"> <li>・連続消費量： [ ] Nm<sup>3</sup>/h （事象発生から1時間） 供給先にある機器の消費量を含む継続的に消費される量</li> <li>・連続消費量： [ ] Nm<sup>3</sup>/h （事象発生後1時間以降） 1A-510A, B閉止後における供給先にある機器の消費量を含む継続的に消費される量</li> <li>・バッチ消費量(加圧器逃がし弁)： [ ] Nm<sup>3</sup>/回 加圧器逃がし弁を全開にするための消費量</li> <li>・バッチ消費量(アニュラス空気浄化設備ダンパ)： [ ] Nm<sup>3</sup>/回 アニュラス空気浄化設備ダンパを開放するための消費量</li> <li>・バッチ消費量 (格納容器ガスサンプリングライン空気作動弁)： [ ] Nm<sup>3</sup>/回 格納容器ガスサンプリングライン空気作動弁を開閉するための消費量</li> <li>・制御用空気加圧消費量： [ ] Nm<sup>3</sup>/回 制御用空気系統を重大事故等時の供給圧力まで加圧するための消費量 制御用空気消費総量： [ ] × 1h [ ] × 24h × 7日 [ ] × 1回 [ ] × 1回 [ ] × 1回 [ ] × 1回 [ ] Nm<sup>3</sup></li> </ul>													
ポンベ必要個数	・ポンベ充てん圧力： 14.801MPa[abs]													
想定操作	開保持1回													
消費量	<ul style="list-style-type: none"> <li>・連続消費量： [ ] Nm<sup>3</sup>/h 供給先にある機器の消費量を含む継続的に消費される量</li> <li>・バッチ消費量(加圧器逃がし弁2台分)： [ ] Nm<sup>3</sup>/回 加圧器逃がし弁を全開にするための消費量</li> <li>・配管加圧消費量： [ ] Nm<sup>3</sup>/回 窒素供給ラインを重大事故等時の供給圧力まで加圧するための消費量 窒素ガス消費総量： [ ]</li> </ul>													
ポンベ必要個数	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ポンベ充てん圧力： 14.801MPa[abs]</li> <li>・ポンベ容量： [ ] Nm<sup>3</sup>/個<sup>(注)</sup></li> <li>・制御弁動作圧力(設計値)： [ ] [abs] ：最大 [ ] [abs]</li> <li>窒素供給時は、制御弁動作圧力範囲を維持する必要があることから、ポンベ1個当たりの供給可能量は、 [ ]</li> <li>必要個数： [ ]</li> </ul>													

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第46条 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="264 288 965 499" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>・ポンベ容量 : 7Nm<sup>3</sup>/個                      ・制御弁動作圧力 : [ ] MPa[abs]                      （制御弁動作圧力に配管圧損等を考慮した圧力）                      窒素供給時は、制御弁動作圧力以上を維持する必要があることから、ポンベ1個当たりの供給可能量は、  <math>7 \times [ ] \times [ ] / 14,801 = [ ] \text{ Nm}^3/\text{個}</math>                      必要個数（1ヘッダ当たり）： [ ] = [ ] 個</p> </div> <p>加圧器逃がし弁は、Aヘッダに1台、Bヘッダに1台接続されている。各ヘッダに窒素ポンベラックを2台ずつ設置し、窒素ポンベラック1台につき窒素ポンベを3個収納しており、必要個数である [ ] を上回るため問題はない。</p> <p>2. 最高使用圧力（14.7MPa）                  ポンベの充てん圧力が14.7MPaであり、最高使用圧力を14.7MPaとする。</p> <p>3. 最高使用温度（40℃）                  本ポンベは、原子炉周辺建屋内に設置するものであり、重大事故等時においても温度変化がわずかであることから、最高使用温度は、40℃とする。なお、本ポンベは、高圧ガス保安法にて規定している一般高圧ガス保安規則に基づいている。</p>	<p style="text-align: center;">容-3(3/3)</p> <p>3. 最高使用温度                  加圧器逃がし弁操作用可搬型窒素ガスポンベを重大事故等時において使用する場合の温度は、高圧ガス保安法に基づき40℃とする。</p> <p>（注1）加圧器逃がし弁操作用可搬型窒素ガスポンベ内の窒素量</p> $Q = P \times V_1 / 0.101 = 14.801 \times 46.7 \times 10^{-3} / 0.101 = 6.84 \text{ Nm}^3$ <p>Q：窒素ポンベ内の窒素量（Nm<sup>3</sup>）                  V<sub>1</sub>：ポンベの容量（m<sup>3</sup>）= 46.7 × 10<sup>-3</sup>                  P：ポンベの充てん圧力（MPa[abs]）= 14.7 + 0.101 = 14.801</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第46条 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由																					
<table border="1" data-bbox="257 303 963 399"> <thead> <tr> <th colspan="2">名 称</th> <th>可搬型バッテリー（加圧器逃がし弁用）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>個 数</td> <td>—</td> <td>1（予備1）<sup>(注1)</sup></td> </tr> <tr> <td>容 量</td> <td>Wh</td> <td>780</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="280 399 571 422">(注1) 3号及び4号炉共用の予備</p> <p data-bbox="257 454 414 478"><b>【設 定 根 拠】</b></p> <p data-bbox="280 486 963 542">重大事故等時にその他発電用原子炉の附属施設のうち非常用電源設備として使用する可搬型バッテリー（加圧器逃がし弁用）は、以下の機能を有する。</p> <p data-bbox="280 550 963 630">可搬型バッテリー（加圧器逃がし弁用）は、原子炉冷却材圧力バウンダリが高圧の状態であって、設計基準事故対処設備が有する発電用原子炉の冷却機能が喪失した場合においても炉心の著しい損傷を防止するために設置する。</p> <p data-bbox="280 638 963 718">可搬型バッテリー（加圧器逃がし弁用）は、常設直流電源系統が喪失した場合において、A及びB直流分電盤へ接続し、原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するために加圧器逃がし弁を作動させるのに必要な電力を供給できる設計とする。</p> <p data-bbox="280 726 963 805">可搬型バッテリー（加圧器逃がし弁用）の保有数は、加圧器逃がし弁用電磁弁の作動に対し十分な容量を有したバッテリーを1個、故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップ用として1個の合計2個を分散して保管する。</p> <p data-bbox="257 845 414 869">1. 容量（780Wh）</p> <p data-bbox="280 877 963 1013">その他発電用原子炉の附属施設のうち非常用電源設備として使用する可搬型バッテリー（加圧器逃がし弁用）の容量は、常設直流電源系統が喪失した場合において、原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するために加圧器逃がし弁の開放に用いる電磁弁に対して4時間給電出来る容量を基に設計する。これは、有効性評価における加圧器逃がし弁の弁開時間である。</p> <p data-bbox="280 1021 963 1077">加圧器逃がし弁用電磁弁を作動させるために必要な可搬型バッテリー（加圧器逃がし弁用）の容量は以下のとおり100Whとなる。</p>	名 称		可搬型バッテリー（加圧器逃がし弁用）	個 数	—	1（予備1） <sup>(注1)</sup>	容 量	Wh	780	<p data-bbox="1758 231 1870 255" style="text-align: right;">容-4(1/2)</p> <table border="1" data-bbox="1176 279 1870 375"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>変更前</th> <th>変更後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">名 称</td> <td>—</td> <td>加圧器逃がし弁操作用バッテリー</td> </tr> <tr> <td>容 量</td> <td>Wh/個</td> <td></td> <td>780</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="1176 375 1310 399"><b>【設 定 根 拠】</b></p> <ul data-bbox="1198 406 1870 454" style="list-style-type: none"> <li>・重大事故等対処設備                     <ul style="list-style-type: none"> <li>重大事故等時に使用する加圧器逃がし弁操作用バッテリーは、以下の機能を有する。</li> </ul> </li> </ul> <p data-bbox="1198 494 1870 574">加圧器逃がし弁操作用バッテリーは、原子炉冷却材圧力バウンダリが高圧の状態であって、設計基準事故対処設備が有する発電用原子炉の冷却機能が喪失した場合においても炉心の著しい損傷を防止するために設置する。</p> <p data-bbox="1198 614 1870 694">系統構成は、常設直流電源系統が喪失した場合において、ソレノイド分電盤トレンA1及びB1へ接続し、原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するために加圧器逃がし弁を作動させるのに必要な電力を供給できる設計とする。</p> <p data-bbox="1198 734 1870 813">加圧器逃がし弁操作用バッテリーの保有数は、加圧器逃がし弁用電磁弁の作動に対し十分な容量を有したバッテリーを1個、故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップ用として1個の合計2個を分散して保管する。</p> <p data-bbox="1176 853 1243 877">1. 容量</p> <p data-bbox="1198 885 1870 989">加圧器逃がし弁操作用バッテリーを重大事故等時ににおいて使用する場合の容量は、常設直流電源系統が喪失した場合において、原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するために加圧器逃がし弁の開放に用いる電磁弁に対して5時間給電出来る容量を基に設計する。これは、有効性評価における加圧器逃がし弁の弁開時間である。</p> <p data-bbox="1220 997 1870 1021">加圧器逃がし弁用電磁弁を作動させるために必要な容量は、以下のとおり194Whとなる。</p> $  \begin{aligned}  Wh &= W \times h \times n \\  &= 19.4 \times 5 \times 2 \\  &= 194 \text{ (Wh)}  \end{aligned}  $			変更前	変更後	名 称		—	加圧器逃がし弁操作用バッテリー	容 量	Wh/個		780	
名 称		可搬型バッテリー（加圧器逃がし弁用）																					
個 数	—	1（予備1） <sup>(注1)</sup>																					
容 量	Wh	780																					
		変更前	変更後																				
名 称		—	加圧器逃がし弁操作用バッテリー																				
容 量	Wh/個		780																				



赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第46条 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p>加圧器逃がし弁用電磁弁作動の負荷容量</p> <math display="block">Wh = W \times h \times n</math> <math display="block">= 12.5 \times 4 \times 2</math> <math display="block">= 100 \text{ (Wh)}</math> <p>Wh：加圧器逃がし弁用電磁弁の作動に必要な電源容量 (Wh)</p> <p>W：加圧器逃がし弁用電磁弁消費電力 (W) = 12.5</p> <p>h：加圧器逃がし弁用電磁弁作動時間 (h) = 4</p> <p>n：加圧器逃がし弁用電磁弁台数 (台) = 2</p> <p>以上より、加圧器逃がし弁用電磁弁の作動に必要な電源容量100Whに対し、可搬型バッテリー（加圧器逃がし弁用）の電源容量は、780Whであり十分な容量を有している。</p> </div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p style="text-align: center;">容-4(2/2)</p> <p>Wh：加圧器逃がし弁用電磁弁の作動に必要な電源容量 (Wh)</p> <p>W：加圧器逃がし弁用電磁弁消費電力 (W) = 19.4</p> <p>h：加圧器逃がし弁用電磁弁作動時間 (h) = 5</p> <p>n：加圧器逃がし弁用電磁弁台数 (台) = 2</p> <p>以上より、加圧器逃がし弁操作用バッテリーの容量は、194Whを上回る780Wh/個とする。</p> </div>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第46条 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由											
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px; text-align: center;">                     枠囲みの範囲は機密に係る事項のため、公開できません。                 </div> <table border="1" data-bbox="264 300 965 419"> <thead> <tr> <th colspan="2">名 称</th> <th>可搬式空気圧縮機(代替制御用空気供給用)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">圧縮機</td> <td>容 量</td> <td>m<sup>3</sup>/h/個 6.0 以上 (14.4)</td> </tr> <tr> <td>吐出圧力</td> <td>MPa 0.88 以上</td> </tr> <tr> <td colspan="2">原 動 機 出 力</td> <td>kW/個 2.2 以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>( )内は公称値を示す。</p> <p><b>【設 定 根 拠】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>重大事故等対処設備             <ul style="list-style-type: none"> <li>計測制御系統施設のうち、制御用空気設備として使用する可搬式空気圧縮機(代替制御用空気供給用)は以下の機能を有する。</li> </ul> </li> </ul> <p>原子炉冷却材圧力バウンダリが高圧の状態であって、設計基準事故対処設備が有する原子炉の減圧機能が喪失した場合においても炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損を防止するため、原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するために設置する。</p> <p>系統構成は、窒素ポンベ(代替制御用空気供給用)及び可搬式空気圧縮機(代替制御用空気供給用)から、加圧器逃がし弁に空気を供給し、空気作動弁である加圧器逃がし弁を作動させることで1次冷却材を減圧できる設計とする。</p> <p>アニュラス空気浄化系のダンパはディーゼル発電機に加えて、代替電源設備である空冷式非常用発電装置により電磁弁を開放することで窒素ポンベ(代替制御用空気供給用)及び可搬式空気圧縮機(代替制御用空気供給用)により開操作できる設計とする。</p> <p>炉心の著しい損傷が発生した場合において原子炉格納容器内における水素による爆発(以下「水素爆発」という。)による破損を防止する必要がある場合には、水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するために必要な重大事故等対処設備を設置及び保管する。</p> <p>系統構成は、窒素ポンベ(代替制御用空気供給用)及び可搬式空気圧縮機(代替制御用空気供給用)から格納容器サンプラインの格納容器隔離弁に空気を供給し、空気作動弁である格納容器隔離弁を開操作できる設計とする。</p> <p>可搬式空気圧縮機(代替制御用空気供給用)の保有数は、A、B系統それぞれ1個、保守点検中にも使用可能であるため、保守点検による待機除外時のバックアップ用は考慮せず、故障時のバックアップ用として1個保有し、合計3個を保管する。</p>	名 称		可搬式空気圧縮機(代替制御用空気供給用)	圧縮機	容 量	m <sup>3</sup> /h/個 6.0 以上 (14.4)	吐出圧力	MPa 0.88 以上	原 動 機 出 力		kW/個 2.2 以上		
名 称		可搬式空気圧縮機(代替制御用空気供給用)											
圧縮機	容 量	m <sup>3</sup> /h/個 6.0 以上 (14.4)											
	吐出圧力	MPa 0.88 以上											
原 動 機 出 力		kW/個 2.2 以上											

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第46条 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="262 300 965 1220" style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p>1. 容量 (6.0m<sup>3</sup>/h/個以上 (14.4m<sup>3</sup>/h/個))</p> <p>可搬式空気圧縮機は、以下の機能を発揮できる容量を有する設計とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・加圧器逃がし弁の開放及び閉維持</li> <li>・アニユラス空気浄化設備のダンパの開放及び閉維持</li> <li>・格納容器サンプルラインの格納容器隔離弁の開放及び閉維持</li> </ul> <p>窒素ポンベ消費後に可搬式空気圧縮機を使用する際は、窒素ポンベの使用により制御用空気系統の圧力は保持されていることから、加圧器逃がし弁、アニユラス空気浄化設備ダンパ及び格納容器サンプルラインの格納容器隔離弁は全開状態であり、新たに全開状態にするためのバッチ消費量を考慮する必要はない。</p> <p>よって、連続消費量及びバッチ消費量の大きい加圧器逃がし弁が仮に閉となった場合においても開操作可能な容量を考慮すれば良く、必要な供給容量は6.0m<sup>3</sup>/h/個以上とする。</p> <p>なお、公称値としては、要求される容量以上で一般的な可搬型空気圧縮機の容量である14.4m<sup>3</sup>/h/個とする。</p> <p>2. 吐出圧力 (0.88MPa以上)</p> <p>制御用空気系統への作動用空気供給圧力は□MPaであり、吐出圧力として□MPa以上とする。</p> <p>3. 原動機出力 (2.2kW/個以上)</p> <p>可搬式空気圧縮機は原動機とパッケージ化され、一般産業品として広く普及しているものであり、原動機出力に関しても製造メーカーの設計基準に基づき設定されており、十分に実績があるものである。</p> <p>以上より、可搬式空気圧縮機の原動機出力は、2.2kW/個以上とする。</p> </div>		

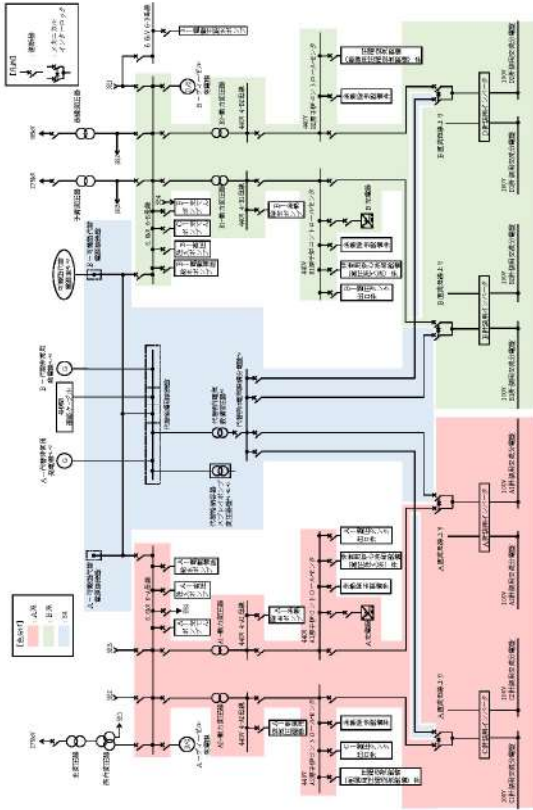
泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第46条 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>46-6 単線結線図</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所 3 / 4 号炉	泊発電所 3 号炉	相違理由
	 <p>図 4-6-6-1 交流電源系統結線図</p> <p>①：常設代替交流電源設備の主要設備          ②：可搬型代替交流電源設備の主要設備          ③：作業所内電源設備の主要設備</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所 3 / 4 号炉	泊発電所 3 号炉	相違理由
	<p>図 4-6-6-2 直流電源系統結線図</p>	

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第46条 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	46-9 アクセスルート図	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所 3 / 4 号炉	泊発電所 3 号炉	相違理由
	<div data-bbox="1140 204 1812 1307" style="border: 2px solid black; width: 100%; height: 100%;"></div> <div data-bbox="1417 1321 1912 1342" style="text-align: right; margin-top: 10px;"> <span style="border: 1px solid black; display: inline-block; width: 20px; height: 10px;"></span> 枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。                 </div>	



赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所 3 / 4 号炉	泊発電所 3 号炉	相違理由
	<div data-bbox="1140 204 1812 1310" style="border: 2px solid black; width: 100%; height: 100%;"></div> <div data-bbox="1417 1321 1912 1342" style="text-align: right; margin-top: 10px;"> <span style="border: 1px solid black; display: inline-block; width: 20px; height: 10px;"></span> 枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。                 </div>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第46条 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<div data-bbox="1140 205 1812 1310" style="border: 2px solid black; width: 100%; height: 100%;"></div> <div data-bbox="1417 1321 1910 1345" style="text-align: right; margin-top: 10px;"> <span style="border: 1px solid black; display: inline-block; width: 20px; height: 10px;"></span> 枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。                 </div>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第46条 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<div data-bbox="1128 199 1814 1305" style="border: 2px solid black; width: 100%; height: 100%;"></div> <div data-bbox="1417 1321 1910 1345" style="text-align: right; margin-top: 10px;"> <span style="border: 1px solid black; display: inline-block; width: 20px; height: 10px;"></span> 枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。                 </div>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第46条 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備（補足資料 46-10 「1次冷却系強制減圧における高温蒸気の加圧器逃がし弁への影響について」）

大飯発電所3/4号炉（有効性評価添付資料）	泊発電所3号炉（有効性評価添付資料）	泊発電所3号炉（SA設備46条 補足資料）	相違理由
<p><b>【女川の資料関係・・・右欄にて資料構成を示す】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・既PWR審査において補足資料としていなかった左記の女川「補足資料46-13」は、有効性評価まとめ資料の添付資料3.2.2と同一内容であり、補足資料46-13においては、添付資料の内容に加えて、「格納容器スプレイを実施した場合の主蒸気逃がし安全弁の温度」とした別紙1を加えた内容である。</li> <li>・添付資料3.2.2及び補足資料46-13は、MAAP解析により得られた原子炉圧力容器内温度とドライウェル内気相温度を包絡する評価温度にて、主蒸気逃がし安全弁の温度評価を実施している。</li> <li>・女川の補足資料において、別紙1では、補足説明資料本体と同一の評価モデルを用い格納容器代替スプレイを行った場合の主蒸気逃がし安全弁の温度評価を実施し、格納容器スプレイを行うことによる主蒸気逃がし安全弁の構成部品の温度低減状況を確認している。</li> </ul>	<p>添付資料 3.2.2 高温環境下での逃がし安全弁の開保持機能について</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 評価方法</li> <li>2. 評価条件             <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 温度条件</li> <li>(2) 評価モデル</li> </ol> </li> <li>3. 評価結果</li> <li>4. 本体部の温度上昇による影響</li> </ol> <p style="text-align: center;">女川 有効性評価 3.2 の添付資料 3.2.2 の文書構成</p>	<p>補足資料 46-13 高温環境下での逃がし安全弁の開保持機能について</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 評価方法</li> <li>2. 評価条件             <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 温度条件</li> <li>(2) 評価モデル</li> </ol> </li> <li>3. 評価結果</li> <li>4. 本体部の温度上昇による影響</li> </ol> <p>別紙1 格納容器スプレイを実施した場合の主蒸気逃がし安全弁の温度</p> <p style="text-align: center;">女川 SA設備46条の補足資料46-13の文書構成</p>	<p>資料構成の補足</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・女川SA設備46条の補足説明資料（46-13）は、左記【女川の資料関係】のとおり、有効性評価の添付資料と同内容をSA設備の補足資料としている。</li> <li>・既PWR審査において、女川の補足資料46-13に相当する補足資料は付していないが、左記【PWRの資料関係】のとおり、女川の有効性評価の添付資料と同様、原子炉容器気相部の過温状態による減圧設備（加圧器逃がし弁）への影響について、PWR有効性評価においても添付資料としている。</li> </ul>
<p>3.1.2. 雰囲気圧力・温度による静的負荷（格納容器過温破損） 添付資料 3.1.2.2</p> <p>「全交流動力電源喪失+補助給水失敗」における原子炉冷却材圧力バウンダリから現実的な漏えいを想定した場合の事象進展について</p> <p style="text-align: right;">別紙1</p> <p>1次冷却系強制減圧における高温蒸気の加圧器逃がし弁への影響について</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 上部プレナム気相温度および加圧器逃がし弁の温度について</li> <li>(2) 加圧器逃がし弁を用いた1次系強制減圧への影響について             <ol style="list-style-type: none"> <li>a. 流路閉塞に対する影響考察</li> <li>b. フェイルクロスに対する影響考察                 <ol style="list-style-type: none"> <li>(a) 加圧器逃がし弁</li> <li>(b) その他付属品                     <ol style="list-style-type: none"> <li>i) 電磁弁, エアフィルタ</li> <li>ii) ケーブル</li> </ol> </li> </ol> </li> </ol> </li> </ol>	<p>7.2.1. 雰囲気圧力・温度による静的負荷（格納容器過温破損） 添付資料 7.2.1.2.2</p> <p>「全交流動力電源喪失+補助給水失敗」における原子炉冷却材圧力バウンダリから現実的な漏えいを想定した場合の事象進展について</p> <p style="text-align: right;">別紙1</p> <p>1次冷却系強制減圧における高温蒸気の加圧器逃がし弁への影響について</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 上部プレナム気相温度および加圧器逃がし弁の温度について</li> <li>(2) 加圧器逃がし弁を用いた1次系強制減圧への影響について             <ol style="list-style-type: none"> <li>a. 流路閉塞に対する影響考察</li> <li>b. フェイルクロスに対する影響考察                 <ol style="list-style-type: none"> <li>(a) 加圧器逃がし弁</li> <li>(b) その他付属品                     <ol style="list-style-type: none"> <li>i) 電磁弁, エアフィルタ</li> <li>ii) ケーブル</li> </ol> </li> </ol> </li> </ol> </li> </ol>	<p><b>【PWRの資料関係・・・左欄にて資料構成を示す】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・上記の女川添付資料及び補足資料は、高圧溶融物放出/格納容器雰囲気直接加熱を防止するため強制減圧に使用する設備（主蒸気逃がし安全弁）に対して過温状態における機能維持を説明しており、PWRまとめ資料においては同様に、有効性評価（格納容器過温破損）の添付資料7.2.1.2.2にて、MAAP解析によって得られた原子炉容器上部プレナム気相温度を用いて1次系強制減圧時の加圧器逃がし弁本体部の流体温度を設定し、流体による加圧器逃がし弁各部の温度評価を行っている。</li> <li>・添付資料7.2.1.2.2の評価結果にて、加圧器逃がし弁の作動に必要な構成部「加圧器逃がし弁の駆動部（ダイヤフラム）、駆動空気を供給する電磁弁・エアフィルタ、ケーブル」については、各部の健全性確認温度に対し、10℃以上の余裕を有している。</li> <li>・女川の補足資料では、格納容器スプレイによる冷却効果を考慮する別紙を付しているが、泊の評価結果では10℃以上の余裕を有しており、格納容器スプレイ作動による加圧器逃がし弁各部の温度低下が期待できるが更なる余裕の確認は不要と判断する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・該当する泊の有効性評価「添付資料7.2.1.2.2」については、大飯3/4号炉との比較表を作成し、先行PWRの審査実績を踏まえた記載内容としている。</li> <li>・PWR審査実績を踏まえ、泊の有効性評価の添付資料7.2.1.2.2と同一内容をSA設備46条における女川の補足資料46-13に相当する補足資料46-10として新たに作成する。</li> </ul> <p>次頁以降にて、有効性評価の添付資料7.2.1.2.2の比較表（左列、中列）を記載し、中列の添付資料の記載と同じ補足資料の記載であることを示す。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第46条 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備（補足資料 46-10 「1次冷却系強制減圧における高温蒸気の加圧器逃がし弁への影響について」）

大阪発電所3/4号炉（有効性評価添付資料）	泊発電所3号炉（有効性評価添付資料）	泊発電所3号炉（SA設備46条 補足資料）	相違理由
<p style="text-align: right; border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">別紙1</p> <p>1次冷却系強制減圧における高温蒸気の加圧器逃がし弁への影響について</p> <p>加圧器逃がし弁に1,000℃以上の高温蒸気が流入する場合の影響について、下記の通り整理する。</p> <p>(1) 上部プレナム気相温度および加圧器逃がし弁の温度について</p> <p>全交流電源喪失+補助給水失敗シーケンスにおける原子炉容器上部プレナム気相温度の推移を別図1に示す。</p> <p>1次冷却系強制減圧操作実施中は、原子炉容器内の高温蒸気が加圧器へ流入し、加圧器逃がし弁を経由して原子炉格納容器へ放出されるが、この期間中は加圧器逃がし弁の耐圧部材が加熱され1,000℃程度まで上昇すると考えられる。</p> <p>(2) 加圧器逃がし弁を用いた1次冷却系強制減圧への影響について</p> <p>加圧器逃がし弁へ高温蒸気が流入した場合、弁の流路閉塞またはフェイルクローズによる閉止の二つの懸念が考えられるため、それらの影響に対する考察を行った。</p> <p>a. 流路閉塞に対する影響考察</p> <p>加圧器逃がし弁に高温蒸気が流入した場合には、高温条件下において部材の引っ張り強さが低下するため、1次冷却材圧力により発生する応力により部材が変形等することによる流路閉塞の可能性がある。また、部材の温度が融点を超えるような場合にも、弁の形状を維持することができず、流路閉塞の可能性がある。</p> <p>このため、加圧器逃がし弁の高温時の材料特性および発生応力に対する検討を行った。結果を別表1に示す。</p> <p>別表1より、耐圧部材は高温でクリープ変形等が生じる可能性はあるが、弁の駆動部材である弁棒に発生する応力</p>	<p style="text-align: right; border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">別紙1</p> <p>1次冷却系強制減圧における高温蒸気の加圧器逃がし弁への影響について</p> <p>加圧器逃がし弁に1,000℃以上の高温蒸気が流入する場合の影響について、下記の通り整理する。</p> <p>(1) 上部プレナム気相温度および加圧器逃がし弁の温度について</p> <p>全交流電源喪失+補助給水失敗シーケンスにおける原子炉容器上部プレナム気相温度の推移を別図1に示す。</p> <p>1次冷却系強制減圧操作実施中は、原子炉容器内の高温蒸気が加圧器へ流入し、加圧器逃がし弁を経由して原子炉格納容器へ放出されるが、この期間中は加圧器逃がし弁の耐圧部材が加熱され1,000℃程度まで上昇すると考えられる。</p> <p>(2) 加圧器逃がし弁を用いた1次冷却系強制減圧への影響について</p> <p>加圧器逃がし弁へ高温蒸気が流入した場合、弁の流路閉塞またはフェイルクローズによる閉止の二つの懸念が考えられるため、それらの影響に対する考察を行った。</p> <p>a. 流路閉塞に対する影響考察</p> <p>加圧器逃がし弁に高温蒸気が流入した場合には、高温条件下において部材の引っ張り強さが低下するため、1次冷却材圧力により発生する応力により部材が変形等することによる流路閉塞の可能性がある。また、部材の温度が融点を超えるような場合にも、弁の形状を維持することができず、流路閉塞の可能性がある。</p> <p>このため、加圧器逃がし弁の高温時の材料特性および発生応力に対する検討を行った。結果を別表1に示す。</p> <p>別表1より、耐圧部材は高温でクリープ変形等が生じる可能性はあるが、弁の駆動部材である弁棒に発生する応力</p>	<p>46-10 1次冷却系強制減圧における高温蒸気の加圧器逃がし弁への影響について</p> <p>1次冷却系強制減圧における高温蒸気の加圧器逃がし弁への影響について</p> <p>加圧器逃がし弁に1,000℃以上の高温蒸気が流入する場合の影響について、下記の通り整理する。</p> <p>(1) 上部プレナム気相温度および加圧器逃がし弁の温度について</p> <p>全交流電源喪失+補助給水失敗シーケンスにおける原子炉容器上部プレナム気相温度の推移を別図1に示す。</p> <p>1次冷却系強制減圧操作実施中は、原子炉容器内の高温蒸気が加圧器へ流入し、加圧器逃がし弁を経由して原子炉格納容器へ放出されるが、この期間中は加圧器逃がし弁の耐圧部材が加熱され1,000℃程度まで上昇すると考えられる。</p> <p>(2) 加圧器逃がし弁を用いた1次冷却系強制減圧への影響について</p> <p>加圧器逃がし弁へ高温蒸気が流入した場合、弁の流路閉塞またはフェイルクローズによる閉止の二つの懸念が考えられるため、それらの影響に対する考察を行った。</p> <p>a. 流路閉塞に対する影響考察</p> <p>加圧器逃がし弁に高温蒸気が流入した場合には、高温条件下において部材の引っ張り強さが低下するため、1次冷却材圧力により発生する応力により部材が変形等することによる流路閉塞の可能性がある。また、部材の温度が融点を超えるような場合にも、弁の形状を維持することができず、流路閉塞の可能性がある。</p> <p>このため、加圧器逃がし弁の高温時の材料特性および発生応力に対する検討を行った。結果を別表1に示す。</p> <p>別表1より、耐圧部材は高温でクリープ変形等が生じる可能性はあるが、弁の駆動部材である弁棒に発生する応力</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第46条 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備（補足資料 46-10 「1次冷却系強制減圧における高温蒸気の加圧器逃がし弁への影響について」）

大飯発電所3/4号炉（有効性評価添付資料）	泊発電所3号炉（有効性評価添付資料）	泊発電所3号炉（SA設備46条 補足資料）	相違理由
<p>は、材料の引張強さよりも小さく、かつ材料の融点以下であるため、加圧器逃がし弁の流路閉塞の観点で問題はないと考える。</p> <p>b. フェイルクローズに対する影響考察</p> <p>加圧器逃がし弁はフェイルクローズ構造であり、その駆動部にはダイヤフラム（EPDM）が使用されている。この部分が熱により損傷した場合には、制御用空気または窒素が漏えいすることにより閉止する可能性がある。</p> <p>このため、概略の伝熱評価による影響確認を行った。評価結果および評価モデルの概念図を別図2に示す。</p> <p>別図2より、駆動部は高温蒸気が直接接触する耐圧部材から約700mm離れており、かつ途中の構造材も熱伝導しにくい構造となっていることにより、駆動部の温度は約130～140℃にとどまる結果となった。この温度はLOCA設計仕様であるダイヤフラムの試験検証温度（約150℃）よりも低い温度であるため、熱影響によりフェイルクローズに至ることは無いと考えられる。なお、過去の試験においてゴムシート（EPDM）を組み込んだバタフライ弁が300℃の耐環境性試験において漏えいしないことが報告されており、実力上は更に余裕があると考えられる。</p>	<p>は、材料の引張強さよりも小さく、かつ材料の融点以下であるため、加圧器逃がし弁の流路閉塞の観点で問題はないと考える。</p> <p>b. フェイルクローズに対する影響考察</p> <p>加圧器逃がし弁はフェイルクローズ構造であり、その駆動部にはダイヤフラム（EPDM）が使用されている。また、加圧器逃がし弁には作動に影響する付属品として電磁弁、エアフィルタ及びケーブルが設置されている。これらが熱により損傷した場合には、制御用空気または窒素の供給不良や漏えいなどにより閉止する可能性がある。</p> <p>このため、以下のとおり影響評価を行った結果、加圧器逃がし弁のフェイルクローズの観点で問題ないと考えられる。また、原子炉容器破損が生じることで熱源の多くは原子炉容器外に流出し、加圧器構造材表面温度は低下傾向となると考えられることから、加圧器逃がし弁の開機能は維持可能と考えられる。</p> <p>(a) 加圧器逃がし弁</p> <p>概略の温度評価による影響確認を行った。評価結果および評価モデルの概念図を別図2に示す。</p> <p>弁棒は、フレーム下部と比べ熱伝導率が小さく、熱伝導しにくい形状（断面積に対する周長の比が大きい）ことから、別図2に示すようにフレーム下部に比べ、弁棒の温度が低い値となっている。</p> <p>また、別図2より、駆動部は高温蒸気が直接接触する耐圧部材から約700mm離れており、かつ途中の構造材も熱伝導しにくい構造となっていることにより、駆動部の温度は約130～140℃にとどまる結果となった。この温度はLOCA設計仕様であるダイヤフラムの試験検証温度（約150℃）よりも低い温度であるため、熱影響によりフェイルクローズに至ることは無いと考えられる。さらに、過去の試験においてゴムシート（EPDM）を組み込んだバタフライ弁が300℃の耐環境性試験において漏えいしないことが報告されており、実力上は更に余裕があると考えられる。</p>	<p>は、材料の引張強さよりも小さく、かつ材料の融点以下であるため、加圧器逃がし弁の流路閉塞の観点で問題はないと考える。</p> <p>b. フェイルクローズに対する影響考察</p> <p>加圧器逃がし弁はフェイルクローズ構造であり、その駆動部にはダイヤフラム（EPDM）が使用されている。また、加圧器逃がし弁には作動に影響する付属品として電磁弁、エアフィルタ及びケーブルが設置されている。これらが熱により損傷した場合には、制御用空気または窒素の供給不良や漏えいなどにより閉止する可能性がある。</p> <p>このため、以下のとおり影響評価を行った結果、加圧器逃がし弁のフェイルクローズの観点で問題ないと考えられる。また、原子炉容器破損が生じることで熱源の多くは原子炉容器外に流出し、加圧器構造材表面温度は低下傾向となると考えられることから、加圧器逃がし弁の開機能は維持可能と考えられる。</p> <p>(a) 加圧器逃がし弁</p> <p>概略の温度評価による影響確認を行った。評価結果および評価モデルの概念図を別図2に示す。</p> <p>弁棒は、フレーム下部と比べ熱伝導率が小さく、熱伝導しにくい形状（断面積に対する周長の比が大きい）ことから、別図2に示すようにフレーム下部に比べ、弁棒の温度が低い値となっている。</p> <p>また、別図2より、駆動部は高温蒸気が直接接触する耐圧部材から約700mm離れており、かつ途中の構造材も熱伝導しにくい構造となっていることにより、駆動部の温度は約130～140℃にとどまる結果となった。この温度はLOCA設計仕様であるダイヤフラムの試験検証温度（約150℃）よりも低い温度であるため、熱影響によりフェイルクローズに至ることは無いと考えられる。さらに、過去の試験においてゴムシート（EPDM）を組み込んだバタフライ弁が300℃の耐環境性試験において漏えいしないことが報告されており、実力上は更に余裕があると考えられる。</p>	<p>以下、有効性評価添付資料（大飯一泊）における相違理由の表記</p> <p>記載方針の相違（玄海と同様）</p> <p>記載方針の相違</p> <p>・加圧器逃がし弁の付属品に対しても影響評価を実施（玄海と同様）</p> <p>記載方針の相違</p> <p>・加圧器逃がし弁の付属品に対しても影響評価を実施（玄海と同様）</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

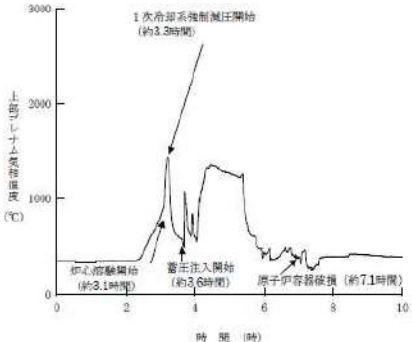
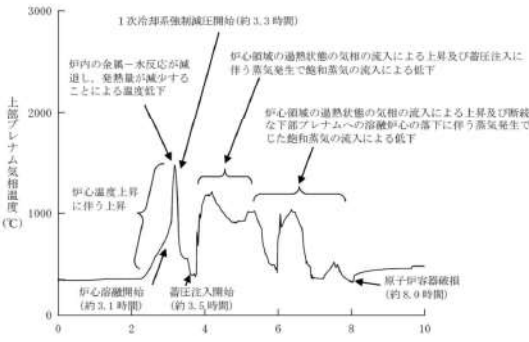
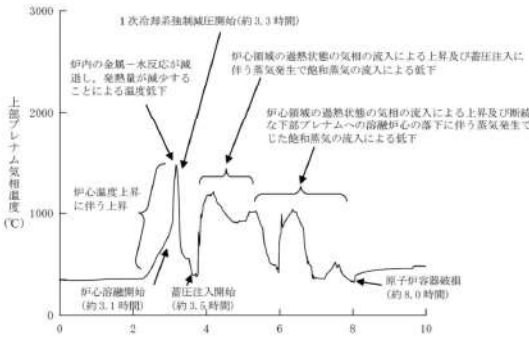
第46条 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備（補足資料 46-10 「1次冷却系強制減圧における高温蒸気の加圧器逃がし弁への影響について」）

大飯発電所3/4号炉（有効性評価添付資料）	泊発電所3号炉（有効性評価添付資料）	泊発電所3号炉（SA設備46条 補足資料）	相違理由
<p>【参考のため玄海3/4号炉の記載を掲載】</p> <p>(b) その他の付属品</p> <p>加圧器逃がし弁の作動に影響する付属品として、別図3に示すように電磁弁、エアフィルタ及びケーブルがあるが、以下のとおり、これら付属品が熱影響により機能損失することはない。なお、加圧器逃がし弁の付属品として、リミットスイッチもあるが、リミットスイッチは弁の開閉表示を示すための付属品であり、作動に影響するものではないが、最高温度約190℃の試験温度で健全性を確認している。</p> <p>i) 電磁弁、エアフィルタ</p> <p>電磁弁、エアフィルタは、熱源からの距離が約500mmのフレーム部にブラケットを介して設置されているが、この取付け位置のフレーム部温度は、別図2より約170℃程度である。</p> <p>電磁弁は、別紙4に示すとおり、最高温度約200℃の試験温度で健全性を確認している。</p> <p>エアフィルタについては、別紙5に示す通り、同じフィルタ及びシール材を使用したフィルタ付き減圧弁が最高温度約190℃の試験温度で健全性を確認している。</p> <p>よってこれら付属品が熱影響により機能損失することはない。</p> <p>ii) ケーブル</p> <p>ケーブルは、熱源からの距離が約500mmのフレーム部にブラケットを介して設置されている電磁弁に接続されており、ケーブル温度を安全側に電磁弁の取付け位置のフレーム部温度とすると、別図2より約170℃程度である。</p> <p>ケーブルは、別紙6に示すとおり、最高温度約190℃の試験温度で健全性を確認している。</p> <p>よってケーブルが熱影響により機能損失することはない。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>	<p>(b) その他の付属品</p> <p>加圧器逃がし弁の作動に影響する付属品として、別図3に示すように電磁弁、エアフィルタ及びケーブルがあるが、以下のとおり、これら付属品が熱影響により機能喪失することはない。なお、加圧器逃がし弁の付属品として、リミットスイッチもあるが、リミットスイッチは弁の開閉表示を示すための付属品であり、作動に影響するものではないが、最高温度約190℃の試験温度で健全性を確認している。</p> <p>i) 電磁弁、エアフィルタ</p> <p>電磁弁、エアフィルタは、熱源からの距離が約500mmのフレーム部にブラケットを介して設置されているが、この取付け位置のフレーム部温度は、別図2より約170℃程度である。</p> <p>電磁弁は、最高温度約200℃の試験温度で健全性を確認している。</p> <p>エアフィルタについては、同じフィルタ及びシール材を使用したフィルタ付き減圧弁にて最高温度約190℃の試験温度で健全性を確認している。</p> <p>よってこれら付属品が熱影響により機能喪失することはない。</p> <p>ii) ケーブル</p> <p>ケーブルは、熱源からの距離が約500mmのフレーム部にブラケットを介して設置されている電磁弁に接続されており、ケーブル温度を安全側に電磁弁の取付け位置のフレーム部温度とすると、別図2より約170℃である。</p> <p>ケーブルは、最高温度約190℃の試験温度で健全性を確認している。</p> <p>よってケーブルが熱影響により機能喪失することはない。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>	<p>(b) その他の付属品</p> <p>加圧器逃がし弁の作動に影響する付属品として、別図3に示すように電磁弁、エアフィルタ及びケーブルがあるが、以下のとおり、これら付属品が熱影響により機能喪失することはない。なお、加圧器逃がし弁の付属品として、リミットスイッチもあるが、リミットスイッチは弁の開閉表示を示すための付属品であり、作動に影響するものではないが、最高温度約190℃の試験温度で健全性を確認している。</p> <p>i) 電磁弁、エアフィルタ</p> <p>電磁弁、エアフィルタは、熱源からの距離が約500mmのフレーム部にブラケットを介して設置されているが、この取付け位置のフレーム部温度は、別図2より約170℃程度である。</p> <p>電磁弁は、最高温度約200℃の試験温度で健全性を確認している。</p> <p>エアフィルタについては、同じフィルタ及びシール材を使用したフィルタ付き減圧弁にて最高温度約190℃の試験温度で健全性を確認している。</p> <p>よってこれら付属品が熱影響により機能喪失することはない。</p> <p>ii) ケーブル</p> <p>ケーブルは、熱源からの距離が約500mmのフレーム部にブラケットを介して設置されている電磁弁に接続されており、ケーブル温度を安全側に電磁弁の取付け位置のフレーム部温度とすると、別図2より約170℃である。</p> <p>ケーブルは、最高温度約190℃の試験温度で健全性を確認している。</p> <p>よってケーブルが熱影響により機能喪失することはない。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第46条 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備（補足資料 46-10 「1次冷却系強制減圧における高温蒸気の加圧器逃がし弁への影響について」）

大飯発電所3/4号炉（有効性評価添付資料）	泊発電所3号炉（有効性評価添付資料）	泊発電所3号炉（SA設備46条 補足資料）	相違理由																																																																																							
<p>別表1 加圧器逃がし弁の主要部材料特性</p> <table border="1" data-bbox="152 236 698 507"> <thead> <tr> <th rowspan="2">部位</th> <th rowspan="2">材料</th> <th colspan="2">材料特性</th> <th rowspan="2">発生応力 (MPa)</th> </tr> <tr> <th>引張強さ (MPa) 内部流体温度 1,000℃時 (最高温度)</th> <th>融点 (℃)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">耐圧部材</td> <td>弁箱</td> <td>SUSF316相当 (SA182F316)</td> <td>約 50 (注1)</td> <td>約 1,400</td> <td>40 (注3)</td> </tr> <tr> <td>弁ふた</td> <td>SUSF316</td> <td>約 50 (注1)</td> <td>約 1,400</td> <td>40 (注3)</td> </tr> <tr> <td>弁体</td> <td>SUS316L</td> <td>約 158 (注2)</td> <td>約 1,400</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>駆動部材</td> <td>弁棒</td> <td>SUS630</td> <td>約 130 (注1)</td> <td>約 1,400</td> <td>50 (注4)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注1) 出典：Aerospace Structural Metals Handbook            (注2) 出典：Aerospace Structural Metals Handbook            温度は1,000℃のデータがないため約800℃の値とする。なお、SUS316Lは弁体の材料であり、開放状態時には応力は発生せず、1,000℃時のデータは不要。            (注3) 設計・建設規格 解説 VVB-1式より内圧17.16MPa時に弁箱材料に発生する応力を算出            (注4) メーカー設計値より弁棒時に弁棒に発生する応力を算出</p>  <p>別図1 上部プレナム気相温度の推移 (MAAP)</p>	部位	材料	材料特性		発生応力 (MPa)	引張強さ (MPa) 内部流体温度 1,000℃時 (最高温度)	融点 (℃)	耐圧部材	弁箱	SUSF316相当 (SA182F316)	約 50 (注1)	約 1,400	40 (注3)	弁ふた	SUSF316	約 50 (注1)	約 1,400	40 (注3)	弁体	SUS316L	約 158 (注2)	約 1,400	—	駆動部材	弁棒	SUS630	約 130 (注1)	約 1,400	50 (注4)	<p>別表1 加圧器逃がし弁の主要部材料特性</p> <table border="1" data-bbox="739 236 1243 518"> <thead> <tr> <th rowspan="2">部位</th> <th rowspan="2">材料</th> <th colspan="2">材料特性</th> <th rowspan="2">発生応力 (MPa)</th> </tr> <tr> <th>引張強さ (MPa) 内部流体温度 1,000℃時 (最高温度)</th> <th>融点 (℃)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">耐圧部材</td> <td>弁箱</td> <td>SUSF316</td> <td>約 50 (注1)</td> <td>約 1,400</td> <td>40 (注3)</td> </tr> <tr> <td>弁ふた</td> <td>SUSF316</td> <td>約 50 (注1)</td> <td>約 1,400</td> <td>40 (注3)</td> </tr> <tr> <td>弁体</td> <td>SUS316L</td> <td>約 158 (注2)</td> <td>約 1,400</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>駆動部材</td> <td>弁棒</td> <td>SUS630</td> <td>約 130 (注1)</td> <td>約 1,400</td> <td>50 (注4)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注1) 出典：Aerospace Structural Metals Handbook            (注2) 出典：Aerospace Structural Metals Handbook            温度は1,000℃のデータがないため約800℃の値とする。なお、SUS316Lは弁体の材料であり、開放状態時には応力は発生せず、1,000℃時のデータは不要。            (注3) 設計・建設規格 解説 VVB-1式より内圧17.16MPa時に弁箱材料に発生する応力を算出            (注4) メーカー設計値より弁棒時に弁棒に発生する応力を算出</p>  <p>別図1 上部プレナム気相温度の推移 (MAAP)</p>	部位	材料	材料特性		発生応力 (MPa)	引張強さ (MPa) 内部流体温度 1,000℃時 (最高温度)	融点 (℃)	耐圧部材	弁箱	SUSF316	約 50 (注1)	約 1,400	40 (注3)	弁ふた	SUSF316	約 50 (注1)	約 1,400	40 (注3)	弁体	SUS316L	約 158 (注2)	約 1,400	—	駆動部材	弁棒	SUS630	約 130 (注1)	約 1,400	50 (注4)	<p>別表1 加圧器逃がし弁の主要部材料特性</p> <table border="1" data-bbox="1323 236 1827 518"> <thead> <tr> <th rowspan="2">部位</th> <th rowspan="2">材料</th> <th colspan="2">材料特性</th> <th rowspan="2">発生応力 (MPa)</th> </tr> <tr> <th>引張強さ (MPa) 内部流体温度 1,000℃時 (最高温度)</th> <th>融点 (℃)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">耐圧部材</td> <td>弁箱</td> <td>SUSF316</td> <td>約 50 (注1)</td> <td>約 1,400</td> <td>40 (注3)</td> </tr> <tr> <td>弁ふた</td> <td>SUSF316</td> <td>約 50 (注1)</td> <td>約 1,400</td> <td>40 (注3)</td> </tr> <tr> <td>弁体</td> <td>SUS316L</td> <td>約 158 (注2)</td> <td>約 1,400</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>駆動部材</td> <td>弁棒</td> <td>SUS630</td> <td>約 130 (注1)</td> <td>約 1,400</td> <td>50 (注4)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注1) 出典：Aerospace Structural Metals Handbook            (注2) 出典：Aerospace Structural Metals Handbook            温度は1,000℃のデータがないため約800℃の値とする。なお、SUS316Lは弁体の材料であり、開放状態時には応力は発生せず、1,000℃時のデータは不要。            (注3) 設計・建設規格 解説 VVB-1式より内圧17.16MPa時に弁箱材料に発生する応力を算出            (注4) メーカー設計値より弁棒時に弁棒に発生する応力を算出</p>  <p>別図1 上部プレナム気相温度の推移 (MAAP)</p>	部位	材料	材料特性		発生応力 (MPa)	引張強さ (MPa) 内部流体温度 1,000℃時 (最高温度)	融点 (℃)	耐圧部材	弁箱	SUSF316	約 50 (注1)	約 1,400	40 (注3)	弁ふた	SUSF316	約 50 (注1)	約 1,400	40 (注3)	弁体	SUS316L	約 158 (注2)	約 1,400	—	駆動部材	弁棒	SUS630	約 130 (注1)	約 1,400	50 (注4)	
部位			材料	材料特性		発生応力 (MPa)																																																																																				
	引張強さ (MPa) 内部流体温度 1,000℃時 (最高温度)	融点 (℃)																																																																																								
耐圧部材	弁箱	SUSF316相当 (SA182F316)	約 50 (注1)	約 1,400	40 (注3)																																																																																					
	弁ふた	SUSF316	約 50 (注1)	約 1,400	40 (注3)																																																																																					
	弁体	SUS316L	約 158 (注2)	約 1,400	—																																																																																					
駆動部材	弁棒	SUS630	約 130 (注1)	約 1,400	50 (注4)																																																																																					
部位	材料	材料特性		発生応力 (MPa)																																																																																						
		引張強さ (MPa) 内部流体温度 1,000℃時 (最高温度)	融点 (℃)																																																																																							
耐圧部材	弁箱	SUSF316	約 50 (注1)	約 1,400	40 (注3)																																																																																					
	弁ふた	SUSF316	約 50 (注1)	約 1,400	40 (注3)																																																																																					
	弁体	SUS316L	約 158 (注2)	約 1,400	—																																																																																					
駆動部材	弁棒	SUS630	約 130 (注1)	約 1,400	50 (注4)																																																																																					
部位	材料	材料特性		発生応力 (MPa)																																																																																						
		引張強さ (MPa) 内部流体温度 1,000℃時 (最高温度)	融点 (℃)																																																																																							
耐圧部材	弁箱	SUSF316	約 50 (注1)	約 1,400	40 (注3)																																																																																					
	弁ふた	SUSF316	約 50 (注1)	約 1,400	40 (注3)																																																																																					
	弁体	SUS316L	約 158 (注2)	約 1,400	—																																																																																					
駆動部材	弁棒	SUS630	約 130 (注1)	約 1,400	50 (注4)																																																																																					



赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第46条 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備（補足資料 46-10 「1次冷却系強制減圧における高温蒸気の加圧器逃がし弁への影響について」）

大飯発電所3/4号炉（有効性評価添付資料）	泊発電所3号炉（有効性評価添付資料）	泊発電所3号炉（SA設備46条 補足資料）	相違理由
<p>温度(°C)</p> <p>熱源(弁箱)からの距離(mm)</p> <p>別図2 温度評価結果及び評価モデルの概念図</p>	<p>温度(°C)</p> <p>熱源からの距離(mm)</p> <p>別図2 温度評価結果及び評価モデルの概念図</p>	<p>温度(°C)</p> <p>熱源からの距離(mm)</p> <p>別図2 温度評価結果及び評価モデルの概念図</p>	
<p>別図3 加圧器逃がし弁周りの付属品について</p>	<p>別図3 加圧器逃がし弁周りの付属品について</p>	<p>別図3 加圧器逃がし弁周りの付属品について</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>46-8 現場での人力によるタービン動補助給水ポンプの起動</p>	<p>46-12 現場での人力によるタービン動補助給水ポンプの起動</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所 3 / 4 号炉	泊発電所 3 号炉	相違理由
<p>1. 現場での人力によるタービン動補助給水ポンプの起動</p> <p>通常、タービン動補助給水ポンプは、起動信号により直流駆動の<b>非常用油ポンプ</b>が自動起動し、タービン動補助給水ポンプの制御油圧の確立及び軸受油の供給を開始する。軸受油の確立後、直流駆動の<b>タービン動補助給水ポンプ起動弁</b>及びタービン動補助給水ポンプの蒸気加減弁が開となると、駆動蒸気が供給され、タービン動補助給水ポンプが起動する。このように、タービン動補助給水ポンプは常に起動可能な状態で待機している。</p> <p>常設直流電源系統が喪失した場合には、<b>非常用油ポンプ</b>による制御油及び軸受油が確保できなくなり、タービン動補助給水ポンプは起動しないが、軸受油については、現場にて<b>手動油ポンプ</b>及びホースを用いて軸受へ給油し、蒸気加減弁については、現場にて<b>タービン動補助給水ポンプ起動用工具</b>を用いて、<b>起動制御ピストン</b>を押し上げて、<b>蒸気加減弁レバー</b>を押し下げることにより、蒸気加減弁を開放することができる。<b>その後</b>、手動操作にて<b>タービン動補助給水ポンプ起動弁</b>を開放し、駆動蒸気を供給することにより、タービン動補助給水ポンプを起動することが可能である。</p> <p>一度運転状態となれば、通常起動時と同様に軸直結の主油ポンプから油が供給されることから、運転に与える影響が無く、十分な<b>機関</b>の運転継続が可能である。</p>	<p>1. 現場での人力によるタービン動補助給水ポンプの起動</p> <p>通常、タービン動補助給水ポンプは、起動信号により直流駆動の<b>補助油ポンプ</b>が自動起動し、タービン動補助給水ポンプの制御油圧の確立及び軸受油の供給を開始する。軸受油の確立後、直流駆動の<b>タービン動補助給水ポンプ駆動蒸気入口弁</b>及びタービン動補助給水ポンプの蒸気加減弁が開となると、駆動蒸気が供給され、タービン動補助給水ポンプが起動する。このように、タービン動補助給水ポンプは常に起動可能な状態で待機している。</p> <p>常設直流電源系統が喪失した場合には、<b>補助油ポンプ</b>による制御油及び軸受油が確保できなくなり、タービン動補助給水ポンプは起動しないが、軸受油については、現場にて<b>潤滑油供給器</b>及びホースを用いて軸受へ給油し、蒸気加減弁については、現場にて<b>起動速度制御ピストン引上げ治具</b>を用いて、<b>起動速度制御ピストン</b>を押し上げて、<b>起動レバー</b>を取り付けた<b>油圧増幅器出力軸</b>を押し下げることにより、蒸気加減弁を開放することができる。<b>あわせて</b>、手動操作にて<b>タービン動補助給水ポンプ駆動蒸気入口弁</b>を開放し、駆動蒸気を供給することにより、タービン動補助給水ポンプを起動することが可能である。</p> <p>一度運転状態となれば、通常起動時と同様に軸直結の主油ポンプから油が供給されることから、運転に与える影響が無く、十分な<b>期間</b>の運転継続が可能である。</p>	<p>相違理由</p> <p>設備構成の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・制御油及び軸受油を供給するポンプについて、大飯と泊の相違について、次頁に記載する。</li> <li>・上記以外は、名称の相違のみで各構成部品の有する機能は同一である。</li> </ul> <p>記載方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・後掲する起動手順のとおり、タービン動補助給水ポンプ駆動蒸気入口弁を手動により開とした状態として、タービン動補助給水ポンプの蒸気加減弁を開放することで、タービン動補助給水ポンプを起動する手順に従った記載とした。</li> </ul> <p>編集識別の注記（全ページ）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本資料は、既提出資料の記載から大飯の記載に合わせ込みを行っており、細部にわたっては既提出資料からの変更箇所（追記・削除・修正）がありますが、既提出資料の本旨からの変更はありません。</li> <li>・変更箇所を黄色マークで識別した場合、記載箇所の入替などもあり、全面的に黄色マーカーとなることから、黄色マーカーでの変更箇所の識別は行っておりません。</li> </ul>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所 3 / 4 号炉	泊発電所 3 号炉	相違理由
<p>現場での入力によるタービン動補助給水ポンプの起動 概観系統図</p>	<p>現場手動操作によるタービン動補助給水ポンプの起動 系統概要図</p>	<p>設備構成の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・制御油及び軸受油供給ポンプについて、大飯は非常用油ポンプを 2 台設置、泊は補助油ポンプ 1 台及び非常用油ポンプ 1 台を設置している。</li> <li>・泊の補助油ポンプは潤滑油供給圧を維持するよう起動信号を受け起動し、非常用油ポンプは潤滑油圧低下を検知し自動起動する設計とし、ポンプ名称を変えているが、タービン動補助給水ポンプの起動及び運転継続に必要な制御油及び軸受油を供給する機能は同じである。</li> </ul>



赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所 3 / 4 号炉	泊発電所 3 号炉	相違理由
<p style="text-align: center;">大飯発電所 3 / 4 号炉</p> <p><b>【入力によるポンプ起動について】</b>          ①ポンプ及びタービン軸系に油圧が供給されていることを確認し、圧縮機を起動する。          ②駆動工具（ジャッキ）を用いて制御レバー及び駆動速度制御ピストンを押し上げた後、駆動工具（駆動レバー）を用いてガバナレバーを下げることで、蒸気加減弁を開く。          ③ポンプの起動により、ポンプが駆動している状態を確認し、ポンプの出力が一定であることを確認する。          ④ガバナレバーの位置により、駆動速度制御ピストンが一定の位置に固定される。また、アクチュエータと駆動速度ピストンで蒸気加減弁の位置調整が行われることで、蒸気量がコントロールされて吐出圧が調整される。</p> <p><b>【出力によるポンプ起動について】</b>          ①ポンプ及びタービン軸系に油圧が供給されていることを確認し、駆動機を起動する。          ②ジャッキ及び引上げ器具を用いて制御レバー及び駆動速度制御ピストンを押し上げた後、駆動速度制御ピストンに取り付けた駆動レバーを用いてガバナレバーを下げることで、蒸気加減弁を開放することによって駆動蒸気が流入し、ポンプが駆動する。          ③ポンプの起動により、ポンプが駆動している状態を確認し、ポンプの出力が一定であることを確認する。          ④ガバナレバーの位置により、駆動速度制御ピストンが一定の位置に固定される。また、アクチュエータ及び速度制御ガバナレバーによる吐出圧の調整が行われることで、蒸気量がコントロールされて吐出圧が調整される。</p> <p><b>【出力によるポンプ起動について】</b>          ①ポンプ及びタービン軸系に油圧が供給されていることを確認し、駆動機を起動する。          ②ジャッキ及び引上げ器具を用いて制御レバー及び駆動速度制御ピストンを押し上げた後、駆動速度制御ピストンに取り付けた駆動レバーを用いてガバナレバーを下げることで、蒸気加減弁を開放することによって駆動蒸気が流入し、ポンプが駆動する。          ③ポンプの起動により、ポンプが駆動している状態を確認し、ポンプの出力が一定であることを確認する。          ④ガバナレバーの位置により、駆動速度制御ピストンが一定の位置に固定される。また、アクチュエータ及び速度制御ガバナレバーによる吐出圧の調整が行われることで、蒸気量がコントロールされて吐出圧が調整される。</p> <p style="text-align: center;">ガバナ部 詳細図</p>	<p style="text-align: center;">泊発電所 3 号炉</p> <p><b>【出力によるポンプ起動について】</b>          ①ポンプ及びタービン軸系に油圧が供給されていることを確認し、駆動機を起動する。          ②ジャッキ及び引上げ器具を用いて制御レバー及び駆動速度制御ピストンを押し上げた後、駆動速度制御ピストンに取り付けた駆動レバーを用いてガバナレバーを下げることで、蒸気加減弁を開放することによって駆動蒸気が流入し、ポンプが駆動する。          ③ポンプの起動により、ポンプが駆動している状態を確認し、ポンプの出力が一定であることを確認する。          ④ガバナレバーの位置により、駆動速度制御ピストンが一定の位置に固定される。また、アクチュエータ及び速度制御ガバナレバーによる吐出圧の調整が行われることで、蒸気量がコントロールされて吐出圧が調整される。</p> <p><b>【出力によるポンプ起動について】</b>          ①ポンプ及びタービン軸系に油圧が供給されていることを確認し、駆動機を起動する。          ②ジャッキ及び引上げ器具を用いて制御レバー及び駆動速度制御ピストンを押し上げた後、駆動速度制御ピストンに取り付けた駆動レバーを用いてガバナレバーを下げることで、蒸気加減弁を開放することによって駆動蒸気が流入し、ポンプが駆動する。          ③ポンプの起動により、ポンプが駆動している状態を確認し、ポンプの出力が一定であることを確認する。          ④ガバナレバーの位置により、駆動速度制御ピストンが一定の位置に固定される。また、アクチュエータ及び速度制御ガバナレバーによる吐出圧の調整が行われることで、蒸気量がコントロールされて吐出圧が調整される。</p> <p style="text-align: center;">ガバナ部 詳細図</p>	<p>設備構成の相違          以下の構成部品の相違はあるが、作動油によりガバナ制御する機構は同じである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>大飯はポンプ本体吐出圧を一定とするよう調整する「定吐出圧制御ピストン」で蒸気加減弁開度を制御する設計としており、泊はポンプ回転数を一定とするよう調整する「速度制御ガバナ」で蒸気加減弁開度を制御する設計としている。</li> <li>いずれの制御方式においても、ポンプ負荷に応じて蒸気加減弁開度を調整する機構は同じであり、ポンプ本体の起動後の制御性は同等である。</li> <li>なお、大飯で「起動用ネジ」として図示している構成部品は、泊では速度制御ガバナの下部に位置している構成部品と同じであり、試運転時等に使用するのみでポンプ本体が起動した後は使用しない機構である。</li> </ul>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>2. 操作手順</p> <p>現場での人力によるタービン動補助給水ポンプの起動手順は以下のとおり。</p> <p>① 運転員等は、中央制御室及び現場にてタービン動補助給水ポンプ起動前の系統構成が確立されていることを確認する。</p> <p>② 運転員等は、現場にて手動油ポンプ及びホースを用いて軸受への給油ラインを構成し、手動油ポンプにより軸受に給油する。</p> <p>③ 運転員等は、現場にて制御レバー及び起動速度制御ピストンに起動用工具（ジャッキ）を取り付けて、ジャッキを押し上げて制御レバー及び起動速度制御ピストンを開とする。</p> <p>④ 運転員等は、現場にて蒸気加減弁に起動用工具（起動レバー）を取り付ける。</p> <p>⑤ 運転員等は、現場にてタービン動補助給水ポンプ起動弁を手動にて開放する。</p> <p>⑥ 運転員等は、蒸気加減弁の起動レバーを押し上げて蒸気加減弁を開放してタービン動補助給水ポンプを起動する。</p> <p>⑦ 運転員等は、現場にてタービン動補助給水ポンプの起動状態に異常の無いことを確認する。</p> <p>⑧ 運転員等は、タービン動補助給水ポンプ油ポンプ吐出圧力の上昇確認後、蒸気加減弁の起動レバーの押し下げを徐々に緩め蒸気加減弁が開位置で維持されることを確認後、蒸気加減弁の起動レバーを取り外す。</p> <p>⑨ 運転員等は、タービン動補助給水ポンプ主油ポンプによる軸受への給油を確認後、手動油ポンプによる軸受への給油を停止する。</p> <p>⑩ 運転員等は、起動速度制御ピストンが油圧にて上昇していることを確認し、ジャッキを取り外す。</p> <p>⑪ 運転員等は、現場にてタービン動補助給水ポンプの運転状態に異常の無いことを確認する。</p> <p>⑫ 運転員等は、現場でのタービン動補助給水ポンプ吐出圧力の監視及び中央制御室での補助給水流量等の監視により、タービン動補助給水ポンプによる蒸気発生器への注水が実施できていることを確認する。</p>	<p>2. 操作手順</p> <p>現場での人力によるタービン動補助給水ポンプの起動手順は以下のとおり。</p> <p>① 運転員は、中央制御室及び現場にてタービン動補助給水ポンプ起動前の系統構成が確立されていることを確認する。</p> <p>② 災害対策要員は、現場にて潤滑油供給器及びホースを用いて軸受への給油ラインを構成し、潤滑油供給器により軸受に給油し、各軸受箱下に設置されている油窓を覗き、油面の上昇を確認する。</p> <p>③ 災害対策要員は、現場にて制御レバー及び起動速度制御ピストンにジャッキ及び引上げ治具を取り付けて、ジャッキを押し上げて制御レバー及び起動速度制御ピストンを開とする。</p> <p>④ 運転員は、起動速度制御ピストンへの制御油バイパス弁を開とする。</p> <p>⑤ 運転員及び災害対策要員は、現場にて蒸気加減弁に起動用工具（起動レバー）を取り付ける。</p> <p>⑥ 運転員は、現場にてタービン動補助給水ポンプ駆動蒸気弁を手動にて開放する。</p> <p>⑦ 運転員は、蒸気加減弁の起動レバーを徐々に押し下げ蒸気加減弁を開放してタービン動補助給水ポンプを起動する。</p> <p>⑧ 運転員及び災害対策要員は、現場にてタービン動補助給水ポンプの起動状態に異常の無いことを確認する。</p> <p>⑨ 運転員及び災害対策要員は、タービン動補助給水ポンプ主油ポンプ吐出圧力の上昇確認後、蒸気加減弁の起動レバーの押し下げを徐々に緩め蒸気加減弁が開位置で維持されることを確認後、蒸気加減弁の起動レバーを取り外す。</p> <p>⑩ 災害対策要員は、タービン動補助給水ポンプ主油ポンプによる軸受への給油を確認後、潤滑油供給器による軸受への給油を停止する。</p> <p>⑪ 災害対策要員は、起動速度制御ピストンが油圧にて上昇していることを確認し、ジャッキを取り外す。</p> <p>⑫ 運転員は、現場にてタービン動補助給水ポンプの運転状態に異常の無いことを確認する。</p> <p>⑬ 運転員は、現場でのタービン動補助給水ポンプ吐出圧力の監視及び中央制御室での補助給水流量等の監視により、タービン動補助給水ポンプによる蒸気発生器への注水が実施できていることを確認する。</p>	<p>相違理由</p> <p>記載方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大飯は、操作手順の主語を全て「運転員等」として重大事故等時の対応にあたる要員の総称で記載しているが、泊は、現場で仮設供給装置等による設置・操作を行う「災害対策要員」と系統弁の操作を行う「運転員」とし、その両者が行うポンプ起動後の運転状態確認については「運転員及び災害対策要員」として、策定している起動手順書を元に書き分けている。</li> </ul> <p>記載方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・以下の手順記載事項の相違については、今回の修正前において、記載していた事項かつ手順書において実施する事項としている内容のため、継続して記載することとした。</li> <li>（手順②）潤滑油供給後の送油確認を油窓で行うことを記載。</li> <li>（手順④）手順③にて、治具を用いて起動速度制御ピストンをタービン動補助給水ポンプ起動できる状態にした後、直流電源喪失状態においてもポンプ起動後の主油ポンプからの給油が可能となるよう給油ラインの電磁弁をバイパスする経路を構成することを記載。</li> </ul>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉		泊発電所3号炉		相違理由
3. タイムチャート		3. タイムチャート		
<p>タービン動補給水ポンプ（現場手動操作）及びタービン動補給水ポンプ起動弁（現場手動操作）によるタービン動補給水ポンプの起動開始</p> <p>約45分</p>		<p>40分</p> <p>タービン動補給水ポンプ起動</p>		
手順の項目	要員（数）	手順の項目	要員（数）	
タービン動補給水ポンプ（現場手動操作）及びタービン動補給水ポンプ起動弁（現場手動操作）によるタービン動補給水ポンプの機能回復	運転員等（現場）	現場手動操作によるタービン動補給水ポンプの起動	運転員（現場）B 災害対策要員A, B	
<p>※ 現場移動時間には防護具着用時間を含む。</p>		<p>※1：中央制御室から機器操作場所までの移動時間及び機器の操作時間に余裕を見込んだ時間                  ※2：中央制御室から機器操作場所までの移動時間及び機材準備の作業時間に余裕を見込んだ時間                  ※3：潤滑油供給器接続、蒸気加減弁開操作準備及びタービン動補給水ポンプ起動準備の作業時間に余裕を見込んだ時間                  ※4：機器の操作時間に余裕を見込んだ時間</p>		